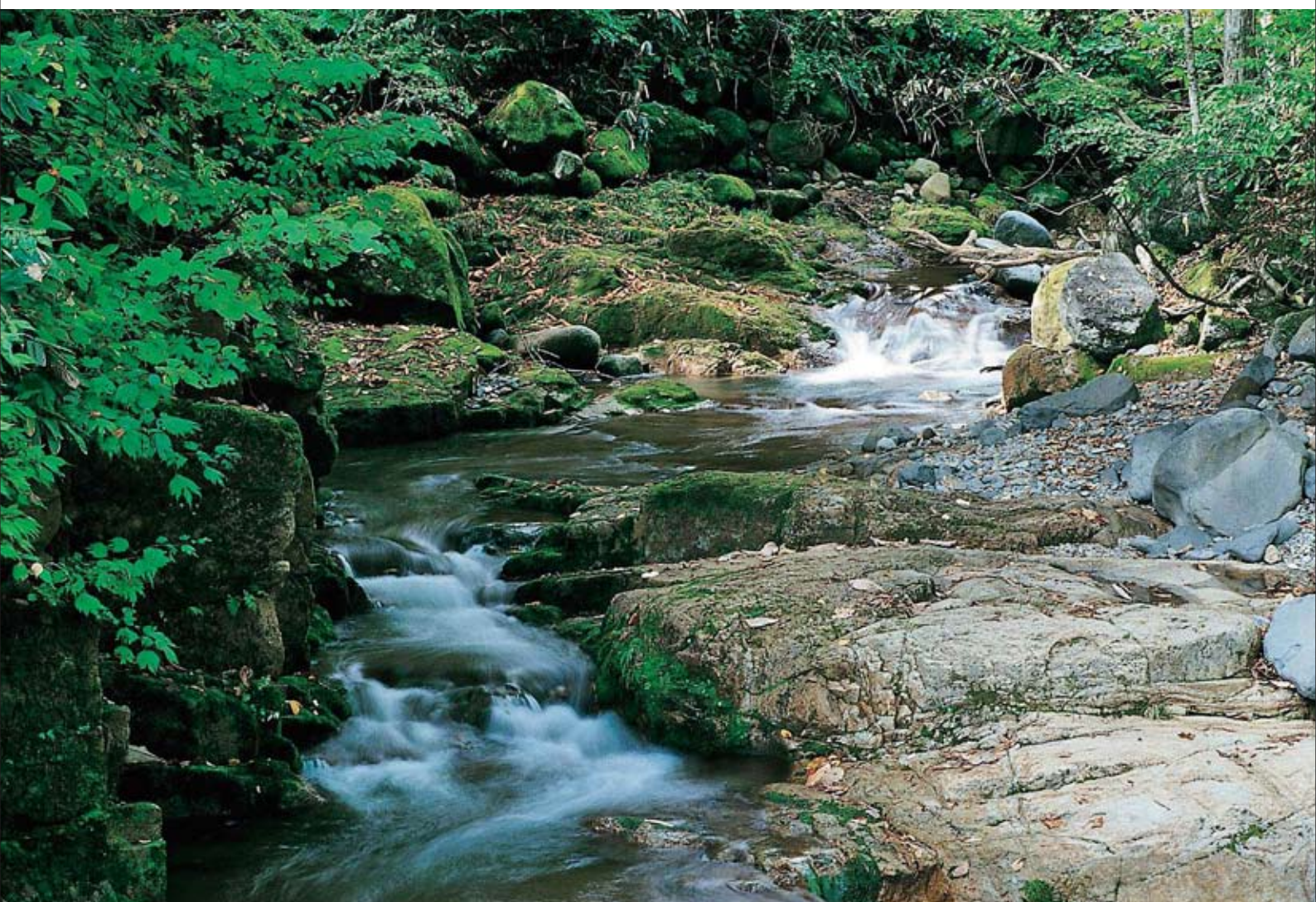


岐阜県環境基本計画

(平成23年度～平成27年度)

県民総参加による緑豊かな「清流の国ぎふ」づくり



岐阜県

平成23年3月策定

— 表紙の写真 —

長良川源流

(郡上市高鷲町地内)

(提供) (社)岐阜県観光連盟

岐阜県環境基本計画

(平成23年度～平成27年度)

県民総参加による緑豊かな「清流の国ぎふ」づくり



はじめに

私たちが暮らす岐阜県は、日本のほぼ中央に位置し、北部の飛騨地域は、標高3千メートルを超える飛騨山脈の山々が連なる一方、南部の美濃地域は、木曾三川（木曾川、長良川、揖斐川）という清流が流れる肥沃な濃尾平野からなり、古くから「飛山濃水」の地と呼ばれてきました。



この起伏に富んだ複雑な地形や変化に富んだ気候は、多種・多様な動植物を育み、多彩で豊かな自然環境を形成しました。私たちはこうした豊かな自然と共存しながら様々な自然の恵みを受け、本県ならではの農林漁業や特色ある地場産業、素晴らしい伝統文化を育んできました。

本県では、平成18年5月に開催された「全国植樹祭」や、平成22年6月に全国で初めて河川を舞台に開催された「全国豊かな海づくり大会～ぎふ長良川大会～」を通じて、県土の80%を占める森林を保全すること、そして森林が育む清流を森・川・海が一体となって保全することの大切さを、本県の取り組みを紹介しながら、全国に向けて相次いで発信してまいりました。

特に海づくり大会では、天皇陛下から「長良川の美しさに改めて感動しました 岐阜県は太平洋と日本海の両方につながる清流を持っている この魅力を大いに活かしてください」とのお言葉を賜り、また平成22年に本県で開催されたAPEC中小企業大臣会合に参加された海外の閣僚からは「岐阜はクリーンでグリーンな場所」と称賛の声をいただきました。

私たちは、このように県外からも非常に高い評価を得ている本県の豊かな自然や恵まれた環境に感謝しつつ、これらを県民共通の財産として、確実に次の世代へと引き継いでいかななくてはなりません。

このたび、新たな「岐阜県環境基本計画」を策定するに当たり、「清流」を本県のアイデンティティとして明確に打ち出すことにしました。

この計画では、「県民総参加による緑豊かな『清流の国ぎふ』づくり」を基本理念に掲げ、2つの基本目標「人と自然が共生する豊かで美しい岐阜県」「持続的発展が可能な岐阜県」を実現するため、5つの基本施策を立て、その施策の方向性を示しました。

計画の実現には、行政はもとより、県民、事業者の方々の積極的な参加と協力が欠かせません。「清流の国ぎふ」の実現に向け、県民総参加で取り組んでいくため、本計画の趣旨をご理解いただき、一層のご支援とご協力をお願いする次第です。

最後に、この「岐阜県環境基本計画」の策定に当たっては、岐阜県環境審議会で審議いただいたほか、環境に関する意識調査をはじめ意見交換会など、多くの県民の方々から貴重なご意見を賜り、県議会で議決をいただきました。この場をお借りして、ご協力いただいた多くの方々に深く感謝を申し上げます。

平成23年3月

岐阜県知事 古田 肇

目 次

第1部 環境基本計画策定の基本的な考え方

- 1. 計画策定の趣旨 1
 - (1) 策定の背景 1
 - (2) 環境行政の推移 1
- 2. 計画の視点 2
 - (1) 基本理念 2
 - (2) 基本目標 3
 - (3) 計画の役割 5
 - (4) 計画の期間 5

第2部 自然共生社会ぎふづくり

- 1. 生物多様性の確保 6
 - (1) 野生生物の生息地・生育地の保護 6
 - (2) 希少野生動植物の保護 7
 - (3) 外来生物の防除や野生鳥獣の保護・管理の推進 8
- 2. 身近な自然環境の保全と再生 10
 - (1) 身近な水辺の保全 10
 - (2) 里地里山の保全 12
- 3. 自然とのふれあいの機会の充実 14
 - (1) 自然公園等の保全と利用 14
 - (2) 自然とのふれあいの機会の充実 15
- 4. 環境に配慮した社会基盤の整備 16
 - (1) 環境影響評価制度の運用 16

第3部 快適生活環境ぎふづくり

- 1. 健全な水循環の確保 17
 - (1) 汚濁発生源の抑制 17
 - (2) 土壌、地下水保全の推進 20
 - (3) 水をとりまく環境の保全 21
- 2. 大気環境の保全 22
 - (1) 汚染発生源の抑制 22
 - (2) オゾン層保護、酸性雨対策の推進 23
- 3. 地盤沈下、騒音、振動、悪臭の防止 24
 - (1) 地盤沈下対策の推進 24
 - (2) 騒音、振動、悪臭発生源の抑制 25
- 4. 化学物質による環境汚染対策の推進 26
 - (1) ダイオキシン類対策の推進 26
 - (2) リスクコミュニケーションの推進 27
 - (3) 企業の自主的な取組みの推進 27

5. 各種景観の保全と創出 29
 (1) 良好な景観の形成 29
 (2) 歴史的・文化的環境の保全 30

第4部 低炭素社会ぎふづくり

1. 温室効果ガス削減に向けた取組みの推進 32
 (1) 中長期目標の設定 32
 (2) 事業者対策の推進 32
 (3) 家庭での取組みの推進 33
 (4) カーボン・オフセットの普及 35
 (5) 地域環境の整備及び改善 35
2. 新エネルギー・省エネルギーの導入促進 37
 (1) 新エネルギーの導入促進 37
 (2) 木質バイオマスエネルギーの導入促進 38
 (3) 農業用水を活用した小水力発電の導入促進 38
 (4) 省エネルギーの推進 39
3. 森林資源を活用した吸収源対策の推進 40
 (1) 間伐の推進 40
 (2) 企業との協働による森林づくりの推進 41
4. 関連産業の育成支援 42
 (1) 新エネルギー関連産業の育成支援 42
 (2) 研究開発の推進 43

第5部 循環型社会ぎふづくり

1. 循環資源の有効利用の推進 44
 (1) ごみ減量化の推進 44
 (2) 各種リサイクル法の適正な運用 45
 (3) リサイクル製品の利用推進 46
2. 廃棄物の適正処理の推進 48
 (1) 一般廃棄物の適正処理の推進 48
 (2) 産業廃棄物の適正処理の推進 48
 (3) 不法投棄等の不適正処理対策の推進 50
 (4) 災害時における廃棄物処理対策の推進 52
3. 関連産業の育成支援 53
 (1) リサイクル関連産業の育成支援 53

第6部 環境にやさしいぎふの人づくり

1. 環境教育・環境学習の推進 54
 (1) 教えることのできる人材の育成と活用 54
 (2) 学習の機会の提供及び活用 55
 (3) 環境情報の共有 57

2. 「清流の国ぎふ」づくりを支える仕組みづくり	58
(1) 県民協働による環境保全活動の推進	58

第7部 計画の推進

1. 計画の着実な推進に向けて	60
2. 推進体制	60
3. 各主体の役割	60
4. 進行管理	61
5. 目標指標	62

資料編

環境に関する県民等意識調査の結果	68
岐阜県環境基本条例	78
岐阜県環境基本計画の策定経過	83
岐阜県環境審議会委員名簿	85
諮問・答申	86
環境用語集	88

第1部 環境基本計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

(1) 策定の背景

本県では、平成7年3月に制定された「岐阜県環境基本条例」に基づき、平成8年3月に「岐阜県環境基本計画」を策定して以降、平成13年（第2次）、平成18年（第3次）と策定し、環境の保全及び創出に関する取組みを推進してきました。

平成18年3月に策定した「岐阜県環境基本計画」（第3次）では、「自然生態系を保全する」「生活環境を守る」「循環型社会をつくる」「地球環境を保全する」「県民協働を進める」の5つを基本目標とし、着実に諸施策を展開してまいりました。

しかし、その後、環境を取りまく情勢も変化してまいりました。

国では、地球温暖化対策として「温室効果ガス排出量を1990年（平成2年）比で2020年（平成32年）までに25%削減」という国際公約とその実現に向けた様々な取組み、そして生物多様性では、「生物多様性国家戦略2010」や平成22年に開催されたCOP10を契機に、生物の多様性の保全とその持続可能な利用を見据えた社会の実現のための施策の充実・強化が進められています。

本県におきましても、「岐阜県環境基本計画」（第3次）の策定から5年が経過し、絶滅の恐れがある野生生物の種類増加や、家庭ごみの減量等の残された課題、地球温暖化対策や、良好な水質・大気の保全等の引続き取組むべき課題、そして、全国豊かな海づくり大会の成果を踏まえた県民運動の展開といった新たに取組むべき課題への対応が求められています。

これらの課題に的確に対応し、環境行政・施策の基本的な指針とするため、新たな環境基本計画（第4次）を策定します。

(2) 環境行政の推移

本県では、高度経済成長に伴い発生した、産業型公害や大規模な開発による自然環境破壊への対策として、昭和43年に「岐阜県公害防止条例」、昭和47年に「岐阜県自然環境保全条例」を制定し、環境保全に取り組んできました。

さらに生活環境の破壊を防止し、その改善を図るため、昭和46年には生活環境の保全と改善を目的とした「岐阜県生活環境の確保に関する条例」を制定しました（平成7年に「岐阜県環境基本条例」の制定により廃止）。

これらの取組みを踏まえ、より総合的な環境行政を推進するため、平成2年には、環境管理計画「岐阜県環境プラン」を策定しました。

さらに平成7年3月、健康に良い豊かで快適な環境の保全及び創出を目的とした「岐阜県環境基本条例」を制定するとともに、平成8年3月に同条例第10条に基づき、「健康に良い空気・水・土が保全・創出された環境と人が共生できる社会の構築」を基本目標とした「岐阜県環境基本計画」（第1次）を策定し、環境関係施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

平成13年3月に、「安全で、安心な『大気』『水』『土』『緑』が保全された、豊かな自然環境と快適な生活環境を将来の世代に引き継いでいくことができる社会の構築」を基本理念とした「岐阜県環境

基本計画」(第2次)を策定しました。

平成18年3月には、「『飛山濃水』の豊かな自然と文化を守り育み、県民協働により循環型社会の形成をめざします」を基本理念とした「岐阜県環境基本計画」(第3次)を策定しました。第3次計画ではこの基本理念に基づき、「自然生態系を保全する」「生活環境を守る」「循環型社会をつくる」「地球環境を保全する」「県民協働を進める」を5つの基本目標とし、環境分野において様々な施策に取り組んできました。

「自然生態系を保全する」では、レッドデータブックの改訂や、希少野生生物保護条例に基づき希少野生生物(16種)の保護を進めてきました。また、「河川環境レンジャー」を委嘱し自然環境に配慮した河川整備の事業を行う等、生物の生息環境等の保全を図ってきました。

「生活環境を守る」では、清流調査隊を公募し地域を流れる川の水質を改善するために、県民が連携して川の状況調査、家庭での生活排水の削減に取り組む活動を実施しました。また、良好な水質、大気環境の確保に努め、湖沼は全て、河川についてもほぼ環境基準を達成することができました。

「循環型社会をつくる」では、「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」を施行し、事業者と地域住民の円滑な合意形成を図る枠組みを構築しました。

「地球環境を保全する」では、レジ袋の有料化に取り組み、平成21年度には県内全市町村で導入が実現しました。また、「もったいない・ぎふ県民運動」、「CHANGE マイライフ」等の県民運動を推進し、平成20年度に県民、事業者、行政等が一体となって対策を進める「岐阜県地球温暖化防止基本条例」を制定しました。

「県民協働を進める」では、平成20年度に小学校の指導者向け環境教育プログラムを作成し、公開しました。また、水の子ども会議、緑と水の子ども会議、カワゲラウオッチング等様々なプログラムを実施しました。

このように第3次計画では、様々な施策を講じてまいりましたが、社会の情勢の変化とともに環境に関する引続き取り組むべき課題、そして新たにに取り組むべき課題が改めて浮き彫りとなり、それらに対し、今後も積極的かつ具体的な施策を講じていく必要があります。

2. 計画の視点

(1) 基本理念

県民総参加による緑豊かな「清流の国ぎふ」づくり

日本のほぼ真ん中に位置する本県は、緑豊かな「森」、清らかな「川」といった自然環境に恵まれ、その中で私たちは生活の歴史を刻み、個性ある文化を育ててきました。

とりわけ、森を源として流れ出た「川」=「清流」は、肥沃な大地を形成し、周辺を潤し、そこで暮らす私たちは今も直接その恩恵に浴しています。



乗鞍五色ヶ原布引滝

しかし、昨今、エネルギーや資源を大量に使う社会活動の進展は、私たちに物質的豊かさをもたらした反面、環境破壊、生態系の異変、地球温暖化などを引き起こし、その影響はもはや地域環境のみならず地球規模の問題となってきました。

今、求められるのは、私たちが、清流をはじめとした自然のもたらす恵みに改めて感謝し、先人から受け継いだ、この豊かな自然環境を守るとともに、将来の世代にわたって引き継いでいくことです。

私たちは「全国豊かな海づくり大会」の開催や環境保全活動への参加を契機に、清流を守ることの大切さに改めて気づくとともに、その取組みへの気運が一層高まってきました。

今後は、本県の象徴ともいえる清流を守ることはもちろんのこと、活かし、伝えていくことで、県民のアイデンティティとして「清流の国ぎふ」づくりに県民総参加で取り組んでいきます。

（２－１）基本目標 1

人と自然が共生する豊かで美しい岐阜県

本県は、美しく誇るべき自然環境を有しており、そこで生息する生き物の多様性が、生態系のバランス上とても重要であるばかりでなく、私たちの日常生活にも様々な恩恵を与えていることに鑑み、自然と調和した豊かな生活環境を守り育むとともに、快適に暮らせる美しい岐阜県づくりを進めます。



乗鞍の高山植物

基本施策Ⅰ 自然共生社会ぎふづくり

（取組方針）

- ・県内に生息する多種多様な生物の生息・生育環境を将来に引き継ぐため、その保全を図ります。
- ・多くの県民に本県のすばらしい自然環境とふれあい、自然と共生することの大切さを実感していただくため、自然とふれあう機会の充実を図ります。
- ・周辺の自然環境へ配慮した社会基盤の整備を進めるため、自然環境への負荷を軽減するとともに、その保全にも十分配慮した取組みを行います。

基本施策Ⅱ 快適生活環境ぎふづくり

（取組方針）

- ・県民が健康で安心して暮らすことができるよう、水、大気、土壌環境等を良好な状態に保全します。
- ・清流の保全に向けた市民団体による活動、各家庭での生活排水対策が活発に行われるよう、支援を行います。
- ・美しい町並みや里地里山の景観の保全に向けた取組みを進めます。

(2-2) 基本目標2

持続的発展が可能な岐阜県

大量生産、大量消費の社会経済システムは、私たちに経済的に豊かで便利な生活をもたらしましたが、その反面、環境に大きな負荷を及ぼしています。

再生可能エネルギーや、限りある資源の効率的な利用により、環境と経済活動の良好な関係を築くとともに、持続的発展が可能な岐阜県づくりを進めます。



次世代エネルギーインフラ
(中山間地モデル)

基本施策Ⅲ 低炭素社会ぎふづくり

(取組方針)

- ・ 県内の温室効果ガス排出量の抑制に向け、化石燃料に頼らない省エネルギー型のライフスタイル、事業活動への転換を図るとともに、自然エネルギーや新エネルギーの利用を促進します。
- ・ 二酸化炭素の貴重な吸収源である森林を整備するため、間伐などの取組みを進めます。
- ・ 新エネルギー分野を県の新たな成長産業とするため、その育成支援に努めます。

基本施策Ⅳ 循環型社会ぎふづくり

(取組方針)

- ・ 環境に配慮した商品やサービスを選択する消費行動を多くの家庭や事業所に定着させ、資源の循環的な利用を基本とする社会を確立するため、3Rの考え方を広く啓発します。
- ・ 3Rの取組みを進めてもなお生じる廃棄物については適正な処理を進めます。
- ・ 企業による再生利用技術や環境への負荷が少ない処理技術の開発を促進するため、支援を行います。

(2-3) これらを支える横断的な「環境にやさしいぎふの人づくり」

これらの上記2つの基本目標の達成にあたって、いずれも「人づくり」が欠かせません。従って、2つの基本目標を支える横断的な基本施策を掲げます。

基本施策Ⅴ 環境にやさしいぎふの人づくり

(取組方針)

- ・ 多くの県民が環境教育・環境学習に参加できるよう、子どもから大人まで幅広い世代を対象にした環境教育・環境学習の機会の充実を図ります。
- ・ 「全国豊かな海づくり大会」を通じて醸成された、森・川・海が一体となった環境保全の大切さをより多くの県民が認識し、環境への負荷が少ないライフスタイルが定着するとともに、積極的に環境保全活動に参加いただくため、「清流の国ぎふ」づくりに向けた県民運動を展開します。

(3) 計画の役割

岐阜県環境基本計画は次の役割を果たします。

- 1.本計画は、岐阜県環境基本条例（平成7年条例第9号）第10条に定める、「豊かで快適な環境の保全と創出に関する目標、施策の方向、配慮の方針等」を明らかにするものです。
- 2.本計画は、緑豊かな「清流の国ぎふ」づくりに向けた施策の基本的な方向を明らかにするものです。
- 3.本計画は、県民、事業者、行政の積極的な連携、協力のもと、環境の保全及び創出に関する取組みを推進するための施策の基本的な方向を明らかにするものです。
- 4.本計画は、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（平成15年法律第130号）第8条に規定する環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を兼ね備えるものです。

(4) 計画の期間

本計画は、岐阜県長期構想の計画期間の最終年度（平成30年度）を見据え、その実現に向けて平成23年度から平成27年度までを計画期間とします。

第2部 自然共生社会ぎふづくり

1. 生物多様性の確保

取組方針

絶滅の恐れがある野生生物の種類が増加や、地域固有の生態系に影響を及ぼす外来生物の繁殖、さらには、有害野生鳥獣による農林業被害などの課題に対応するため、希少な野生生物の生息地・生育地の保護や、外来生物の防除に向けた取組みのほか、野生鳥獣の保護・個体数の管理に向けた取組みを引き続き進めていきます。

また、生物多様性の確保に関する理解を深めていただくとともに、新たに策定する「生物多様性地域戦略」に基づき、生物多様性の保全に向けた取組みの充実を図り、本県の豊かな生態系を着実に次の世代に引き継いでいきます。

(1) 野生生物の生息地・生育地の保護

現状と課題

- 本県は、海拔0～3,000メートルまで、非常に変化に富んだ地形を有しており、多種多様な野生生物が生息・生育していますが、人間の活動や開発、過疎化や高齢化に伴う里地里山の手入れ不足、間伐の遅れ、外来種の進入などにより、その生息・生育環境が悪化しています。
- 野生生物の生息地、その他良好な自然環境を形成する地域については、自然環境保全地域に指定していますが、野生生物の生息環境は環境の変化に影響されやすいため、継続的にその動向を把握する必要があります。
- また、健全度が低下した人工林については、間伐により森林内を明るくして下層植生を豊かにするなど、多様な生物が生息・生育できる環境を回復させる必要があります。
- 野生生物の生息、活動区域の拡大に伴い、農林水産物や生活環境に対する被害が増加しています。
- 野生生物の保護を図るためには、人間の生活との両立を図るための対策を講じるとともに、地域住民の理解のもとで地域が一体となった取組みを進めることが必要です。

具体的な施策

- 「生物多様性地域戦略」の策定と推進
 - ・「生物多様性基本法」に基づき、生物多様性の確保や持続的な利用に関する計画を策定し、着実に推進します。また、生物多様性の重要性について、県民への普及啓発に努めます。
- 良好な自然環境の保全
 - ・貴重な生態系を有する自然環境保全地域や自然公園を適正に保全し、野生生物とその生息環境の保護に努めます。
 - ・良好な自然環境や景観を有する地域の保全、野生生物の連続した生息地の確保を図るため、自然環境保全地域や自然公園の指定、あるいはその区域設定等について、国等の関係機関と連携し検討を進めます。
- 自然環境変遷動向調査の実施
 - ・周辺の環境変化の影響を受けやすい野生生物の生息地は、少なくとも5年ごとに、それ以外の生息地についても10年ごとに調査を実施し、適正に保全管理するための基礎資料を整備します。

○鳥獣保護区の指定

- ・鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣の生息状況や生息環境等を考慮し、重要な生息地を優先的に鳥獣保護区に指定します。また、関係者との合意形成に努め、農林水産業等に伴う人間の活動と鳥獣の共生が図られるように留意します。

○岐阜県ワシタカ環境レンジャーの委嘱

- ・猛禽類の密猟や繁殖に支障を及ぼす行為を発見した際の通報や生息情報・生息環境に関する情報の提供など、猛禽類の保護育成を県民協働で進めるため、ワシタカ環境レンジャーを委嘱します。

○地域森林計画の推進

- ・「森林法」に基づく地域森林計画で定める森林整備基準に基づき、適切な間伐の実施や生育の悪い人工林の針広混交林への誘導等を進め、野生生物の生息地・生育地の保護を図ります。



針広混交林

(2) 希少野生動植物の保護

現状と課題

- 人間の生活領域の拡大や経済活動によって、希少野生生物の生息・生育環境が悪化しています。
- 平成 22 年度に岐阜県版レッドデータブック（動物編）の改訂を行いました。掲載種数は 330 種と改訂前と比較して 119 種増加しており、今後、これら絶滅の恐れがある野生生物の保護対策を進める必要があります。
- 本県では「岐阜県希少野生生物保護条例」に基づき、絶滅の恐れがある希少野生生物を指定するとともに、その生息地の中から「指定希少野生生物保護区」を指定し、開発等の行為を規制することで、その保護に努めています。
- 今後も希少野生生物の保護を着実に進めるためには、生息・生育の実態に関する詳細な調査が必要です。また、地域住民の理解のもと、地域が一体となった保全、保護の取組みを進める必要があります。
- また、外来種や国内移入種による捕食、生息・生育環境の変化から、地域固有の野生動植物を守る必要があります。

具体的な施策

- 野生生物保護推進員制度の活用
 - ・野生生物保護推進員による調査活動により、生息状況を的確に把握し、野生生物の保護に努めます。
- 岐阜県版レッドデータブック（植物編）の改訂
 - ・開発事業者や一般県民への普及などを通じて野生生物の保護・保全を図ることを目的に、平成 13 年に作成した岐阜県版レッドデータブック（植物編）について、最新の知見と情報を取り入れ、改訂を行います。
- 野生生物保護団体等との協力体制の確保
 - ・国、市町村等の関係機関や野生生物保護団体との情報共有や協力体制づくりを進め、さらなる保護活動の推進に努めます。



ウシモツゴ（指定希少野生生物）



フクジュソウ（指定希少野生生物）

（3）外来生物の防除や野生鳥獣の保護・管理の推進

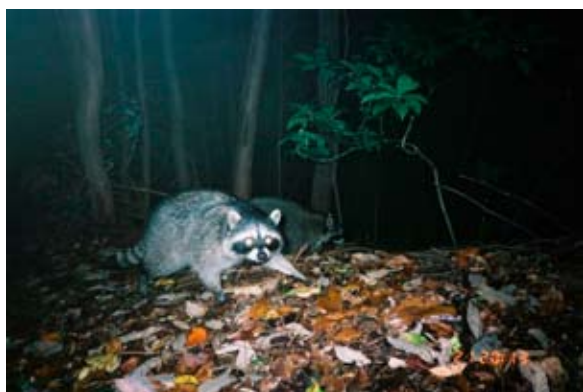
現状と課題

- 外国から持ち込まれた外来生物によって、在来の野生生物の生態系が脅かされています。また、森林の手入れ不足や過疎化・高齢化による耕作放棄地の増加により、野生鳥獣の生息環境は悪化しています。
- 外来生物のうち、生態系や人、農林水産業等へ被害を及ぼす、またはその恐れがある特定外来生物については、積極的に防除する必要があります。
- また、生息数が著しく増加し、農林業への被害が顕著な野生鳥獣や、減少により種の安定的な維持が危ぶまれている野生鳥獣については、個体数の調整や保護を図る必要があります。
- カワウによるアユ等の主要な漁獲対象魚に対する食害がみられます。本県のカワウの生息羽数は約1,700羽（県地球環境課調査）と、近年やや減少傾向にあるものの、隣接する滋賀県や愛知県には数万羽が生息しており、そこからの移動や飛来もあることから、継続的な駆逐、追い払いが必要です。

具体的な施策

- 特定外来生物等の防除
 - ・アライグマやヌートリア等については、市町村において外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、これに基づき計画的な防除が実施されるよう、連携して取組みます。
 - ・オオキンケイギク等の植物については、生態系等に被害を及ぼす恐れがある場合は、種子の結実前に除去する等、効果的な防除に努めます。
 - ・オオバコ等、高山帯などへの侵入が進んでいる在来の低地性植物については、関係機関との連携を強化し、その防除を進めます。また、白山国立公園においては、自然公園法改正により創設された生態系維持回復事業を国等の関係機関と連携して推進します。
 - ・アルゼンチンアリやカミツキガメ等、人に被害を加えるおそれがある特定外来生物については、緊急に防除すべき特定外来生物として、関係機関と連携して緊急防除を行います。
- 特定鳥獣保護管理計画に基づく取組みの推進
 - ・イノシシやツキノワグマ等、著しく増加または減少している野生鳥獣については、その個体群の長期にわたる安定的な維持と、農林業への被害の軽減を図るため、その捕獲数の制限の緩和や狩猟期間の延長、あるいは捕獲の禁止・制限などにより、計画的な保護管理に努めます。併せて、狩猟者等、保護管理の担い手となる人材の育成・確保にも努めます。
- カワウ被害対策の実施
 - ・県内の漁業協同組合等と協力し、カワウの駆除を行います。

- ・ねぐらでは、コロニーへの移り変わりを防ぐために追い払いを実施するとともに、コロニーでは、巣内の卵への石けん水塗布を実施し、繁殖抑制を行います。



アライグマ (特定外来生物)



ヌートリア (特定外来生物)

2. 身近な自然環境の保全と再生

取組方針

本県の豊かな自然や、里地里山の有する森林や田園、河川など身近な水辺等の保全と再生に向けた取組みを進めることにより、そこに生息する生物の生息・生育環境を守り、健全な生態系の維持に努めます。

(1) 身近な水辺の保全

現状と課題

- ゴミの不法投棄や水質汚濁事故は、水辺の動植物の生態系に支障を及ぼす恐れがあることから、監視体制を確保する必要があります。
- 水環境を保全する大切さを理解し、自ら保全に取り組む活動が県内各地域で定着しつつあります。
- カエルやトンボ、ホタルなどが生息する自然環境に配慮した水路や、住民にうるおいと安らぎを与える親水施設、水辺の散策路などを地域の合意を得ながら整備しています。
- 公共事業の実施にあたっては、生態系の保全などに十分配慮する必要があります。また、コンクリート水路の整備などにより、水田と排水路のつながりが断たれ、生き物の遡上が困難となっています。このため、河川や水田の生き物の生育場所としての機能を取り戻すための取組みが必要です。
- また、堰のように河川を横断する工作物に設置される魚道は、土砂の堆積や流木等により上流側の閉塞等が発生し、魚類等の遡上・降下に支障を来しやすいため、魚道の機能を適切に維持する取組みが必要です。
- 豪雨等による倒木や森林の手入れ不足による荒廃に伴い、森林区域内から発生する土砂や流木により、良好な水辺環境が損なわれることもあり、対策を講じる必要があります。また、魚類が生息しやすい水辺環境を保全するために、地元自治体や森林所有者等の理解を得て、保安林制度を活用し、森林が適切に管理される必要があります。

具体的な施策

- 岐阜県河川環境レンジャーの委嘱
 - ・身近な河川に異常があった場合、県に通報する役割を担う「河川環境レンジャー」（県下250名）を県民に委嘱し、県民協働による監視体制を維持します。
- 「清流の国ぎふ」の水辺の保全
 - ・県ホームページに掲載する水辺や名水などの情報をより充実させ、本県の素晴らしい水環境を広くPRします。
 - ・水辺で活動する団体と意見交換会を実施し、保全活動に対する技術的なアドバイスなどの支援を行います。
- 「ぎふ水土里のプロジェクト」の推進
 - ・農地や農業用水等の地域資源（水・土・里）を健全な姿で未来に繋げるため、その魅力や役割を知ってもらうとともに、県民による保全活動を支援します。
 - ・水田地域の生物多様性を確保するため、水田魚道の設置を推進します。
- 自然環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備
 - ・農業用排水路の整備にあたっては、地域の生き物調査を実施し、その地域で守るべき水生生物の生息環境に配慮した工法を住民と協働で計画し、実施します。
- 希少生物保全事業の実施

- ・希少生物や地域として保全が必要な生態系に配慮した工事を実施する場合、従来工法との差額のうち地元負担分を支援します。

○農村地域のビオトープ化の推進

- ・農村地域に広範に存在する、ため池や農業用排水路などを改修するにあたっては、メダカやホタル等、地域の在来種の生存状況に配慮します。

○治山事業を通じた水辺環境の保全

- ・豪雨により被災し、荒廃した溪流や溪畔林（水辺空間を含む）を治山事業により復旧します。また、土砂流出の発生源となる山腹崩壊地や荒廃森林の復旧整備を進め、良好な水辺環境の形成を図ります。

○新たな魚つき保安林の指定に向けた取組みの推進

- ・魚つき保安林の指定の目的や制度の内容について普及啓発を行うとともに、地元関係者との調整を進めるなど、魚つき保安林の拡大に努めます。

○自然の水辺復活プロジェクトの推進

- ・自然との共生に効果が認められる工法を岐阜県自然共生工法として認定し、その普及啓発に向けPRを行います。
- ・自然環境を保全するための人材を、岐阜県自然工法管理士として認定し、その活用を図ります。



魚つき保安林（関市）

- ・岐阜県自然共生工法研究会と共同で、シンポジウムや勉強会等を開催し、自然環境に配慮した社会基盤整備の推進に向け、普及啓発を行います。

○自然と共生した川づくりの推進

- ・河川整備において、自然と共生した川づくりを一層推進し、貴重な自然環境の保全、復元を図ります。

○自然環境に配慮した砂防事業の実施

- ・砂防えん堤については、可能な限り鋼製スリット型えん堤を用いることで動物や魚類の行動を遮断しない構造の施設の設置に努めるなど、自然環境に配慮した砂防事業を推進します。

○河川内の魚道の適切な維持管理

- ・魚道については、河川毎に年に1～2回程度、巡視点検を行うとともに、漁業関係者等と情報共有を図り、状態を把握します。また、必要に応じて土砂の除去や補修など、魚道の適切な維持管理を行います。



自然と共生した川づくり



河川魚道（郡上市 吉田川（島谷用水堰））

(2) 里地里山の保全

現状と課題

- 農村地域においては、地域の生態系や景観などに配慮した生活環境の整備を進めていますが、地域住民が一体となって、その生活環境を保全していくことが期待されます。
- 里山林については、手入れが行き届かず放置されている事例もあります。本来、里山が有する生態系保全の機能を発揮させるため、その維持管理を進める必要があります。
- 松枯れやナラ枯れなど、病害虫等による森林被害の発生区域が拡大しています。その被害の拡大を防止するため、被害状況を的確に把握し、対策を講じる必要があります。
- また、農山村地域においては過疎化や高齢化により、農地や周辺環境の維持管理が困難な状況にあり、サルやイノシシなどの野生鳥獣との棲み分けができず、農作物への被害が深刻となっています。

具体的な施策

- 耕作放棄地の発生防止及び有効活用
 - ・中山間地域等を対象とした直接支払制度の活用や、基盤整備事業等の実施、農産物の販路拡大や加工による農家所得の向上により、耕作放棄地の発生防止に努めます。
 - ・地域ぐるみで行う農地再生運動の展開や、企業等との連携、市民農園等の新たな活用など、耕作放棄地の有効活用を促進します。
- 1 工事 1 配慮運動の実施
 - ・農業農村整備事業の工事を施工する際は、環境との調和に配慮した「1 工事 1 配慮運動」をより一層推進し、農村環境の保全に努めます。
- 地域住民による環境保全活動の取組みの推進
 - ・二次的な自然を形成するため池や、農業用排水路などの土地改良施設を地域住民が中心となって維持・管理を行うよう、体制を整備します。
- 里山の保全整備に関する情報共有
 - ・各地域・各団体で行われている里山保全に関する活動について、事例紹介や情報交換を行い、県下の里山整備の活動を一層推進します。
- 里山整備の指導者の知識や技術の向上
 - ・里山を保全し、活用するために策定した「里山整備の進め方」を技術的な指針として普及・活用し、里山の整備活動を推進します。
 - ・各圏域に設定した里山保全利用モデル地区において、それぞれの地域の実情にあった里山の保全利用活動を行い、地域住民が主体となった里山保全を進めます。
 - ・地域の里山整備活動の実施箇所において、整備方法についての研修を行い、指導者の知識や技術の向上を図ります。
- 森林被害防止対策の推進
 - ・空気が乾燥する時期を中心に「山火事予防運動」を展開し、森林パトロールや各種広報媒体による啓発活動を実施します。
 - ・森林被害を早期に発見し、状況に応じた防除対策を推進するとともに、森林被害状況調査を実施し、市町村が行う防除対策を支援します。
- 森林文化アカデミーにおける里山林に関する調査
 - ・里山林の保全のために、近年の緊急の課題であるナラ枯れ被害を調査します。
 - ・里山林の利用とその採算性の検討のために、手入れ不足のアカマツ林をマツタケ山として整備し、マツタケの発生量を調査します。
- 農作物への鳥獣被害防止対策の実施
 - ・鳥獣害対策相談員の専門能力の向上を図るなど指導体制の強化を図り、集落ぐるみで取り組む被

害対策を支援し、被害防護柵の効果的な設置やモンキーダッグの導入などを促進します。

- ・緩衝地帯の設置や、農作物・食品の残さ管理など、野生鳥獣が近づかない農村の環境づくりを進めていきます。



ナラ枯れ被害



里山整備活動

3. 自然とのふれあいの機会の充実

取組方針

自然公園などの適正な維持管理に努めるとともに、本県の素晴らしい自然環境にふれあう機会の充実を図るため、環境や自然をキーワードにしたグリーンツーリズムやエコツーリズムなどを推進し、自然と共生する社会づくりを進めます。

(1) 自然公園等の保全と利用

現状と課題

- 自然公園内に、自然とのふれあいを目的とした登山道、園路、休憩舎等の施設を整備しています。今後も利用者の安全性及び利便性の向上を図るため、施設の破損状況を調査するとともに、利用者のニーズを反映した再整備を進める必要があります。
- 豊かな自然と史跡を訪ねながら、心身の健康と安らぎを得るための長距離自然歩道を整備していますが、今後も安全に利用いただくため、わかりやすい標識の設置などに努める必要があります。
- 県内には、古くから湯治や保養などに利用されている温泉が多数あります。引き続き、貴重な自然資源であり、観光資源でもある温泉を保護し、適正な利用を図っていくことが必要です。

具体的な施策

- 自然公園の保全
 - ・自然保護員による巡視等により、自然公園の保全を図ります。
 - ・多くの人を訪れる乗鞍地域の自然環境を保全するため、環境影響評価調査及び環境パトロール等を引き続き実施します。
- 自然公園の環境整備
 - ・自然公園の優れた景観を保全するとともに、利用者のニーズを把握し、高齢者や障がい者の方にも使い易い施設を整備します。
 - ・自然環境、景観、生物多様性の保全に配慮した施設整備を推進します。
 - ・木造施設の整備にあたっては、環境に配慮するとともに、地域材、間伐材を積極的に利用します。
- 長距離自然歩道の環境整備
 - ・長距離自然歩道の適正な維持管理のため、歩道のパトロール、草刈り、軽易な補修、トイレ等の清掃を地域住民と協力体制が得られる市町村へ管理委託します。
 - ・既存施設の破損状況を調査し、施設の更新を行う際には、誰もが使いやすい施設を整備します。
- 温泉の適正利用の推進
 - ・貴重な資源である温泉を保護するため、既存の温泉や環境への影響を配慮し、掘削や動力装置の設置が適正に行われるよう指導していきます。
 - ・温泉が安心して利用できるよう、事業者に対して、定期的な成分分析や適正な掲示の実施について指導します。



揖斐県立自然公園

(2) 自然とのふれあいの機会の充実

現状と課題

- 本県の豊かな自然環境や農林漁業を活用したエコツーリズムやグリーン・ツーリズムの取組みが進められており、徐々に実施地域や参加者も増えています。また、受入地域では、地域の消費が拡大するという効果も現れています。
- 今後は、受入地域の施設や人材、体験プログラムの充実など、受入体制の整備を図り、地域の貴重な自然資源を有効に活用した取組みに発展させることが必要です。また、持続的な取組みとするためには、受入地域にとっても、地域が活性化され、地域経済に寄与する仕組みとすることが必要です。

具体的な施策

- エコツーリズムの推進
 - ・県内の豊かな自然や文化をより深く理解していただくために、地域の生態系を破壊することなく自然を観察・体験できるエコツーリズムを引き続き推進します。
- グリーン・ツーリズムの推進
 - ・魅力的な体験プログラムの開発や、企画運営ができるインストラクターの育成を進めるとともに、県グリーン・ツーリズム推進連絡会議の活動を活性化し、受入地域の充実を図り、県下全域へ波及するよう支援します。
- ぎふウェルネス・ツーリズムの推進
 - ・自然、エコ、食、温泉、健康、癒し、美容などを組み合わせた、地球にも人にもやさしい、本県ならではの新たな宿泊型の旅のスタイル「ぎふウェルネス・ツーリズム」を推進しPRします。



エコツーリズム（小坂の滝めぐり）



山村での野菜づくり体験

4. 環境に配慮した社会基盤の整備

取組方針

本県の豊かな自然環境を保全するため、開発事業の実施にあたっては、環境に配慮した社会基盤の整備を進める観点から、環境影響評価制度等の適正な運用に努めます。

(1) 環境影響評価制度の運用

現状と課題

- 環境に著しい影響を及ぼすおそれがある大規模開発事業については、「環境影響評価法」や「岐阜県環境影響評価条例」に基づき、事業者が、あらかじめ環境への影響について調査、予測、評価を行い、その結果に基づき、環境保全に適切に配慮することとなっており、県ではこの制度の適正な運用に努めています。
- 環境影響評価の対象とならない規模の開発事業についても、一定規模以上のものについて、事業者は、「岐阜県自然環境保全条例」に基づく知事との自然環境保全協定の締結をしたり、岐阜県地域環境保全指針に基づき各環境配慮項目についての自己判定をすることとなっています。
- しかし、環境影響評価に係る情報公開が十分ではなく、また、評価を行う段階では既に事業の枠組が概ね決定されており、柔軟に事業の見直しを行うことが困難となっています。このため、国において「環境影響評価法」の改正作業が進められており、県においても、同様に「岐阜県環境影響評価条例」の改正を検討する必要があります。

具体的な施策

- 環境影響評価制度等の適正な運用
 - ・引き続き、環境影響評価制度の適正な運用に努めます。
 - ・自然環境保全協定の締結を行うことにより、良好な自然の確保を図ります。
 - ・岐阜県地域環境保全指針による自己判定を事業者が適切に行うよう促します。
- 戦略的環境アセスメント（SEA）の導入
 - ・事業の検討段階において環境影響評価を実施する仕組みを検討します。
- 情報提供の仕組みの充実
 - ・事業者が方法書の段階から積極的に情報提供（説明会等の実施）することの義務化を検討します。
 - ・環境影響評価に関する各図書（方法書・準備書・評価書）について、電子縦覧手続きの導入を検討します。
- 事後調査結果の公表
 - ・事後調査結果を公表する仕組みを検討します。

第3部 快適生活環境ぎふづくり

1. 健全な水循環の確保

取組方針

県内の河川では概ね良好な水質が保たれています。

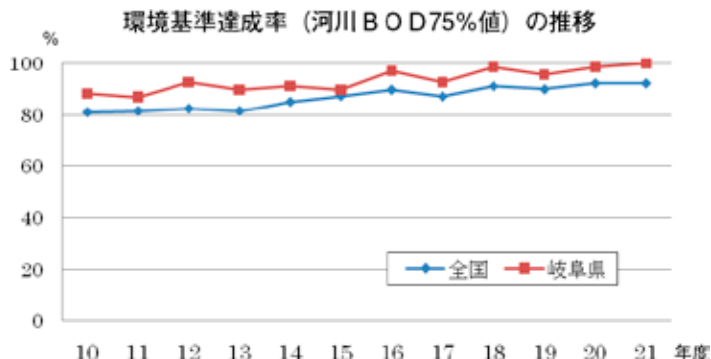
今後も、この良好な水質を維持していくため、家庭での生活排水対策や、企業における各種水質基準の遵守、ぎふクリーン農業などの取組みを一層推進し、「清流の国ぎふ」にふさわしい、健全な水循環の確保に努めていきます。

(1) 汚濁発生源の抑制

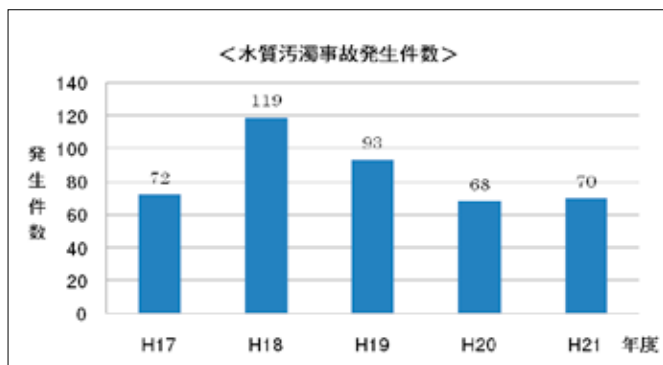
現状と課題

○県内河川の水質は、水質環境基準の類型を指定している 69 水域の全てにおいて環境基準を達成しており、良好な水質が維持されています。また、全シアン、カドミウムなど、人の健康に関する項目（環境基準健康項目）も、すべて環境基準に適合しています。

○河川の水質汚濁の原因となる排水については、産業系排水は、工場排水の規制や污水处理技術の向上などにより、負荷量が年々減少しています。一方、生活系排水は、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽の普及により、汚濁負荷量は減少してきていますが、産業系排水と比べるとやや高い状況です。



○河川に油が流出したり、魚がへい死する水質汚濁事故の発生件数は、ここ5年で最も多かった平成 18 年度以降は減少傾向にあります。依然として毎年 60 件以上発生しています。その半数近くは油の流出事故であり、原因は設備の操作や管理のミス、施設の老朽化等によるものですが、今後も予防に向けた取組みを地道に継続する必要があります。



○污水处理人口普及率は毎年上昇しており、平成 21 年度末では 86.3%に達していますが、近年は上昇率が鈍化しており、より効率的かつ効果的な施設整備が求められています。

- 「浄化槽法」改正以前に設置された、し尿のみを処理する単独処理浄化槽が浄化槽全体の3分の2近くを占めており、台所や風呂などの生活排水が処理されず排水されているため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が必要です。
- 「浄化槽法」に基づく法定検査率は高い水準を維持しています（検査率(H20)：83.1%全国第3位）が、浄化槽の維持管理（清掃、保守点検、法定検査）の100%実施に向けた普及啓発、指導が必要です。
- 「ぎふクリーン農業」の取組みは、県内作物作付け面積の24%に当たる12,377haに及び、化学合成農薬や化学肥料の県内での使用量は、平成6年対比で約60%減となっています。今後も「ぎふクリーン農業」に対する県民の理解を深め、普及促進を図ることが必要です。
- ゴルフ場及びその周辺地域の環境を保全するため、県内ゴルフ場における農薬使用量の削減を推進してきた結果、農薬使用量は平成元年と比較し、概ね1/3程度まで削減されてきています。ゴルフ場における農薬使用量の削減と周辺環境及び動植物への影響の少ない農薬の使用を引き続き推進することが必要です。

具体的な施策

- 公共用水域の常時監視
 - ・公共用水域の水質を監視し、環境基準への適合状況を把握するとともに、水質に関する情報などを県民に提供します。また、感覚による川の評価方法や、水生生物による水質調査（カワゲラウオッチング）など、身近な河川等の保全に関心を高めていただくための取組みを進めます。
- 環境基準の類型見直し
 - ・水域の水質や利用状況の変化に対応して、適宜、水質環境基準の類型の当てはめを見直していきます。また、水生生物保全のための類型指定を実施していきます。
- 水質総量規制の推進
 - ・伊勢湾水質総量削減計画の達成を目指し、指定地域から発生するCOD、窒素及びりんを削減するため、総量規制基準の設定をはじめとする取組みを推進します。
- 生活排水対策の推進
 - ・各家庭において、調理くずの流出防止や廃食用油の回収・リサイクル、洗剤の適正使用などの生活排水対策が実践されるよう、啓発していきます。特に都市河川の流域においては、「清流調査隊」を公募し、生活排水対策の実践と普及に向け重点的に取組みます。
- 工場、事業場の排水対策の推進
 - ・水質汚濁防止法の改正により、データ改ざんに対する罰則規定、事業者の責務規定などが創設されたことを踏まえ、事業者自らの公害防止意識の向上を図るため、立入検査による指導を継続して実施し、法令に基づく排水規制を厳正に適用します。
- 水質汚濁事故への対応
 - ・水質汚濁事故が発生した場合は、関係機関と連携して原因調査、汚濁物質の回収を行います。また、工場、事業場への立入検査や市町村の広報を通じて、水質汚濁事故の未然防止を啓発していきます。
- 水質保全・改善の促進
 - ・下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽等の汚水処理施設を整備することにより、水質保全や水質改善に努めます。
- 農業集落排水施設の整備促進



採水

- ・農業集落排水施設の劣化状況等を調べる機能診断調査、及びその結果に基づき施設機能を保全するための対策方法を定めた整備計画（最適整備構想）を必要に応じて市町村単位で策定できるよう支援します。
- ・また、適正な保全管理による施設の長寿命化や、最適整備構想に基づく計画的な更新整備など、農業集落排水処理施設の機能強化対策を支援します。

○浄化槽の普及促進

- ・市町村が行う生活排水処理計画の策定に対し、適切な助言を行い、効果的かつ効率的な計画策定を支援します。浄化槽による整備がもっとも効率的かつ効果的な地域については、積極的な整備を促進するため、浄化槽整備区域の設定及び市町村設置による浄化槽整備を促します。また、市町村が行う設置補助については、今後も支援します。

○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進

- ・市町村が行う合併処理浄化槽設置に伴う単独処理浄化槽撤去費補助について、今後も支援します。

○浄化槽の維持管理についての普及啓発、指導

- ・浄化槽法改正による県の維持管理に関する指導権限の強化に伴い、県内各圏域に1名（計5名）の浄化槽管理指導専門職を配置し、戸別訪問を中心とした普及啓発や指導を実施します。

○環境に配慮した営農活動の普及推進

- ・ぎふクリーン農業について、各種媒体を用いた情報発信や販売コーナーの設置、フェアの開催など量販店等と連携したPR活動を展開し、県民の理解を深めます。
- ・ぎふクリーン農業の実践のために必要となるIPM（総合的病害虫・雑草管理）技術の開発・普及や機械・施設の導入、残留農薬自主検査を支援します。
- ・化学合成農薬や化学肥料の削減割合を一層高める栽培（化学合成農薬や化学肥料の50%以上削減や原則不使用）の普及に取り組めます。
- ・農業生産活動における環境保全上のリスク（農業資材の不適切な廃棄、周辺環境への農薬飛散、堆肥や肥料の過剰な施用による周辺環境への汚染など）を低減させるための生産管理手法である「GAP（農業生産工程管理）」の導入を推進します。

○ゴルフ場における農薬適正使用の推進

- ・「農薬取締法」及び「岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則」に基づき、ゴルフ場事業者に対し、農薬使用量の削減及び環境への影響が少ない農薬の使用を指導します。
- ・ゴルフ場における農薬使用者などを対象に農薬管理指導士を育成し、農薬の適正使用を推進します。



清流調査隊

水生生物による水質調査
(カワゲラウオッチング)

(2) 土壌、地下水保全の推進

現状と課題

- 平成元年に都道府県による地下水の常時監視が開始されて以降、本県では56件の地下水汚染事案が発生しており、そのうち、自然由来によるものは11件となっています。また、56件のうち、浄化対策を終了した事案は6件、浄化対策またはモニタリング調査を継続している事案は50件です。
- 平成15年の土壌汚染対策法の施行後、平成21年度末までに、同法に基づく有害物質使用特定施設の廃止件数は101件、うち土壌汚染状況調査の結果、土壌の汚染状態が指定基準に適合しない区域の指定は5件（うち2件は指定の解除）となっています。

<土壌汚染対策法の施行状況（岐阜市除く）：平成15年2月15日～平成22年3月31日>

土壌汚染対策法に基づく有害物質使用特定施設の廃止件数	101件
うち 使用中等で調査猶予（法3条第1項ただし書適用）	84件
うち 調査の結果、土壌の汚染状態が指定基準以下	12件
うち 調査の結果、土壌の汚染状態が指定基準超過で区域指定を行った件数（うち 区域の指定の解除）	5件 (2件)

- 地下水汚染のほか、土壌汚染に起因した地下水汚染の拡大を防止するためには、迅速に汚染範囲を特定することが必要です。
- 現在、県内には、「農用地汚染防止法（農用地の土壌の汚染防止等に関する法律）」に基づく汚染対策地域はありませんが、農用地土壌の保全及び農作物の安全性確保のため、国や生産者団体とも連携をとり、有害物質の実態把握に努める必要があります。

具体的な施策

- 継続的な地下水質調査の実施
 - ・県内の地下水質の概況を把握するための調査を実施するとともに、汚染が確認された際には、迅速に対応できるよう、関係機関との連携に努めていきます。
- 地下水汚染または土壌汚染事案への迅速な対応
 - ・地下水汚染のほか、土壌汚染に起因した地下水汚染のおそれが認められる際は、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき迅速な対応に努めるとともに、必要に応じて、専門家の意見を聞きながら対策を講じていきます。
- 土壌汚染対策法への対応
 - ・改正土壌汚染対策法の適正な運用を図るため、関係機関に対する法律の周知徹底及び、土壌汚染に係る情報の収集と提供に努めます。
- 農用地の土壌汚染への対応
 - ・農作物の重金属等調査を通じ、農用地における有害物質の把握に努め、必要があれば「農用地汚染防止法」に基づき、速やかに汚染防止対策を実施します。



土壌調査

(3) 水を取りまく環境の保全

現状と課題

- 本県では、過去5年間に約7万2千ヘクタールの間伐を実施してきたところです。しかし、健全な水循環を確保するために重要な役割を担う、水源地域の森林については、豪雨等による倒木や、近年の林業活動の低下に伴う手入れ不足により、下層植生が衰退し、土壌流失の恐れがある人工林も多く見られ、森林が本来果たすべき機能が低下している事例が見られます。このため、森林整備及び山地保全のための事業を推進し、森林のもつ水源かん養機能の回復、維持を図る必要があります。
- 都市部の河川では、生活系排水が水質に与える影響が大きいことから、水質を改善するために、県民一人ひとりが身近な水環境保全に対する意識を高め、それぞれが出来ることを実践することが必要です。

具体的な施策

- 間伐の推進
 - ・間伐を計画的に実施します。特に、地形や生育条件が不利な地域の人工林は、森林の状況に応じた間伐の実施により、針葉樹と広葉樹が適度に混じった森林への誘導を進めます。
- 治山事業を通じた水源かん養機能の保全
 - ・豪雨等により被災し、荒廃した溪流や崩壊地を治山事業で復旧します。また、森林が有する水源かん養機能が低下した森林を回復するため整備を実施します。
- 県民による河川調査の実施
 - ・特別な器具や知識を必要とせず、感覚的に誰でも取組める「感覚による川の評価方法」を小中学校や環境保全団体の協力を得て実施します。
 - ・河川調査の結果を公表し、県民の水環境の保全に対する意識を高めます。
- 「清流調査隊」による取組みの推進
 - ・都市河川の流域において水質を改善するために、河川の状況調査や、家庭での生活排水対策を実践していただく「清流調査隊」を公募により編成し、県民参加の取組みを推進します。



山地災害の発生



治山工事による復旧

2. 大気環境の保全

取組方針

本県の大気環境については、光化学オキシダントを除いては環境基準が満たされるなど、概ね良好な状態が維持されています。

今後も各種基準が遵守されるよう、関係法令に基づき、工場や事業場に対する監視指導などの取組みを継続し、快適な大気環境の保全に努めていきます。

(1) 汚染発生源の抑制

現状と課題

○県内 18 箇所に設置された大気環境自動測定局で大気環境の常時監視を行っていますが、県内の大気は概ね良好な状態が保たれています。

＜大気環境常時監視環境基準達成率＞

	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質
平成 19 年度	100%	100%	0%	94%
平成 20 年度	100%	100%	0%	100%
平成 21 年度	100%	100%	0%	100%

＜光化学スモッグ注意報発令日数＞

平成 19 年度	2 日
平成 20 年度	4 日
平成 21 年度	3 日

○一部の事業者による、ばい煙等の自主測定データの改ざんといった不適正事案が全国各地で発生しており、大気汚染防止法等の遵守について、指導を行う必要があります。

○本県では公用車の環境対応車への買い換えを進めていますが、自動車排出ガスの抑制を進めるためにも、より一層の取組みが必要です。

○アスベストの使用が確認された県有施設については、施設利用者の健康、安全に配慮するため、計画的に除去を進める必要があります。

○アスベストの除去工事等にあたっては、「大気汚染防止法」に基づき、適切な措置を講ずるよう指導するとともに、大気環境中のアスベスト濃度を把握するため、測定調査を実施しています。

具体的な施策

○監視、指導の実施

- ・「大気汚染防止法」の改正により、データ改ざんに対する罰則規定や、事業者の責務規定等が新たに創設されたことを踏まえ、事業者自らの公害防止意識の向上を図るため、監視、指導を継続して実施します。

○近隣縣市との連絡調整等

- ・光化学スモッグに関しては、愛知県や三重県及び名古屋市など、東海地方における情報交換・連絡調整を密にするとともに、光化学スモッグ注意報等の発令時には工場などに対して、排ガス量の削減等について協力を依頼します。

- 常時監視体制の整備
 - ・平成 21 年 9 月に環境基準が定められた微小粒子状物質に関する測定機器を設置するなど、常時監視体制を強化します。
- 環境にやさしい公用車の導入
 - ・公用車の環境対応車（低公害車）への買い替えを進めていきます。
- 環境に配慮した自動車の使用
 - ・自動車の運転により大気環境が悪化することを広く県民に知らせ、アイドリングストップなど、エコドライブの普及啓発を推進します。
- 県有施設におけるアスベストの除去
 - ・アスベストの使用が確認されている県有施設について、計画的に除去を進めていきます。また、除去されるまでの間は、定期的に大気環境調査を実施し、施設利用者の健康に影響がないことを確認します。



大気環境自動測定局（美濃加茂市）

（２）オゾン層保護、酸性雨対策の推進

現状と課題

- オゾン層保護と地球温暖化防止のため、オゾン層破壊等の原因物質であるフロンを適切に回収・処理し、大気中への放出を抑制する必要があります。
- 本県では、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づき、第一種フロン類の回収業者の登録や回収量の報告の受理、立入検査等、フロン類の適正な回収に取り組んでいますが、回収を要する設備の設置者等に対する法の周知が未だ十分ではありません。

<フロン類回収量報告書提出率>

平成 19 年度	94%
平成 20 年度	96%
平成 21 年度	95%

- 酸性雨については、過去に行われた調査によると、全国の国設酸性雨測定所の中で、伊自良湖測定所の pH が最も低いというデータが出ている（平成 15～19 年度平均：pH4.51）ものの、現在のところ、酸性雨による生態系への影響は顕在化していません。
- しかし、東アジア地域における急速な経済成長に伴い、酸性雨の原因となる越境大気汚染が問題化しているなど、今後酸性雨による影響が現れることも予想されるため、継続した調査が必要です。

具体的な施策

- オゾン層保護や地球温暖化防止に対する意識の普及啓発
 - ・フロンを使用する設備の設置者に対して、法の趣旨の周知を図り、円滑なフロンの回収に努めます。また、フロン類のオゾン層破壊作用と温室効果作用に関する正しい知識の普及に努めます。
- フロン類回収・破壊処理の推進
 - ・フロン類回収業者等による回収・破壊処理が適正に実施されるよう、立入検査による監視・指導を行います。
- ノンフロンの推進
 - ・フロン類使用量の削減及びノンフロン製品の普及を促進します。
- 酸性雨に関する調査の実施
 - ・引き続き、伊自良湖の酸性雨測定所における調査の他、陸水影響調査、土壌・植生影響調査(以上環境省委託事業)により、総合的な調査を実施します。

3. 地盤沈下、騒音、振動、悪臭の防止

取組方針

地盤沈下については、近年では面的な発生は見られませんが、今後も引き続き地下水位等の観測を行い、その動向の的確な把握に努めるとともに、関係機関への情報提供を行っていきます。

また、騒音や振動、悪臭対策については、市町村が行う監視指導や立入検査等に対する技術指導を通じて、良好な生活環境の維持に努めてきましたが、今後も各種環境基準が遵守されるよう、取組みを継続していきます。

(1) 地盤沈下対策の推進

現状と課題

○昭和60年に閣議決定された「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」において、岐阜・西濃地域は、地盤沈下及び地下水位等の状況の観測または調査等に関する措置を講ずる「観測地域」に指定されています。

○岐阜・西濃地域においては、地盤沈下の主要因とされる、地下水揚水量が全体的に減少傾向にある中、地下水位が上昇又は横ばいとなっており、渇水の発生時などを除くと、近年、面的な地盤沈下は認められていません。

<地盤沈下面積の経年変化 (km²)>

年間沈下量 \ 年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
1 cm以上 2 cm未満	0	3	38	0	0	0	12	0	0	0
2 cm以上 3 cm未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(備考) 1 県地球環境課調べ

2 各年度の数値は、11月1日を基準日とした過去1年間の地盤沈下面積の概数を示す。

○西濃地域においては、地下水の保全及び適正利用等を目的として、「西濃地下水利用対策協議会」が組織され、昭和49年から地下水採取（揚水）の自主規制（地下水利用削減量の設定、新設井戸設置の制限）を行い、水利用の合理化を進めています。また、岐阜地域においても同様に、「岐阜地区地下水対策協議会」が組織され、地下水の保全と有効利用の意識向上に努めています。

○岐阜・西濃地域における地盤沈下は沈静化しているものの、年間1cm未満の沈下は継続しています。また、渇水時には地下水位の低下、地盤沈下の発生が顕著であること、さらには、海拔ゼロメートル地帯を有する地域は、高潮や洪水、内水氾濫及び地震災害等の潜在的な危険性も高いため、引き続き、地下水位等の状況を観測する必要があります。

具体的な施策

○水準測量、地下水位観測の実施

- ・岐阜・西濃地域における水準測量及び24か所の観測井における地下水位観測を継続し、地盤沈下の状況を監視します。

○関係機関への情報提供

- ・岐阜及び西濃地区の地下水（利用）対策協議会に地盤沈下及び地下水位の観測結果を提供し、地元との連携強化に努めます。

(2) 騒音、振動、悪臭発生源の抑制

現状と課題

- 騒音については、一般騒音及び道路交通騒音に係る環境基準の達成率は高い水準で推移しています。
- 一方、航空機騒音及び新幹線鉄道騒音については、環境基準の達成率が 50%以下となっています。本県では、これまでも関係機関と連携し、事業者等に対策の実施を要望していますが、環境基準の達成に向けて、引き続き対策を推進する必要があります。

<環境基準達成率>

	一般騒音	道路交通騒音	航空機騒音	新幹線騒音
平成 19 年度	84.4%	93.7%	62.5%	47.5%
平成 20 年度	88.6%	97.2%	43.6%	47.5%
平成 21 年度	89.2%	92.5%	50.0%	47.5%

- 悪臭については、畜産経営の規模の拡大や宅地開発による畜舎周辺の混住化により、苦情が増えており、その対策を進める必要があります。

具体的な施策

- 環境騒音測定観測調査の実施
 - ・今後も市町村と協力して一般地域及び道路に面する地域の環境騒音、航空自衛隊岐阜基地周辺の航空機騒音、東海道新幹線沿線における新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況について調査を継続するとともに、事業者等に対し騒音低減への働きかけを行っていきます。
- 交通規制の実施
 - ・人口集中地区を中心に警察と自治体や住民、更に道路管理者等が連携して「あんしん歩行エリア」等を設定し、また、これらのエリアやゾーンに含まれない地区においては「生活道路対策」として、地域内の生活環境の特性に応じて、各種規制を組み合わせ、地区内の通過交通の減少や走行速度の低下に努め、騒音や振動のない、良好な生活環境の実現を図ります。
- 交通管制センターによる信号機の集中制御等
 - ・県内全域における交通情報を収集、提供するとともに、エリア内信号機を集中制御することにより、安定した交通流を形成し、騒音等の防止を図ります。
- 畜産環境保全推進指導協議会の開催
 - ・県域並びに地域の協議会を開催し、畜産経営に起因する環境問題について、情報交換を行うとともに、実態調査や巡回指導を行います。
- 臭気測定に基づく指導
 - ・規制基準を超えた畜産農家に対しては、改善に向けた指導を行います。
- 公害に係る紛争への対応
 - ・公害に係る紛争が生じた場合には、岐阜県公害審査会によるあっせん、調停及び仲裁制度を活用し、その解決に努めます。



航空機騒音の測定

4. 化学物質による環境汚染対策の推進

取組方針

人体に有害なダイオキシン類については、今後も引き続き常時監視や、事業所への立入検査を行い、大気や河川水、土壌への放出の予防に努めていきます。

また、その他の化学物質による環境汚染に対しても、これまで事業所への立入検査や指針の作成など、事業者による適正管理を確保してきたことから、今後も、これらの取組みを継続するとともに、リスクコミュニケーションなど、事業者による自主的な取組みを促進していきます。

(1) ダイオキシン類対策の推進

現状と課題

- 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気や河川水、土壌等、環境中のダイオキシン類の汚染状況について、常時監視を実施していますが、概ね環境基準に適合しています。しかし、過去に環境基準を超えた3河川（荒田川（岐阜市）、桑原川（羽島市）、津屋川（海津市））については、毎年調査を行っていますが、環境基準を達成しない年もあり、監視を継続する必要があります。
- また、ダイオキシン類の発生源対策として、法の規制を受ける施設（特定施設）の設置者に対して自主測定を実施するよう指導を行っています。提出のあった自主測定結果はすべて排出基準を満たしていますが、毎年の自主測定を実施しない特定施設もあり、対応が必要です。

<常時監視地点数及び環境基準超過地点数>

	大気	河川水	河川底質	地下水	土壌	環境基準超過
平成19年度	5(2)	19(4)	14(4)	8(3)	20(8)	2(0) (河川水)
平成20年度	8(2)	19(4)	14(4)	8(3)	20(8)	2(0) (河川水)
平成21年度	5(2)	14(4)	12(4)	8(3)	20(8)	1(1) (河川水)

() は、うち岐阜市が実施した地点数

<特定施設自主測定の排出基準適合率>

	排出ガス	排水
平成19年度	100%	100%
平成20年度	100%	100%
平成21年度	100%	100%

具体的な施策

- 常時監視の継続
 - ・環境中のダイオキシン類の常時監視を引き続き実施します。なお、過去に環境基準を超えた2河川については、その原因は不明ですが、引き続きモニタリング調査を行い、汚染状況の把握に努めます。
- 特定施設の監視
 - ・特定施設については年1回以上の立入検査を行っていますが、自主測定を実施していない、もしくは苦情があるなど、問題がある施設については、監視を強化し、法を順守するよう指導します。

(2) リスクコミュニケーションの推進

現状と課題

- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、対象事業者から化学物質の排出量等に関する届出を受理し、国へ送付するとともに、県内での排出量等を集計し、公表しています（P R T R制度）。
- P R T R制度で得られたデータを活用し、事業者が地域住民に積極的に情報提供し、意見交換を行うことで、化学物質に対する理解と信頼を深め、リスクの低減を図る取組みとして、リスクコミュニケーションがあります。本県では、このリスクコミュニケーションを推進するため、「岐阜県化学物質適正管理指針」や「岐阜県リスクコミュニケーションマニュアル」を策定し、事業者への周知に努めていますが、リスクコミュニケーションに取り組む事業所の数は伸び悩んでいます。

<リスクコミュニケーション実施事業所数>

平成 19 年度	19 事業所
平成 20 年度	21 事業所
平成 21 年度	24 事業所

具体的な施策

- リスクコミュニケーションの普及促進
 - ・リスクコミュニケーションに関する研修会を開催し、事業者の取組みを促進します。
 - ・また、積極的にリスクコミュニケーションに取り組む事業者との意見交換会を実施し、リスクコミュニケーションを継続的に実施していくための手法や、事業所が抱える課題や問題点について話し合い、その解決方法を探っていきます。

(3) 企業の自主的な取組みの推進

現状と課題

- 県内事業所における環境に配慮した自主的かつ積極的な取組みを促進するため、公害防止、化学物質の適正管理、廃棄物・リサイクル対策、地球環境保全、緑化推進及び環境保全活動への協力・支援などを行う事業所を「岐阜県環境配慮事業所（E工場）」として登録しています。
- 企業の社会的責任として、環境に配慮した自主的な取組みや積極的な情報公開が求められていますが、こうした考え方や取組みは、県内事業者全体には未だ十分に広がっていない状況です。
- また、事業者からは岐阜県環境配慮事業所の制度について、県民に十分に周知されておらず、登録のメリットがないとの指摘もあります。今後は、登録することが事業所のメリットとなるよう、環境保全に向けた事業者による自主的、積極的な取組みを広く県民へ周知していく必要があります。
- 地域的な公害防止を目的とした公害防止協定を発展させ、事業者と市町村に県も当事者に加えた、「環境創出協定」の締結を進めています。しかし、目標値の設定や測定値等の公開に対して不安を持つ事業者が多く、締結事業所数は7事業所に止まっています。

<環境配慮事業所登録数及び環境創出協定締結数>

	環境配慮事業所登録	環境創出協定締結
平成 19 年度	116 事業所	6 事業所
平成 20 年度	115 事業所	7 事業所
平成 21 年度	110 事業所	7 事業所

具体的な施策

- 岐阜県環境配慮事業所（E工場）登録制度の普及促進と環境創出協定締結の推進
 - ・事業者による自主的な環境配慮への取組みや、情報公開の重要性について啓発を行い、環境配慮事業所登録制度の普及を促進するとともに、環境創出協定の締結を推進します。

5. 各種景観の保全と創出

取組方針

良好な景観を維持、創出するため、地域における自主的なまちづくりの取組みを支援するほか、違反広告物の簡易除却や、景観推進員の配置など、市町村や県民と連携した取組みを進めます。

特に、農村地域では、地域資源である農地や農業用水等（「水・土・里」）を健全な姿で将来へ引き継ぐための取組みを、積極的に推進していきます。

また、我々の共有財産である文化財や史跡・名勝・天然記念物など、歴史的・文化的環境の保存とその活用に向けた取組みを進めていきます。

(1) 良好な景観の形成

現状と課題

- 良好な景観形成に向けて、まちづくり団体などによる自主的な取組みが進められており、住民の関心が高まりつつあります。しかし、その取組みを見ると、熟度や地域毎の格差も見られることから、継続的な支援とともに、支援を必要とする意欲ある地域へのアプローチが必要です。
- 農業用排水路やため池等を対象に、自然環境や農村景観等の保全、親水機能の発揮等、多面的な整備を実施してきた結果、施設を利用する住民から、「景観がよくなった」、「水に親しむ機会が増えた」、「動植物にとってやさしい環境になった」等の意見が寄せられています。
- ぎふ棚田 21 選に選定されている棚田は 19 地区ありますが、現在、棚田の保全活動を行う組織があるのは 7 地区に止まっています。その他の地区においても、保全活動を行う組織の立ち上げを促進する必要があります。
- 地域住民による保全活動が積極的に行われている地域には、活動を先導するリーダーが存在します。活動を広げるためには、それを先導する人材の育成が必要です。
- 都市におけるレクリエーションの場であるとともに、都市に緑をもたらす、大気汚染や騒音等の都市公害を緩和するなど、多面的な機能を有する都市公園の整備を進めています。今後も、都市環境の改善を図るため、緑化等、都市公園の充実を図る必要があります。
- 県民全体の景観への意識向上を図るため、引き続き景観に関する普及啓発活動を実施する必要があります。
- 屋外広告物対策として、違反広告物の除却を、市町村と連携して積極的に実施する必要があります。

具体的な施策

- 「まちづくり支援チーム」・「ふるさと応援チーム」の派遣
 - ・地域主体のまちづくり（良好な景観形成等）を支援するため、引き続き「まちづくり支援チーム」や「ふるさと応援チーム」を派遣するとともに、意欲のある地域へも新たな派遣を行います。
- 「ぎふ水土里のプロジェクト」の推進
 - ・農地や農業用水等の地域資源（水・土・里）を健全な姿で未来につなげるため、その魅力や役割を知ってもらうとともに、県民による保全活動を支援します。
 - ・棚田保全組織の立ち上げや、実際の保全活動を支援するとともに、活動情報の提供や、情報交換の場を設けます。
 - ・地域住民活動を推進する人材「ふるさと水と土指導員」を育成します。
- 良好な景観に関する情報発信

- ・中山間地域では棚田やため池等、特に自然環境と農村景観が調和した景観が多く存在するため、都市住民など広く県民に向けた情報発信を行い、山間地域の農村景観について関心を持ってもらいます。
- 中山間地域での取組みの推進
- ・過疎地域を含む中山間地域において、自然環境や農村景観の保全、親水機能の発揮等、多面的な整備を実施した施設について、住民へのアンケート調査を実施し、施設の利用状況の把握に努めるとともに、利用の促進に向けた啓発を行います。
- 都市公園の充実
- ・国が推進する環境対策事業を積極的に活用し、都市公園の整備を進めます。
 - ・緑化を推進し、大気浄化を積極的に進めます。
- 無電柱化事業の推進
- ・道路管理者として無電柱化すべき路線や、市町村のまちづくりに関連して整備すべき路線については、補助事業等を活用して無電柱化を推進します。
- 県民協働の取組みの推進
- ・景観シンポジウムの開催等を通じて、良好な景観形成に関する啓発と知識の普及を図るとともに、景観形成に向けた活動への参加を促進します。
 - ・県民と一体になって良好な景観形成を図るとともに、意識の高揚を図るため、景観形成推進員を配置します。
- 屋外広告物対策の強化
- ・毎年9月10日の「屋外広告の日」にあわせて、県下全市町村において一斉に違反広告物の簡易除却を実施します。



坂折棚田（恵那市）



違反広告物の簡易除却活動

（2）歴史的・文化的環境の保全

現状と課題

- 本県は、歴史的な町並みや史跡、天然記念物をはじめとする貴重な文化財を数多く有しています。
- ふるさとへの愛着と誇りを育むため、郷土の文化財の保存とその積極的な活用を図っています。また、文化財の保存修理事業を進めながら、文化財の周知と愛護思想の普及にも努めています。
- 貴重な文化財を大切に守り、後世に引き継いでいくためには、県民自らが身近な文化財に触れ親しみ、関心を高めることにより、その保存・活用を推進していくことが必要です。

具体的な施策

○文化財の保存と活用の推進

- ・文化財の状況把握に努め、保存修理の緊急度を的確に把握することで、限られた予算のもと、適正かつ効率的な保存修理を行います。
- ・文化財の調査、研究を推進するほか、文化財に関する情報の積極的な提供に努めるとともに、その活用に取り組む文化財保護団体やNPO等との連携、さらには、活動に対する支援等について検討します。



美しい町並み「高山市三町伝統的建造物群保存地区」



白川郷合掌造り

第4部 低炭素社会ぎふづくり

1. 温室効果ガス削減に向けた取組みの推進

取組方針

「岐阜県地球温暖化対策実行計画」において設定する、新たな温室効果ガスの排出削減目標を達成するため、県民、事業者、行政等あらゆる主体が一体となって、「Change マイライフ」をはじめとする県民運動を展開します。

また、「岐阜県地球温暖化防止基本条例」に基づく温室効果ガス排出削減計画書等の提出・公表制度を円滑に運用するほか、カーボン・オフセットの普及促進を図るなど、実践的な取組みを着実に推進します。

(1) 中長期目標の設定

現状と課題

○国においては、温室効果ガス排出量の削減に関する中長期目標を定めるため、地球温暖化対策基本法案が検討されています。本県は、下記の国の目標達成に向け、地域から貢献する必要があります。

- ・平成 32（2020）年までに平成 2（1990）年比で 25%削減する
- ・平成 62（2050）年までに平成 2（1990）年比で 80%削減する

具体的な施策

○中長期目標の達成に向けた取組みの推進

- ・今後策定予定の「岐阜県地球温暖化対策実行計画」において設定する中長期目標の達成に向け、事業者対策、二酸化炭素吸収源対策、新エネルギー対策などの取組みを進めます。

(2) 事業者対策の推進

現状と課題

○事業活動（産業部門・業務部門）からの二酸化炭素排出量は、県内の二酸化炭素総排出量の約 4 割を占めています。

○「岐阜県地球温暖化防止基本条例」に基づき、「岐阜県事業活動環境配慮指針」及び「岐阜県自動車通勤配慮指針」を策定し、事業者による自主的かつ積極的な取組みを促進しています。また、同条例に基づき、一定規模以上の事業者に対し、温室効果ガス排出削減計画書、実績報告書等の提出を義務付ける制度を設けています。

○事業者による取組みを促進するため、提出制度の対象となっている事業者に対して周知徹底を図る必要があります。また、制度の対象となっていない中小事業者においても、地球温暖化の防止に向けた積極的な取組みが求められています。

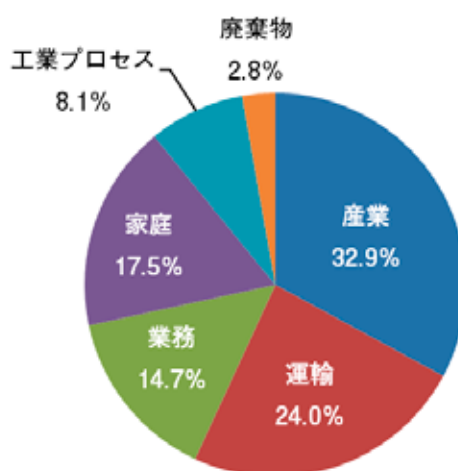
事業活動（産業部門・業務部門）からの二酸化炭素排出量

（単位：万 t-CO₂）

	1990年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
産業	610.9	538.3	525.6	580.6	537.9	463.6	492.6	530.6	534.8
運輸	411.7	404.5	404.4	396.8	375.5	394.5	396.4	391.3	390.3
業務	171.0	212.1	228.7	260.8	246.8	250.9	246.6	255.2	238.9
家庭	208.3	257.0	271.9	304.2	291.4	290.9	304.6	295.2	285.1
工業プロセス	125.4	103.6	108.4	112.0	127.5	125.9	128.0	128.6	131.0
廃棄物	34.4	35.1	35.9	36.5	36.5	46.6	46.4	46.7	46.0
計	1,561.7	1,550.7	1,575.0	1,690.9	1,615.7	1,572.3	1,614.6	1,647.6	1,626.0

備考：県清流の国ぎふづくり推進室調べ

<2007年度の二酸化炭素排出量>

**具体的な施策**

○事業者に対する周知

- ・「岐阜県事業活動環境配慮指針」及び「岐阜県自動車通勤配慮指針」を周知するとともに、提出制度の対象となっている事業者に対し、温室効果ガス排出削減計画書、実績報告書等の提出を徹底します。また、提出制度の対象となっていない中小規模の事業者に対しても任意提出を勧奨します。

○温室効果ガス排出削減計画書、実績報告書の活用

- ・提出された温室効果ガス排出削減計画書、実績報告書等を公表するとともに、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制のための措置や目標の進捗状況を管理します。

○事業者の取組みに対する支援

- ・岐阜県中小企業資金融資「経営合理化資金（新エネルギー等支援枠）」により、地球環境の保全・改善を積極的に図るための設備等を導入する中小規模の事業者を支援します。

（3）家庭での取組みの推進**現状と課題**

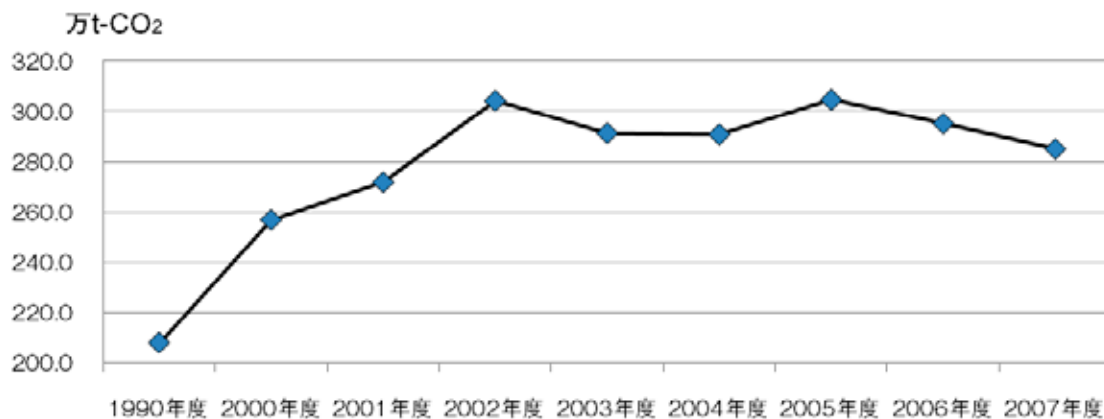
- 近年の家庭部門における二酸化炭素排出量は、平成 18（2006）年度以降、減少傾向にはあるものの、平成 2（1990）年度の排出量と比較すると、大幅に増加しています。
- 家庭における取組みを推進するには、私たちが普段の生活の中で取組むことができる具体的な事例を示す必要があります。

家庭部門における二酸化炭素排出量の推移

(単位:万 t-CO₂)

1990年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
208.3	257.0	271.9	304.2	291.4	290.9	304.6	295.2	285.1

備考:県清流の国ぎふづくり推進室調べ



具体的な施策

○「Change マイライフ」の推進

- ・「Change マイライフ」をスローガンに、地球温暖化防止に向けて、県民一人ひとりが「ライフスタイルを変える」ことを提案していきます。
- ・具体的には、地球温暖化防止のための身近な10の取組みをまとめた「ぎふエコ宣言」への参加を市町村、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員、各種団体などと連携し、広く呼びかけます。

ぎふエコ宣言 ～僕に・私にできる10の宣言～

マイバッグ使用宣言 / マイカップ使用宣言 / マイボトル使用宣言
 マイカー使用自粛宣言 / マイはし使用宣言 / クールビズ・ウォームビズ宣言
 省電力宣言 / エコ水宣言 / エコドライブ宣言 / ゴミなし宣言

- ・レジ袋の有料化による利用の自粛とマイバッグの使用を呼びかけます。
- ・「マイはし協賛店」、「環境にやさしいはし推進店」を認定し、マイはしや環境にやさしいはしの使用を呼びかけます。
- ・エコドライブ講習会を開催し、エコドライブの実践を呼びかけます。
- ・モニター家庭において、省エネ対策の取組前と取組後の電気使用量を測定・比較することで、二酸化炭素排出量を「見える化」とするとともに、その結果をPRし、家庭での取組みを促進します。
- ・二酸化炭素の排出削減を進める観点から、地産地消を推進する「フードマイレージ」の考え方をイベントなどを通じて紹介します。



エコドライブ講習会

(4) カーボン・オフセットの普及

現状と課題

- 事業活動やイベントの中で発生する二酸化炭素の排出量を把握し、削減に向け努力するとともに、削減が困難な部分の排出量について、二酸化炭素を削減又は吸収するプロジェクトで相殺する「カーボン・オフセット」の取組みが地球温暖化防止に貢献する新たな手段として注目されています。
- 本県では、平成 22 年 6 月に開催した「第 30 回全国豊かな海づくり大会〜ぎふ長良川大会〜」において、カーボン・オフセットを行いました。今後、カーボン・オフセットの普及を図るには、県の率先した取組みが求められます。
- カーボン・オフセットに用いるクレジットとして、本県が豊富に有する森林資源を活用したオフセット・クレジット（J-VER）の創出を進める必要があります。

具体的な施策

- 県イベントにおけるカーボン・オフセットの推進
 - ・「岐阜県カーボン・オフセットガイドライン」を策定し、本県が企画・参画する一定規模以上のイベントを対象に、カーボン・オフセットを行うとともに、参加者への地球温暖化防止の啓発を図ります。
- 民間事業者への支援
 - ・民間事業者に対し、J-VER 制度の概要説明や申請手続きの際の助言を行うことにより、オフセット・クレジット（J-VER）の認証取得を支援します。
 - ・オフセット・クレジット（J-VER）等の買い手と売り手のマッチングを促進するイベントを開催するなど、普及啓発を図ります。
- 広域的な取組みの推進
 - ・東海 3 県 1 市が協力してカーボン・オフセットの広域的な取組みを推進します。

(5) 地域環境の整備及び改善

現状と課題

- 本県における自動車の世帯当たり普及台数は、平成 22 年 3 月末現在、全国で 4 番目に多い 1.655 台となっています。また、1 世帯当たりの所有台数が多いことから、日常生活における自動車への依存度が高い地域といえます。
- 自動車から排出される温室効果ガスを抑制するためには、交通渋滞の解消や公共交通の確保が必要です。
- 住宅等建築物からの温室効果ガス排出削減対策として、「岐阜県地球温暖化防止基本条例」に基づき、「岐阜県建築物環境配慮指針」を策定し、建築主による自主的かつ積極的な取組みを推進しています。また、同条例に基づき、一定規模以上の建築物を新築、増築又は改築しようとする建築主に対し、建築物環境配慮計画書、建築物工事完了届出書の提出を義務づける制度を設けています。
- 都市公園や、特別緑地保全地区といった地域の緑地は、温室効果ガスの吸収量の増大やヒートアイランド現象が緩和されるなどの効果が期待されます。

具体的な施策

- 総合的な渋滞対策の推進
 - ・平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間の計画期間とした「岐阜県第 4 次渋滞対策プログラム」を策定し、バイパスの整備や交差点改良などのハード対策と、公共交通機関の利用促進や信号現示

の見直しなどのソフト対策の両面から総合的な渋滞対策を推進し、主要渋滞ポイントの通過時間の短縮を目指します。

○地域の交通手段の確保

- ・県内の第三セクター鉄道、地域の路線バスの事業者、コミュニティバスを運営する市町村に対し、助成措置を講ずることで、地域住民の交通手段を確保するとともに、日常生活における自家用自動車への依存度を緩和します。

○建築物における環境配慮の促進

- ・「岐阜県建築物環境配慮指針」を周知するとともに、提出制度の対象となっている建築主に対し、建築物環境配慮計画書、建築物工事完了届出書の提出を徹底します。また、提出された計画書を公表するとともに、建築物に係る温室効果ガスの排出を抑制する措置や、省エネルギーのために講じる措置、再生可能エネルギーの導入に関する事項を確認し、建築主の積極的な対策を求めます。

○住宅の環境性能の向上

- ・一定の省エネルギー性能などを有する住宅の新築などを支援することにより、省エネルギー性能をはじめとする住宅の環境性能の向上を図ります。

○地域の緑地保全

- ・都市公園の適正管理や、特別緑地保全地区制度により、地域の緑地を保全します。

2. 新エネルギー・省エネルギーの導入促進

取組方針

新エネルギーに関しては、その特性を考慮しつつ、経済性、地域性、各種振興施策との融合を図り、持続性ある形での導入促進に取り組めます。

具体的には、「次世代エネルギーインフラ」を活用した情報発信と普及啓発に努め、地域の特性に応じた持続可能なモデルの普及促進に取り組むとともに、木質バイオマスや小水力発電など、本県の特徴を活かした新エネルギーの導入を進めます。

また、省エネルギーに関しては、事業者による取組みへの支援などを通じて、その普及促進に取り組めます。

(1) 新エネルギーの導入促進

現状と課題

- 新エネルギーは環境への負荷が小さいため、日本だけでなく世界的にも注目されています。しかし、新エネルギーが全体のエネルギー供給に占める割合は約3%程度であり、新エネルギーが石油や天然ガスの代替エネルギーとなる可能性は低い状況です。
- 太陽光発電をはじめとする新エネルギーは、初期投資における高コスト等の課題があり、導入が進まない状況です。また、自然条件に左右されやすいため、安定的な電力供給の実現に向けて、更なる技術開発が必要です。
- 本県では、花フェスタ記念公園やクックラひるがの（民間商業施設）等において、太陽光発電や燃料電池、電気自動車など、複数のエネルギー資源や新たなエネルギー技術を最適に組み合わせたモデルとして「次世代エネルギーインフラ」を整備し、その普及に努めています。
- 電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHV）などの次世代自動車の普及促進については、平成22年12月に経済産業省から、先進的に取り組む自治体として「EV・PHVタウン」に選定されたところです。

具体的な施策

- 県や市町村施設における率先導入
 - ・県有施設における新エネルギー関連設備の導入を進めるとともに、市町村等が行う新エネルギー関連設備の導入に対して支援します。
- 岐阜県次世代エネルギービジョンの着実な推進
 - ・平成22年度に策定する、岐阜県次世代エネルギービジョンに基づく取組みの一つとして、岐阜大学局地気象予報を活用し、県内での太陽光発電等の導入可能性を提示します。また、これを利用して一般県民への普及啓発に努めます。
- 次世代エネルギーインフラ構築事業の推進
 - ・これまでに整備した次世代エネルギーインフラを活用し、太陽光発電、燃料電池及び蓄電池等の最適な組み合わせについて調査・実証し、岐阜県モデルとして積極的に情報発信します。
- 次世代自動車の普及促進
 - ・EVやPHVの普及促進を図るため、電気自動車用充電設備を設置する事業者に対し、補助を行います。また、中部経済産業局が所管する、充電設備の普及促進のための「中部充電インフラ普及コンファレンス」において、中部各県と情報共有を図り、施策に反映することで設備の導入を

促進します。

- ・「EV・PHVタウン」に選定されたことを受け、マスタープランの策定を通じて、地元企業や大学等とも連携し、次世代自動車の普及を促進します。

○エネルギーバスツアーの実施

- ・県民への普及啓発を図るため、県内の新エネルギー関連施設の見学や、県内観光施設を組み合わせた「バスツアー」を実施します。



次世代エネルギーインフラ
(花フェスタ記念公園)



電気自動車

(2) 木質バイオマスエネルギーの導入促進

現状と課題

- 近年、地球温暖化対策のひとつとして、クリーンエネルギーである木質バイオマスエネルギーに対する関心が高まっています。
- その中で、林内に放置されている間伐材等未利用森林資源（以下、「林地残材」という）を木質バイオマスエネルギーとして有効利用することに期待が寄せられており、豊富な森林資源を有する本県においては、林地残材の積極的な利用を進める必要があります。

具体的な施策

- 森林資源の総合活用
 - ・木材の根元部から先端部まで森林資源を余すことなく一体的に取り扱う供給システムや、地域における森林資源の有効活用及び木質バイオマスエネルギーの循環モデルを構築するため、地元自治体やエネルギーを利用する民間事業者など、関係者との連携に努めます。
- 木質バイオマスの利用促進
 - ・林地残材を有効利用し、木質バイオマスの利用促進を図るため、林地残材を活用した木質バイオマスの加工・利用施設の整備を支援します。

(3) 農業用水を活用した小水力発電の導入促進

現状と課題

- 地球温暖化防止に関心が高まる中、自然循環による再生可能なエネルギーである「小水力発電」が注目されています。中でも、既設の農業水利施設を活用した小水力発電は、整備時の環境負荷が小

さく、また、既設の社会資本を有効利用する面からもニーズが高まっています。

- 本県の包蔵水力は全国1位（資源エネルギー庁調べ）ともいわれ、県内の農業用ダムや水路などの農業水利施設には、小規模な小水力発電に利用可能な落差等が数多くあると考えられます。
- 今後、農業用水を活用した小水力発電の導入促進を図るためには、農業用水の管理者である土地改良区等に対し、導入に向けた普及啓発を行う必要があります。

具体的な施策

- 小水力発電施設の導入促進
 - ・農業用水を活用した小水力発電の可能地調査や、導入にあたっての経済性の検討を行うとともに、設置に係る諸手続きや発電施設の設置を支援するなど、小水力発電施設の導入を図ります。



農業用水に設置された「らせん式小水力発電施設」

（4）省エネルギーの推進

現状と課題

- 県内中小事業者による省エネルギーの取組みを推進することは、県全体の温室効果ガスの排出削減を進めるうえでも極めて重要です。
- しかし、中小企業では、大企業と比較して省エネルギーに対する取組みが遅れており、今後の取組みを促進するため、省エネルギーを経営課題として捉え、支援を強化する必要があります。
- 地球温暖化対策を一層推進する観点から、建築物における省エネルギー対策を強化するため、平成22年4月1日より「エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下、省エネ法という）」が改正され、省エネ措置の届出等の対象となる建築物の範囲が拡大されました。本県ではホームページ等を活用し、その周知に努めています。今後も様々な機会を捉えて周知を図る必要があります。

具体的な施策

- 新エネルギー、省エネルギー関連製品の普及啓発
 - ・県内で開発、生産される新エネルギー、省エネルギーに関する製品情報のデータベースをインターネット上で提供し普及啓発を進めます。
- 県制度融資を通じた中小事業者の取組み促進
 - ・岐阜県中小企業資金融資「経営合理化資金（新エネルギー等支援枠）」により地球環境の保全・改善を積極的に図るための設備等を導入する中小企業者・組合に対して支援を行います。
- 省エネ法に関する情報提供の充実
 - ・省エネ法における住宅・建築物関係の省エネ措置の届出等について、ホームページを用いて情報提供します。また、様々な機会を捉えて、パンフレット等を用いて県民に周知します。

3. 森林資源を活用した吸収源対策の推進

取組方針

地球温暖化の防止には温室効果ガス、中でも最も影響が大きいとされる二酸化炭素の濃度を増加させないことが重要で、森林がその吸収源として大きな役割を果たしています。県土の8割以上を占める豊かな森林資源を、二酸化炭素の吸収源として有効に活用するため、計画的に間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用や、企業と連携した森林づくりなどを推進し、森林の保全・育成に取り組んでいきます。

(1) 間伐の推進

現状と課題

- 過去5年間で約7万2千ヘクタールの間伐を実施してきましたが、今なお間伐が必要な人工林が多くあり、森林の二酸化炭素吸収・貯留機能を維持・強化するため、人工林の間伐を適切な時期に実施していく必要があります。
- 樹木が吸収・固定した二酸化炭素を炭素として長期間固定し続けたり、コンクリートや金属、石油化学製品などの代替資源として活用し、二酸化炭素の排出抑制につなげるためには、間伐材を木材や木質バイオマス資源として有効利用する必要があります。また、間伐材の利用を拡大するためには、間伐材生産の採算性を向上させる必要があります。

具体的な施策

- 計画的な間伐の推進
 - ・森林の状況に応じて、適切な時期に間伐を実施し、二酸化炭素の吸収・貯留機能が高い森林づくりを推進します。
- 利用間伐の促進
 - ・収益を見込むことができる森林については、間伐した木材を搬出して利用する「利用間伐」を進めます。
 - ・間伐材の生産について、低コストな作業システムを確立し普及するため、事業地の集約化や林内路網の整備、高性能林業機械の導入、人材の育成等を進めます。
- 間伐材の利用促進
 - ・直材や曲がり材など間伐材の品質に応じた加工体制の整備を進めるとともに、県産材製品のブランド化や、住宅、公共施設における県産材製品、木質バイオマスとしての利用を促進します。
- J-VER制度の取組みの推進
 - ・J-VER制度を活用した間伐促進策について研究し、普及を進めます。



間伐実施前



間伐実施後

(2) 企業との協働による森林づくりの推進

現状と課題

- 近年、地球温暖化など環境問題への社会的な関心が高まる中、森林が有する山地災害の防止や水源かん養、二酸化炭素の吸収源としての機能が高く評価され、これらの公益的機能の向上に貢献するため、森林づくりに参加する企業が増えています。
- 本県においても、平成 19 年から市町村と連携し、「企業の森」づくりに取り組んでいますが、今後も企業が参加しやすい環境を整備し、「企業の森」づくりを促進することにより、温室効果ガスの削減を進める必要があります。

具体的な施策

- 企業との協働による森林づくりの推進
 - ・今後も候補地の紹介や活動内容の提案を通じて、参加企業を積極的に支援します。
 - ・また、「岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例」に基づき、森林づくり活動により生じた二酸化炭素吸収量を、企業が排出する二酸化炭素量から相殺できるものとして認定する制度を活用し、企業との協働による森林づくり活動を推進します。



企業との協働による森林づくり活動

4. 関連産業の育成支援

取組方針

低炭素社会を実現するため、これまでに整備を進めてきた「次世代エネルギーインフラ」を活用した実証とPRを進め、家庭や施設、地域といった多様な特性に応じた新エネルギーの導入を促進し、県内のエネルギー関連産業の振興に繋げていきます。

また、本県の中心産業である、ものづくり産業を振興するため、産学官の連携のもと、製造プロセスの省エネルギー化などの研究開発を推進し、環境に配慮したものづくり産業への転換を進めていきます。

(1) 新エネルギー関連産業の育成支援

現状と課題

- 太陽光発電等の市場は拡大が見込まれ、企業間競争が激化しています。県内にも製造・販売を担う関連産業が立地していますが、今後はこれらの育成支援を進めるほか、県外から企業誘致を行い、関連産業の集積を図ることが必要です。
- 様々な用途が期待される電気自動車は、初期投資のコストが高いことや充電インフラの不足等により、その普及が遅れています。今後は、電気自動車や充電インフラの普及促進を図り、観光・運輸業界等にとって魅力ある市場とすることが必要です。

具体的な施策

- 次世代エネルギーインフラ構築事業の推進
 - ・これまでに整備した、花フェスタ記念公園やクックラひるがの（民間商業施設）等の次世代エネルギーインフラを活用し、太陽光発電、燃料電池及び蓄電池等の最適な組み合わせについて調査・実証し、岐阜県モデルとして積極的に情報発信します。
- 東海三県広域連携新エネルギーシンポジウムの開催
 - ・愛知県、三重県及び名古屋市と連携し、新エネルギーに関するシンポジウムを開催します。各県市と広域連携を図り、地域のものづくりと関連産業の結びつきを強化し、企業間の交流を促進します。
- 「グリーンビジネス創出基金」による事業者の取組み支援
 - ・県内で企業等が行う、新エネルギーや省エネルギーに関する新たなビジネスモデルの創出や実証実験、施設整備に対して補助します。
- ビジネスミーティングの開催
 - ・観光やビジネス面での電気自動車の有効活用を図るため、観光・運輸業界等の関連企業とビジネスミーティングを開催し、情報交換や普及啓発を図ります。

(2) 研究開発の推進

現状と課題

- 地球温暖化問題への対応として、製造業における二酸化炭素排出量の削減に向けた取組みを進める必要があります。
- バイオマスプラスチックは、製造過程における二酸化炭素排出量が石油由来の約1/3と、二酸化炭素の削減に非常に有効な素材ですが、強度等が劣るため、素材・部材として利用が進んでいないのが現状です。また、県内の主要産業の一つである陶磁器製造業においては、生産コストの大部分を焼成コストが占めており、その省エネルギー化が強く求められています。
- 今後は、環境に配慮したバイオマス資源の有効利用や、製造プロセスの省エネルギー化等を通じて、製造業における二酸化炭素排出量の削減に向け、環境関連技術の開発を進めることが重要な課題です。

具体的な施策

- 環境配慮型ものづくり産業支援プロジェクトの推進
 - ・製造業について、バイオマス資源の有効利用、資源リサイクル、省エネルギー化を3つの柱として、県の研究機関を中心に関連技術の確立と県内企業への普及を図ります。

第5部 循環型社会ぎふづくり

1. 循環資源の有効利用の推進

取組方針

一般廃棄物については、これまでもリサイクルの啓発など、市町村を中心に減量に向けた取組みが進められているものの、近年排出量はほぼ横ばいで推移しています。

ごみの減量化を実現するため、今後は、3R（Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））のうち、特に発生抑制（Reduce）に向けた取組みを県民、事業者、市町村などと連携し進めていきます。

また、循環型社会を支える、各種リサイクルに関する法令の適正かつ円滑な運用に努めるほか、リサイクル製品の利用を推進するなど、循環資源の有効利用を進めます。

（1）ごみ減量化の推進

現状と課題

- ごみを減らす意識は県民の間に徐々に浸透し、実践活動も多く、多くの県民や市民団体により行われていますが、こうした意識がすべての県民に共有され、取組みが広く定着しているとは言い難い状況にあります。
- 本県の1人1日あたりのごみ排出量（平成21年度）は991gで、全国平均より低いものの、年々その差が縮まる傾向にあります。
- 家庭ごみの減量化を図るには、県民の意識や関心を高めていくことが重要であり、ごみを減らす意義や具体的な手法、ごみとなるものをできるだけ家庭に持ち込まない、リデュース（発生抑制）の考え方について、わかりやすい形で普及啓発を進める必要があります。また、一般廃棄物の処理について総括的な責任を有する市町村や、実践活動の推進役となることが期待される市民団体と連携を図っていく必要があります。

<1人1日当たりごみ排出量>

（単位：g）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
岐阜県	1,050	1,048	1,047	1,057	1,048	1,060	1,027	1,013	991
全 国	1,180	1,166	1,163	1,146	1,131	1,115	1,089	1,033	994

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

- 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」を受け、平成13年度の法施行時から調達方針を策定しています。

具体的な施策

- 「家庭ごみ減量」の推進
 - ・市町村や市民団体と連携し、ごみを減らす意義や具体的な手法を伝える県民向け講習会を実施します。例えば、食品廃棄物については、家庭から排出される生ゴミのリサイクルをモデル的に実施していますが、講習会でその取組みを紹介することにより、生ゴミ等食品廃棄物のリサイクルの普及啓発を図ります。

- ・県ホームページや広報誌、各種イベント等、様々な媒体や機会を活用し、家庭ごみ減量化の普及啓発に努めます。
- 「環境にやさしい買い物」の推進
 - ・市町村や市民団体と連携し、環境にやさしい買い物や、ごみのリデュース（発生抑制）、リサイクル（再生利用）の考え方に関する県民向け講習会を実施します。
 - ・「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」の実施や、商業施設等と連携した啓発活動等により、環境にやさしい買い物の普及啓発に努めます。
 - ・市町村、市民団体、事業者とともに、小売店舗における容器包装の削減に向けて具体的な取組みを検討します。
- 循環型社会形成推進協議会の開催
 - ・廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用について、県民、事業者、行政それぞれの自主的かつ積極的な取組みを促進します。
- 東海三県一市グリーン購入キャンペーンの実施
 - ・グリーン購入の普及と定着を図るため、東海三県一市（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市）と日本チェーンストア協会中部支部、グリーン購入ネットワーク、(財)日本環境協会エコマーク事務局との広域連携により、行政・団体・事業者が協働して消費者に対する啓発キャンペーンを実施します。
- 岐阜県環境物品等調達方針によるグリーン購入の推進
 - ・県が調達を行う物品等のうち、原則として全て環境物品等を調達する「特定調達品目」を設定し、それぞれの判断基準を示し、グリーン購入を推進します。
- 県内におけるごみ処理の状況及び3Rに関する施策状況等の紹介
 - ・ホームページ等を活用し、県内におけるごみ処理の状況及び市町村の3Rに関する施策状況等に関する情報を提供します。



ごみ減量化講習会



ダンボールコンポスト

(2) 各種リサイクル法の適正な運用

現状と課題

- 容器包装廃棄物のリサイクル（市町村による分別収集、指定法人等への引渡し及び再生事業）は、市町村における分別収集計画に基づき行われていますが、紙製容器包装については、分別収集が進んでいない状況です。容器包装廃棄物のリサイクルを一層推進するためには、分別収集体制を整備し、周知徹底を行う必要があります。
- 自動車リサイクルについては、自動車リサイクルシステムにより、全ての使用済自動車の処理工程

が厳格に管理されています。年次報告が未実施のフロン類回収業者や法定期限内に移動報告をしていない解体業者等について、自動車リサイクル促進センターから報告があった場合は、指導を徹底する必要があります。

- 建設リサイクルについては、法施行後、特定建設資材廃棄物のリサイクルが促進され、建設廃棄物の再資源化等率は向上しました。しかし、高度成長期に建設された建物が更新期を迎えるなど、今後、建設廃棄物の排出量の増大が見込まれるため、特定建設資材の分別解体や特定建設資材廃棄物の再資源化を促進し、最終処分量を減らすとともに、廃棄物の排出を抑制することが重要です。
- 農業集落排水施設から発生する汚泥は有用な資源であるため、汚泥のコンポスト施設、移動脱水乾燥車等の肥料化施設を整備するとともに、肥料として使用してもらうよう、普及啓発活動をさらに実施する必要があります。また、家畜排せつ物や稲わらなどの農林系バイオマス資源とともに、食品加工残渣の一層の有効活用を図る必要があります。

具体的な施策

- 「容器包装リサイクル法」の円滑な推進
 - ・容器包装廃棄物の分別収集を完全に実施するため、市町村に対する施設整備の支援を行います。
 - ・「容器包装リサイクル法」について、積極的な普及啓発を実施するとともに、容器包装廃棄物の分別収集等について市町村広報誌やごみカレンダー等を用いて周知徹底を図ります。
- 「家電リサイクル法」の円滑な推進
 - ・「家電リサイクル法」について、市町村広報誌やごみカレンダー等を用いた普及啓発を実施します。
- 「自動車リサイクル法」の円滑な推進
 - ・自動車リサイクル促進センターから報告があった年次報告未実施のフロン類回収業者や法定期限内に移動報告をしていない解体業者等に対し、立入検査を実施して指導を行うなど、法の円滑な運用を図ります。
- 「建設リサイクル法」の円滑な推進
 - ・県のホームページ等の媒体を活用し、法の制度や届出手続等について、普及啓発に努めます。
 - ・「建設リサイクル法」の対象建設工事が適切に施工されるよう、パトロールの充実に努めます。
- 建設系産業廃棄物の再資源化等の促進
 - ・「岐阜県優良建設廃棄物選別資源化センター」認定施設をモデル施設として推奨し、建設廃棄物の選別・再資源化を適正に行うことのできる処分業者を育成します。
 - ・建設廃棄物は、適正に選別して再資源化を図り、埋立処分量を削減することが重要であることを排出事業者にも周知していきます。
- 汚泥リサイクルの普及啓発
 - ・汚泥肥料の施肥マニュアル作成のための栽培実験や、汚泥利用の啓発PR用パンフレットを作成します。また、県政モニターへアンケートを実施し、普及啓発活動の効果を検証します。
- バイオマス資源及び食品循環資源の利用促進
 - ・家畜排せつ物や稲わらなど、農林系バイオマス資源のたい肥化施設等の整備に対して支援を行います。また、安全面に配慮した食品加工残渣の飼料化の取組みを支援します。

(3) リサイクル製品の利用推進

現状と課題

- 岐阜県リサイクル認定製品数は平成21年度末現在188製品で、平成21年度の販売実績は約59億円となっています。

＜リサイクル認定製品販売額＞

(単位：億円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
販売額	64	70	60	62	59

○現在の経済情勢では、各企業が資源リサイクルなどの環境保全活動と企業としての営利活動を両立させることが非常に困難で、社会全体の環境に関する取組みを鈍化させる要因になっています。また、リサイクル製品の開発にはコストがかかり、それが製品価格へ反映されるため、リサイクル製品の利用が進まない要因となっています。

○また、平成 17 年度にリサイクル認定製品に係る制度の厳格化を図ったこと、また、公共事業の減少により、リサイクル認定製品の活躍の場が減少することとなり、製品数が減少しています。

具体的な施策

○岐阜県リサイクル認定製品の利用推進

- ・リサイクル認定製品の認定と公共事業での積極的な利用を推進します。
- ・建設技術フェアなど、事業者や自治体関係者が集まる場に出展し、広くPRを行います。また、リサイクルに関する学識者等によるセミナーを開催し、消費者の需要にあった認定製品の開発に向けた事業者の取組みを促進します。



マイバッグ (廃プラスチック(シートベルト)を利用)
(リサイクル認定製品)



パーテーション (県産の間伐材を利用)
(リサイクル認定製品)

2. 廃棄物の適正処理の推進

取組方針

循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、行政がそれぞれの責務を十分認識し、一般廃棄物及び産業廃棄物が適正に処理されるよう、処理施設に対する立入検査などを引き続き実施します。

また、必要な処理施設の設置にあたり、地域住民の理解を得ることが困難となるなど、処理業者や処理施設に対する不安感や不信感が見受けられます。このため、廃棄物の処理に対する理解を深めていただくための取組みのほか、併せて優良な排出事業者及び処理業者の育成にも努めます。

なお、不法投棄等の不適正処理については、県民生活に与える影響が大きいため、関係機関との連携を密にするとともに、監視活動を強化することにより、早期発見及び早期措置に努めていきます。

(1) 一般廃棄物の適正処理の推進

現状と課題

- 一般廃棄物処理施設への定期的な立入検査を実施していますが、概ね適正に維持管理されています。
- 一般廃棄物については、近年、様々な排出抑制やリサイクルが進められていますが、廃棄物を生活環境上、支障が生じないうちに適正に処理することが極めて重要であり、そのためには、処理施設が今後も適正に維持管理されることが不可欠です。

具体的な施策

- 一般廃棄物処理施設への立入検査の実施
 - ・一般廃棄物処理施設に対して立入検査を実施し、必要な指導を行います。
- 一般廃棄物処理施設整備等に対する支援
 - ・市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備に対して、国制度の活用を通じて支援を行います。また、市町村が行う一般廃棄物のリサイクルを促進するため、使用済小型家電の分別収集等の先進事例に関する情報提供や技術的支援を行います。
- 県内におけるごみ処理の状況及び3Rに関する施策状況等の紹介
 - ・ホームページ等を活用し、県内におけるごみ処理の状況及び市町村の3Rに関する施策状況等について情報を提供します。
- 岐阜県環境美化運動推進要領の推進
 - ・「空き缶クリーンキャンペーン週間」等、県、市町村、県民等が一体となった環境美化運動を推進します。



一般廃棄物処理施設
多治見市 三の倉センター

(2) 産業廃棄物の適正処理の推進

現状と課題

- 産業廃棄物の処理業者や処理施設への立入検査を定期的実施していますが、概ね適正に処理されていることを確認しています。しかし、対象事業者が非常に多く、全ての事業者に対して同様に立

入検査を行うことは容易ではありません。

- 「廃棄物処理法」では、産業廃棄物の処理責任はそれを排出する事業者が負うこととされていますが、特に中小事業者においては、廃棄物関係法令や適正処理に関する知識が十分でない傾向があります。
- 「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」において、事業者による関係住民への事業計画の周知、事業者と関係住民との文書による意見交換、県による合意形成等に関する判断等の制度を新たに規定しました。しかし、処理施設に対する不安・不信感等から、施設の設置にあたり地域住民の理解を得ることが困難なケースがあります。
- 県内に保管されているPCB廃棄物については、「岐阜県PCB廃棄物処理計画」に基づき、その適正処理を進めています。なお、PCB廃棄物は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」により、平成28年7月が処理期限とされています。それまでに全てのPCB廃棄物を処理するため、県内のPCB廃棄物、特に微量PCB廃棄物の数量を正確に把握する必要があります。
- 農業用使用済みプラスチックについては、施設面積の減少やハウスビニールの複数年張りの普及などにより、その排出量が近年減少傾向にあります。また、農業用使用済みプラスチックの処理は適切に行われていますが、過半が埋立や焼却による処理となっており、今後は再生処理率を向上させる必要があります。
- 家畜排せつ物は、昔から肥料として有効利用されていますが、近年、生産コストの低減を図るため、畜産経営の規模拡大が進んだことにより、1経営体から発生する家畜排せつ物の量が増えています。今後も家畜排せつ物を適正に処理するためには、生産された堆肥が、円滑に利用されなければなりません。

具体的な施策

- 産業廃棄物処理業者等に対する効果的な立入検査の実施
 - ・産業廃棄物の取扱状況等を勘案して定期立入の回数を設定し、一斉立入、随時立入等を組み合わせて実施することにより、重点的かつ効果的な監視指導を行います。
- 中小排出事業者の意識高揚と関係法令等の理解促進
 - ・主に中小事業者を対象に、廃棄物関係法令や適正処理についての知識を深めていただくため、法令講習会を実施します。
- 産業廃棄物処理施設設置に係る合意形成等を図るための手続条例の運用
 - ・条例に規定された制度が円滑に運用されるよう、事業者及び関係住民に対して制度の周知を図ります。
 - ・事業者が行う関係住民への事業計画の周知について、より効果的に実施できるよう、ガイドラインを策定します。
- 優良な産業廃棄物処理業者の育成
 - ・処理業者等が主催する法令講習に講師を派遣する等、処理業者の関係法令に関する知識の向上を図ります。
- 廃棄物処理施設に対する県民の理解促進
 - ・処理業者等との連携やホームページの活用等により、産業廃棄物処理施設に関する認識と理解を深めてもらうための啓発活動を実施します。
 - ・産業廃棄物処理施設に対する周辺住民の不安感や不信感を解消するため、処理業者に対し、処理施設の操業状況や廃棄物の処理状況、自主測定結果等の情報公開を促します。
- PCB廃棄物の計画的な適正処理の推進
 - ・微量PCB廃棄物の疑いがあるコンデンサ等の検査費用に対する補助を行い、PCB廃棄物の保

管状況の把握に努めます。

- ・PCB廃棄物の処理が円滑に進むよう、日本環境安全事業(株)豊田事業所との連携を密にするとともに、保管事業者への周知、啓発に努めます。

○農業用使用済プラスチック適正処理の推進

- ・岐阜県農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会を中心に、農業関係団体等に対し、再生処理率向上に係る働きかけや情報提供を行い、引き続き指導します。

○家畜排せつ物処理施設の整備に対する支援

- ・国庫補助の対象とならない、小規模農家が利用する家畜排せつ物処理施設の整備を支援します。

○畜産環境保全推進指導協議会の開催

- ・県域並びに地域の協議会を開催し、畜産経営に起因する環境問題について、情報交換を行うとともに、実態調査や巡回指導を行います。

○耕畜連携農業推進連絡会議の開催

- ・県域並びに地域の連絡会議を運営し、畜産農家で生産された良質な堆肥を耕種農家において有効利用することにより、資源循環型農業を確立します。

(3) 不法投棄等の不適正処理対策の推進

現状と課題

- 不法投棄など、廃棄物の不適正処理に関する行政指導の状況は以下のとおりです。

<廃棄物の不適正処理に関する行政指導の状況>

	H17	H18	H19	H20	H21
文書指導	18	3	10	19	17
改善命令	1	0	0	0	0
措置命令	2	2	0	0	0
許可取消処分等	13	9	9	17	13
計	34	14	19	36	30

- 不適正処理事案は悪質で巧妙化しています。また、行政の指導に従わず、大規模で深刻な不適正処理事案に発展するケースも後をたちません。これまでに大規模な不法投棄事件を相次いで検挙してきましたが、依然として予断を許さない状況にあるため、今後も関係機関との連携を密にした取締りを継続する必要があります。

- 過去に廃棄物の不適正処理が行われた現場等について、地域住民が自ら状況を監視する組織として「岐阜県ふるさと環境保全委員会」があります。その活動は、各委員会の自主性に任せていますが、より効果的な監視を行うため、県関係機関との連携をより密にする必要があります。



不法投棄の現場

- また、日常の監視活動については、圏域が広く、山間部など人目につきにくい場所も多いため、行政によるパトロールのみでは限界があります。したがって、地域住民や市民団体と行政が協働し、地域ぐるみの監視体制を確立することが必要です。

- 産業廃棄物の処理責任は、第一義的には排出事業者にあることから、処理業者はもちろん、排出事業者に対しても、廃棄物処理法の遵守や社会的責任の徹底を促す必要があります。

具体的な施策

- 通報体制の整備
 - ・廃棄物インターネット 110 番を通じ、不法投棄等の情報収集に努めます。
- 取締り等の実施
 - ・地域住民と連携した監視活動のほか、関係機関との連携を保ちつつ、事犯の内容に応じて指導、警告、検挙等を積極的に行います。
- 不適正処理事案の公表
 - ・産業廃棄物の不適正処理事案に関する事実や行政の対応状況を県ホームページで公表します。
- 関係機関との連携
 - ・産業廃棄物の不適正処理事案について、関係機関が相互に連携し、厳正な措置を実施するため、連絡会議を開催します。
 - ・警察的手法（聴き取り、張り込み、現場指導）を活用したパトロール及び立入検査を実施するため、現地機関に廃棄物監視指導専門職を配置します。
 - ・監視カメラを活用するほか、行政による監視が手薄となる夜間・休日には、不法投棄等監視パトロールを実施します。
- 岐阜県ふるさと環境保全委員会による監視活動の支援
 - ・各委員会から通報、要望、情報提供等を聴き取り、必要に応じて事業者への立入検査等を行うほか、委員会による監視活動を積極的に支援します。
- 「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」の適確な運用
 - ・埋立て等に関して、廃棄物の有無に関わらず立入検査を可能とする「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」を適確に運用します。



産業廃棄物運搬車輛の路上検査

(4) 災害時における廃棄物処理対策の推進

現状と課題

- 災害時には被災地が混乱し、災害廃棄物を適正に処理できなくなる可能性があります。このため、各市町村は災害時に発生する廃棄物の総量を予測し、収集運搬の手段、仮置場等の確保、分別方法等、その処理方法に関する計画（以下「災害廃棄物処理計画」という）を策定する必要があります。
- 平成 22 年 4 月時点において、21 市町村が災害廃棄物処理計画を策定していますが、災害発生時の廃棄物処理を円滑に行うため、全ての市町村において計画が策定されることが必要です。
- また、被災市町村のみで対応が困難な場合には、早期に支援体制を確立する必要があります。このため、本県では「岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画」を策定し、災害発生時における県及び県内市町村等の応援・連絡体制を定めています。また、災害発生時における廃棄物の収集運搬等について、関係団体と無償団体救援協定を締結しています。
- 災害時には不法投棄などの不適正処理が行われる可能性もあり、その防止に努める必要があります。

具体的な施策

- 市町村における災害廃棄物処理計画の策定支援
 - ・支援ツール等を配布し、災害廃棄物処理計画の策定を支援するとともに、様々な機会をとらえ、計画の早期策定を呼びかけます。
- 災害時における支援体制の確立
 - ・災害時には、被災市町村からの応援要請に基づき、広域的な支援体制を早期に確立するとともに、関係団体に対して協定に基づく応援を要請します。
- 災害時における廃棄物の適正処理に関する啓発
 - ・災害時においても、事業活動によって生じた廃棄物が自らの責任で適正処理されるよう、啓発活動に努めます。

3. 関連産業の育成支援

取組方針

循環型社会の実現には、廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進が不可欠であり、そのために、事業者が行うリサイクル製品の技術開発及び販売促進のための取組みを支援します。

また、研究開発を推進し、その成果の県内企業への技術移転を進めることにより、循環型社会の実現に向けた企業の取組みを積極的に推進していきます。

(1) リサイクル関連産業の育成支援

現状と課題

- リサイクルがビジネスとして成立するためには、リサイクル製品であっても、安全で高い品質が求められることはもちろん、消費者のニーズにあった製品開発や、将来有望なリサイクル技術の開発が求められます。
- 容器包装に多用されるプラスチック廃棄物（廃プラスチック）のリサイクルに関しては、再資源化の工程における機械装置の腐食発生や製品への臭気残留、不純物混入などによる品質低下といった技術的な問題があり、現状では一定の限界があります。
- 今後、廃プラスチックの再資源化を進めるためには、その性状把握を通じた腐食原因物質の特定や腐食の抑制対策など、研究開発を進め、再生材の品質向上を図るとともに、再資源化プラスチックを活用した高付加価値化製品の開発を促進することが必要です。
- メッキ汚泥等をはじめとする金属系産業廃棄物については、廃棄物の減量化や安全化が課題となっています。また、鉄やニッケル等の混合金属廃棄物の分別回収も大きな課題ですが、その効率的な回収技術は確立されていません。
- 金属系産業廃棄物については、今後、再利用が可能な鉄やニッケル等について、効率的で還元率の高い金属回収技術を確立することが、資源リサイクルの推進はもとより、廃棄物の減量化や安全化の観点からも必要です。

具体的な施策

- リサイクル関連産業の育成支援
 - ・廃棄物の発生抑制やリサイクルを促進するため、リサイクル関連産業の技術開発、販売促進等に関するセミナーを開催します。
- 環境配慮型ものづくり産業支援プロジェクトの実施
 - ・製造業について、バイオマス資源の有効利用、資源リサイクル、省エネルギー化を3つの柱として、県の研究機関を中心に環境関連技術の確立と県内企業への普及を図ります。

第6部 環境にやさしいぎふの人づくり

1. 環境教育・環境学習の推進

取組方針

環境に関する県民の意識は高まっています。環境問題を正しく理解し、行動するために、大人から子どもまで幅広い世代を対象とした環境教育、環境学習機会のより一層の充実を図ります。

また、環境に配慮した行動から得られる喜びや充実感を感じてもらえるよう、体験を重視するなど、充実したプログラムの提供に努めます。

さらに、本県の豊かな自然や、地域での環境保全活動など、環境に関する様々な情報を集積し、県民・事業者・行政など、あらゆる主体と共有するとともに、その情報を県内外に向けて発信していきます。

(1) 教えることのできる人材の育成と活用

現状と課題

- 学校や地域における環境教育・環境学習を推進するためには、指導者の育成とその有効活用を図る必要があります。環境教育・環境学習を今後、より効果的に推進するため、県民と指導者間のネットワークを構築することが課題となっています。
- 環境教育・環境学習を実施するにあたっては、自然のみならず、ライフスタイル、エネルギー、食糧問題など、総合的な視点が必要です。したがって、それぞれの専門能力を持つ人材をつなぎ、カリキュラムを調整するコーディネーターが求められています。
- 学校における環境教育を担う教員の資質向上を図るため、教員に対する研修機会を確保するとともに、実体験を重視するなど、研修の実施方法についても工夫が必要です。
- 県が開催した自然観察会の参加者からは「おもしろかった」という声が多く寄せられており、自然観察会に対する潜在的な需要は高いと考えられます。
- 木の文化への理解を深め、自然環境への配慮を推進する「木育」が全国的に広がっていますが、その企画・運営ができる人材が不足しています。

具体的な施策

- 教えることのできる人材に関する情報の充実とその活用
 - ・企業や学校、地域における環境教育・環境学習を支援するため、講師やスタッフとして活躍できるボランティア人材に関する情報の充実を図るとともに、ホームページ等を通じてその提供を行います。
 - ・また、企業や地域からの求めに応じて、その人材や県職員を企業や学校、地域のコミュニティ等へ派遣することで、環境学習を推進します。
- 自然ふれあいサポーター制度の取組み推進
 - ・自然観察会等のガイドができる資格を有する方を「自然ふれあいサポーター」として委嘱し、その情報を県ホームページで公表することで、県民が有資格者情報やイベント情報の入手、有資格者との連絡をスムーズに行えるようにし、県民の自然観察会等への参加を促進します。
- 木育指導者の養成

- ・森林文化アカデミーにおいて2年間の専修教育により、木材を活用したものづくり技術・デザイン知識を修得し、木育プログラムの作成・運営をコーディネートできる人材を育成します。
- 教員に対する研修の実施
- ・岐阜県総合教育センターなどで実施する教員研修を通じて、環境教育を実践できる教員の資質向上に努めます。
 - ・教員研修では、農業協同組合、農業生産法人、森林文化アカデミーのほか、県内の環境教育に関連する団体等とも連携し、実体験を重視した研修を行います。
 - ・県内の農業科を設置する高校と連携して行う、児童生徒が自然に触れる体験の機会等を利用し、教員の環境教育に関する知見を広めます。

(2) 学習の機会の提供及び活用

現状と課題

- 平成20年度に環境省が行った「環境にやさしいライフスタイル調査」によると、自然とのふれあいを今より増やしたいと考えている人は63%となっており、環境学習の機会の充実が望まれています。
- 学習機会の提供については、行政やNPO等のほか、大手企業等がCSR活動の一環として行う学校への出前講座等、様々な主体が活発に取り組んでおり、参加する県民も多くなっています。
- 今後も地球温暖化問題など様々な分野を対象に、また、子どもから大人、家庭から学校・職場まで、あらゆる年代、場面における学習機会をより一層充実させる必要があります。そのためには、NPOなどの各団体や企業、行政がそれぞれの活動分野を活かしながら、協力して取り組むことが必要です。
- 集落機能の低下や農業従事者の高齢化、農産物の価格低迷による農家所得の減少といった社会経済情勢の変化により、農家による農地や農業用水等の管理が困難となっています。このため、農村地域だけでなく、都市住民の方にも参加いただき、より多くの県民の方に農業農村の魅力や多面的機能を知ってもらうことが必要です。
- 近年、子ども達が森林と関わる機会が少なくなっています。学校林を保有する専門高校では、実習を通じた森林の保育（植林や除伐等）に関する学習や、農業科を設置する高校では、実験を通じた屋上緑化の効果についての学習といった取組みが行われていますが、森林・林業等についての理解を深めるため、森林環境教育の一層の充実が必要です。
- 川遊びのような河川等の水辺にふれる機会が減少し、河川が有する自然環境や生息する多様な生物への認識、理解が低下しています。

具体的な施策

- 体験を重視した児童生徒の環境教育・環境学習の充実
 - ・児童生徒の発達段階や学校の実態に応じて、河川や里山などの自然環境に親しみながら、豊かな人間性や生きる力を育成する体験学習の取組みの充実に努めます。
 - ・小・中学校等の児童生徒の体験活動を支援するため、施設に関する情報提供を行うほか、博物館などでは、親子で参加できる体験型環境学習の場を提供します。
- 専門高校と小・中学校の連携促進
 - ・専門高校による小・中学校への出前授業や、学校施設の開放等により、地域に根ざした学習活動を推進します。
 - ・専門高校において実施している河川等の水質調査の結果を小・中学校に提供し、環境教育での活用を進めます。
- 小・中学校における環境教育の情報発信

- ・保護者向けの学校便り等に学校での取組みを掲載するなど、保護者等への情報発信に努めます。

○地球温暖化に関連する学習機会の充実

- ・出前講座の実施
 - ・岐阜県地球温暖化防止活動推進センターや企業と協働し、県内の小中学校や企業、団体等を対象にした出前講座を実施します。
- ・地球温暖化防止月間における啓発
 - ・12月の地球温暖化防止月間には、イベントの開催等を通じて、地球温暖化防止に関する普及啓発を重点的にを行います。



地球温暖化に関する環境学習

○農業に関連する学習機会の充実

- ・「ぎふ水土里のプロジェクト」の推進
 - ・小学生や地域住民を対象に、農業用排水路やため池、水田における生き物調査や、農業農村の多面的機能について学ぶ機会を設けます。
 - ・農業農村の魅力や多面的な機能をPRするため、県内各地で幅広い年齢層の方が参加いただけるウォーキング大会やパネル展示会等を開催します。

○林業に関連する学習機会の充実

- ・木育の推進
 - ・木育の実施を希望する保育所等の施設に木育推進員を派遣し、木育のPR、木育教室開催のコーディネートを行い、普及啓発を進めるとともに、木育指導者研修を開催し、指導者を育成します。
- ・緑と水の子ども会議の推進
 - ・緑と水の子ども会議の実施にあたり、小中学校、高等学校及び特別支援学校に対してプログラムの提案、講師の紹介、活動経費の負担等の支援を行い、学校現場での森林環境教育を推進します。
- ・森林文化アカデミー生涯学習講座の開催
 - ・一般県民を対象にした環境に関する講座を実施します。



緑と水の子ども会議

○河川に関連する学習機会の充実

- ・川の体験学習への支援
 - ・一人でも多くの子どもたちに治水や河川の有する自然環境への関心や理解を深めてもらうよう、地域の小中学校に積極的に働きかけ、川の体験学習に対する支援を拡充します。また、NPOなどとの連携を図り、県民協働による学習を進めます。
- ・カワゲラウオッチング（水生生物調査）の取組みの推進
 - ・小中学校や環境保全団体が調査を実施する際には、要望に応じて講師の派遣や器具の貸し出しなど、支援を行います。
 - ・より一層の普及を図るため、指導者の育成に取り組むとともに、過去の調査結果を、河川の水質状況を学習するための基礎資料として活用を進めます。
- ・「水のこども会議」の実施
 - ・森林や身近な河川の生き物や、水に関わる人々の暮らしなど、「水」をキーワードにした学習を通じて、子ども達に森川海が一体となった自然環境保全に対する理解を深めてもらうため、「水のこども会議」を実施します。
- ・「流々プロジェクト」の実施
 - ・身近な水路から川までの水の経路を実際に歩くことで、子ども達に自分たちの生活と川、海の

繋がりを再認識してもらい、「流々プロジェクト」を実施します。

(3) 環境情報の共有

現状と課題

- 最近では多くの県民が、環境に関する情報を入手するため、インターネットや電子メールを活用しています。本県においても、ホームページを活用し、県内の環境に関する様々な情報を集積し、県民との情報共有を行っています。
- 今後は、インターネットを活用しない県民との情報共有も含め、より多くの方との情報共有を進める必要があります。また、共有する情報の内容の充実を図り、県民の様々なニーズに応じていく必要があります。

具体的な施策

- 情報共有の機会の充実
 - ・県が行う啓発イベントなど様々な機会をとらえ、また、ホームページや地上デジタルテレビのデータ放送など、様々な媒体を活用し、より多くの県民との情報共有に努めます。
- 共有する環境情報の内容の充実
 - ・県民のニーズにあった内容を中心に、また、常に新しい情報を掲載し、ホームページの内容の充実を図ります。
 - ・ホームページでは市町村のほか、企業や環境保全団体などの取組み事例も積極的に掲載するなど、充実した情報を発信します。

2. 「清流の国ぎふ」づくりを支える仕組みづくり

取組方針

平成22年に開催された「全国豊かな海づくり大会」では、約300の協賛行事に100万人余りの方々に参加いただきました。

今後、この「全国豊かな海づくり大会」を通じて、森・川・海が一体となった環境保全への意識の高まりを、県民総参加による「清流の国ぎふ」づくりへと発展させるため、清流を「守る」「活かす」「伝える」の基本方針のもとに、様々な取組みを進めていきます。

また、「清流の国ぎふ」づくりに向けた取組みを進めるための新たな税財源の導入については、その是非も含め、県民の皆様の意見を伺いながら検討を進めていきます。

(1) 県民協働による環境保全活動の推進

現状と課題

- 「公益信託はつらつファンド」により、社会参加活動の担い手となるNPO法人の設立や人材育成に対して助成を行ってきた結果、環境保全を活動分野に掲げる法人数は200を超え、様々な活動が行われています。
- 環境月間(6月)や県民環境の日(毎月第2土曜日)には、各圏域毎での環境塾の開催、メールマガジンの配信など、県民協働での環境保全活動の実践、啓発を進めています。
- 今後も県民協働による環境保全活動の取組みをさらに促進するため、より充実した支援を行う必要があります。
- 「全国豊かな海づくり大会」を通じて高められた県民の環境保全意識の高まりを県民運動に発展させ、より多くの県民の参加のもと、環境保全活動を推進する必要があります。
- 企業の社会的責任(CSR)に対する関心が高まる中、森林づくり活動を通じて社会貢献活動を展開したいと考える企業が増えています。今後は、企業に対する森づくりの提案や候補地の紹介の他、地元の受入体制づくりを進めることが必要です。



長良川環境レンジャーの活動(岐阜市)

具体的な施策

- 環境教育・環境学習や環境保全活動を実践する団体への支援
 - ・ホームページやメールマガジン等の広報媒体を通じて、NPOやボランティア団体の活動を紹介し、取組みの輪を広げるとともに、団体の活動の充実に向けて支援します。
- 「清流の国ぎふ」づくりの推進
 - ・「清流の国ぎふ」を県内外に向けてPRするため、清流月間を設定し、多彩な取組みを推進します。また、「清流の国ぎふ」づくりに向けた取組みを県民総参加で推進するため、「『清流の国ぎふ』づくり県民連携会議」を運営します。
- 「森林・環境税(仮称)」導入の検討
 - ・「清流の国ぎふ」づくりに向けた新たな取組みを進めるための税財源として、「森林・環境税(仮称)」の導入について、その是非も含め、県民の皆様の意見を伺いながら検討します。
- 企業による森づくりの推進

- ・ホームページにより企業への情報提供及び啓発を行います。また、実施企業への活動支援や森林づくり活動で生じた二酸化炭素吸収量の認定を行い、企業が参加しやすい環境整備に努めます。
- ・また、活動候補地の選定、地元受入れ体制づくりへの支援を行います。



県民協働による河川清掃活動（水門川クリーン作戦）

第7部 計画の推進

1. 計画の着実な推進に向けて

- ・本計画の推進にあたっては、今後策定又は改定等が予定されている、「岐阜県地球温暖化対策実行計画」、「生物多様性地域戦略」、「岐阜県廃棄物処理計画」など、環境に関連する各種計画・ビジョン等における具体的施策も実施しながら、「清流の国ぎふ」づくりを着実に進めていきます。

2. 推進体制

- ・本計画に掲げる環境に関する施策、取組みは、本県の行政全般に関わるものであり、本計画の着実な推進のためには全庁的な取組みが必要です。
- ・組織体制にあたっては、幹部会議等の庁内組織を通じて本計画の進捗状況等の点検、施策の見直し等を図ります。
- ・意見及び助言を受けるため、岐阜県環境審議会に報告します。

3. 各主体の役割

- ・県民の役割
環境問題の多くは、私たちの生活から生じる環境への負荷がその一因となっていることから、それを自らの問題としてとらえ、環境保全への意識を一層高めるとともに、日常生活において積極的に環境に配慮した取組みを行っていくことが期待されます。
- ・地域住民組織・NPOの役割
地域における環境保全活動はもとより、専門的な知識や技術を有していることから、行政ではできないきめ細やかな活動が期待されます。
- ・事業者
企業としての社会的責任の重要性から各種法令の順守はもとより、環境に配慮した経営を進めることが必要です。また、行政や地域との連携により環境保全に関する活動に積極的に参画することが期待されます。
- ・市町村
地域住民に最も近い自治体として、様々な環境課題に取り組む際には、より効果的できめ細かな施策を行うことができます。それぞれの社会的、自然的条件に応じた地域の環境保全の推進役として期待されます。
- ・県
県は、環境の保全と創出に関する施策を総合的、計画的に推進するとともに、その成果を広く公表し適切な進行管理を行います。
また、自ら率先して環境への負荷の低減を目指した行動を実践します。

4. 進行管理

- ・本計画に掲げた目標、施策については目指す数値目標の達成状況、各施策の進捗状況等を確認しながら適切な進行管理を行います。
- ・本計画の進捗状況等を岐阜県環境審議会に報告するとともに、その状況を毎年「環境白書」や岐阜県ホームページにおいて公表します。

5. 目標指標

I 自然共生社会ぎふづくり

指 標 名	単 位	計画策定時の現況値 (H21年度末)	中間目標値 (H25年度末)	目標値 (H27年度末)	指標の趣旨及び考え方
間伐実施面積	㊦	14,373 (単年度)	56,000 (H22年度～ H25年度)	70,000 (H22年度～ H26年度)	(趣旨) ・生物多様性の保全機能、水源かん養機能を維持・回復した森林面積を示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・「岐阜県間伐推進加速化計画」の目標値を設定する。
岐阜県希少野生生物保護条例に基づく指定希少野生生物の種の数	種	16	—	20	(趣旨) ・希少な野生生物であって、捕獲等の禁止などの規制をすることで、生育・生息を保護するべき種数を示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・前計画と同様、希少野生生物の4種増を目標とする。
岐阜県希少野生生物保護条例に基づく指定希少野生生物の保護区の数	保護区	5	6	7	(趣旨) ・保護するべき希少な野生生物の現状をもとに、希少な野生生物と一体的に保護するべき箇所数を示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・前計画と同様、希少野生生物の2保護区の増を目標とする。
ツキノワグマの放獣率	%	7	11	15	(趣旨) ・全国的に希少と言われるツキノワグマの放獣の度合いを示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・過去5か年における放獣率の平均(7.3%)の約2倍を目指す。
外来生物防除実施計画策定市町村数	市町村数	19	23	27	(趣旨) ・外来生物の防除体制整備の進捗度合いを示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・計画策定が必要と考えられる27市町村全ての策定を目指す。
獣害防護柵の受益面積	㊦	181	660	900	(趣旨) ・獣害防護柵の受益面積の増加に応じて、鳥獣被害が減少すると考え、鳥獣害対策の進捗状況を把握する指標として設定する。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・H21年の鳥獣被害額を、5年間で1割削減するために必要な防護柵の受益面積を設定する。
耕作放棄地解消面積	㊦	—	—	350	(趣旨) ・耕作放棄地解消への取組みの度合いを把握するため、耕作放棄地のうち、農地に再生できた面積を指標として設定する。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・長期構想において年間70haの耕作放棄地を解消する目標があり、平成23年度からの累計350haとする。
農林漁業体験施設数	箇所	72	87	90	(趣旨) ・グリーン・ツーリズムの受入体制づくりの成果指標として、都市住民などに農林漁業体験などを提供する施設の数を設定する。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・農林漁業体験施設数の25%(18箇所)増加を目指す。
農林漁業体験者数	人数	118,000	138,000	150,000	(趣旨) ・グリーン・ツーリズムの受入体制づくりと情報発信の成果指標として、県内での農林漁業体験を行った者の数を設定する。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・1施設あたり体験者数の微増を見込みつつ、施設数の増加により体験者数の目標値を設定する。

II 快適生活環境ぎふづくり

指 標 名	単 位	計画策定時の現況値 (H21年度末)	中間目標値 (H25年度末)	目標値 (H27年度末)	指標の趣旨及び考え方
魚の生息に適した水質基準を満たす河川水域数	水域	68	69	69	(趣旨) ・魚の生息に適した水質環境基準を維持することにより、河川水質の良好な状況を示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・類型指定された河川69水域全てについて魚の生息に適した河川水質(各類型のBOD基準値以下)の維持を目指す。
ぎふクリーン農業表示制度における生産登録面積	㊦	12,377	13,500	14,500	(趣旨) ・農業生産活動における汚濁発生源の抑制効果を示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・1,700㊦程度の増加を目指す。
県民による河川調査	延べ人数 地点 河川 「とてもきれいな」と評価する地点数の割合%	6,069 312 176 40	8,000 400 190 50	10,000 500 200 60	(趣旨) ・水環境に関する意識の高まり度合いを示すとともに、水環境が良くなったことを実感する県民の割合を増やす。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・延べ参加者数10,000人達成を目指す。
清流調査隊登録数	流域 人	1 44	5 600	7 700	(趣旨) ・水環境に関する意識の高まり度合いを示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・毎年1流域100人以上の登録増を目指す。
間伐実施面積(再掲)	㊦	14,373	56,000 (H22年度～ H25年度)	70,000 (H22年度～ H26年度)	(趣旨) ・生物多様性の保全機能、水源かん養機能を維持・回復した森林面積を示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・「岐阜県間伐推進加速化計画」の目標値を設定する。
治山事業による山地災害危険地区の着手率	% (箇所)	62.6% (4,096)	64.0% (4,182)	64.2% (4,196)	(趣旨) ・山林の復旧・整備の状況を示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・着手箇所100箇所増を目指す。
一般環境大気測定局の測定結果	%				(趣旨) ・発生源への規制の効果等を示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・環境基準達成率100%を目指す。
・NO2に関する環境基準の達成率		100	—	100(各年度)	
・SO2に関する環境基準の達成率		100	—	100(各年度)	
・SPMIに関する環境基準の達成率		100	—	100(各年度)	
有害大気環境汚染物質の監視測定結果	%				(趣旨) ・発生源への規制の効果等を示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・環境基準達成率100%を目指す。
・ベンゼンに関する環境基準の達成率		100	—	100(各年度)	
・トリクロロエチレンに関する環境基準の達成率		100	—	100(各年度)	
・テトラクロロエチレンに関する環境基準の達成率		100	—	100(各年度)	
・ジクロロメタンに関する環境基準の達成率		100	—	100(各年度)	

指 標 名	単 位	計画策定時の現況値 (H21年度末)	中間目標値 (H25年度末)	目標値 (H27年度末)	指標の趣旨及び考え方
公用車における環境にやさしい車の導入率	%	51.2	53.0	56.6	(趣旨) ・本県における環境対応車導入状況を示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・H25以降、年1.8%増加を目指す。
フロン類回収量報告書提出率	%	95	98	100	(趣旨) ・フロン類回収量を示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・提出率100%を目指す。
騒音の環境基準達成率(一般地域)	%	89.2	90.0	100	(趣旨) ・環境基準達成率を把握することより、県内の環境騒音の状況を示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・環境基準達成率100%を目指す。
騒音の環境基準達成率(自動車騒音)	%	92.5	95.0	100	(趣旨) ・環境基準達成率を把握することより、県内の環境騒音の状況を示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・環境基準達成率100%を目指す。
ダイオキシンの排出基準適合率	%	100	100	100	(趣旨) ・排出基準適合率を把握することにより、特定施設の維持管理状況の適正さを示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・排出基準適合率100%を目指す。
良好な景観づくりに向けて活動している住民組織の数	団体	93	106	120	(趣旨) ・県民の良好な景観形成に対する意識の高まり度合いを示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・実績を踏まえ、30%増(5年間)を目指す。

Ⅲ 低炭素社会ぎふづくり

指 標 名	単 位	計画策定時の現況値 (H21年度末)	中間目標値 (H25年度末)	目標値 (H27年度末)	指標の趣旨及び考え方
温室効果ガス削減目標	岐阜県地球温暖化対策実行計画に定める目標値				
ぎふエコ宣言参加者人数	人	122,194	200,000	220,000	(趣旨) ・県内での地球温暖化防止に関する取組みの波及度合いを示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・H25年度末までに20万人の参加を目指す。その後は県外からの入り込み者(県内への通勤者、観光客など)への普及を年1万人ずつ図る。
新エネルギー・省エネルギー関連指標					(趣旨) ・本県におけるエネルギーインフラの将来像を定量的に示したものの。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・「岐阜県次世代エネルギービジョン」の目標値を設定する。なお、「次世代エネルギーインフラの導入」については、インフラの構成要素の一つである蓄電池等の普及がH27年度以降と見込まれるため、中間目標は設定しない。
・EV・PHVの導入	台	60	16,000 (H27年度)	156,000 (H32年度)	
・太陽光発電の導入	世帯	10,100	60,000 (H27年度)	75,000 (H32年度)	
・次世代エネルギーインフラの導入	世帯	—	—	65,000 (H32年度)	
温室効果ガス排出削減計画提出事業者数	事業所	—	330	350	(趣旨) ・各事業所の温室効果ガスの排出状況や削減に関する対策の状況を示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・年10所の増を目指す(初期値:300所)
農業用水を活用した小水力発電の導入	箇所	0	1	3	(趣旨) ・自然エネルギー活用による環境負荷軽減のため、農業用水路の落差等を利用した小水力発電の導入促進を図る。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・期間内に小水力発電施設整備を計画している地区数を計上する。
木質バイオマス活用施設数	施設数	5	7	7	(趣旨) ・森林資源を有効利用し、木質バイオマスのエネルギー利用の促進を図る。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・中期:長期構想の目標値 ・最終:岐阜県森林づくり基本計画における10年後(H28)の指標※H23見直しの予定
新エネルギー・省エネルギー推進専門員の養成	人	78	100	100	(趣旨) ・企業・地域等での新エネルギー・省エネルギー推進の機会の充実度を示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・辞退者を勘案して100人の養成を目指す。
利用間伐材積	m ³ /年	123,000	227,000 (H25年度)	249,000 (H26年度)	(趣旨) ・樹木が吸収・固定したCO ₂ の固定期間の延長やコンクリートや金属、石油化学製品などの代替資源としてCO ₂ の排出抑制につながることから、森林の地球温暖化防止への貢献度を示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・「岐阜県間伐推進加速化計画」の目標値を設定する。
間伐実施面積(再掲)	ha	14,373	56,000 (H22年度～ H25年度)	70,000 (H22年度～ H26年度)	(趣旨) ・森林の健全な成長につながる森林面積を示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・「岐阜県間伐推進加速化計画」の目標値を設定する。
企業との森林づくり協定件数	件数	16	21	23	(趣旨) ・企業が参加しやすい環境整備を行い、新たな協定締結を目指す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・年間1件の新たな協定締結を目指す。

IV 循環型社会ぎふづくり

指 標 名	単 位	計画策定時の現況値 (H21年度末)	中間目標値 (H25年度末)	目標値 (H27年度末)	指標の趣旨及び考え方
1人1日あたりのごみ排出量	グラム	991	973	969	(趣旨) ・ごみを減らす意識を有した県民の増加を示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・一般廃棄物の排出量目標値と将来推計人口により算出する。
3県1市グリーン購入キャンペーン参加店舗数 (岐阜県分)	店舗数	714	900	1,000	(趣旨) ・身近な消費行動を通してグリーン購入の普及と定着を目指す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・未参加の店舗に参加を呼びかけることにより、毎年50店舗の増加を目指す。
分別収集取組市町村目標数 ・その他の紙製容器包装 ・その他のプラスチック製容器包装 ・鋼製容器 ・アルミニウム製容器 ・段ボール製容器包装 ・飲料用紙製容器	市町村	42市町村中 18 39 40 40 29 35	42市町村中 27 41 42 42 41 42	42市町村中 27 41 42 42 41 42	(趣旨) ・県内における容器包装廃棄物の分別収集状況(リサイクルの状況)の進捗度を示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・岐阜県分別収集促進計画の目標値を設定する。
リサイクル認定製品の数	製品数	188	195	200	(趣旨) ・リサイクルの浸透度や達成度を示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・消費者の需要にあった製品分野の増加を目指す。
農業集落排水汚泥リサイクル率	%	58	62	65	(趣旨) ・発生汚泥の処理方法を毎年調査し、一般廃棄物としての排出抑制の進捗度合いを示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・試算による推計値を目標として設定する。
環境美化活動参加人数	人	315,596	350,000	370,000	(趣旨) ・ゴミのポイ捨てに対する県民の意識向上度を示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・毎年1万人ずつの参加者増加を目指す。
一般廃棄物関係 ・排出量 ・再生利用量 ・中間処理による減量 ・最終処分量	千t/年	 736 168 509 59	 718 172 493 53	 708 177 482 49	(趣旨) ・廃棄物の減量により施策の効果や県民の意識の高まり度合いを示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・国の方針やこれまでの実績を踏まえて設定。
産業廃棄物関係(農業系を除く) ・発生量 ・資源化量 ・中間処理による減量 ・最終処分量	千t/年	H20年度 3,878 1,640 2,112 126	 4,085 1,838 2,127 120	 4,095 1,884 2,095 116	(趣旨) ・廃棄物の減量により施策の効果や県民の意識の高まり度合いを示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・国の方針やこれまでの実績を踏まえて設定。

V 環境にやさしいぎふの人づくり

指 標 名	単 位	計画策定時の現況値 (H21年度末)	中間目標値 (H25年度末)	目標値 (H27年度末)	指標の趣旨及び考え方
地球温暖化防止活動推進員の委嘱	人	49	85	100	(趣旨) ・環境教育・普及啓発の機会の充実度を示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・年10人増を目指す。
環境教育指導研修の参加教員	人	500人/年 累積3,800人	200人/年 累積4,600人	200人/年 累積5,000人	(趣旨) ・全教員に対する環境教育に関する研修受講者の割合を把握するにより教えることのできる教員の増加を示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・年200名程度の研修受講者増を目指す。
環境教育・環境学習への参加人数 ・環境学習出前講座参加人数 ・緑と水の子ども会議参加人数 ・川の体験学習の参加人数	人				(趣旨) ・環境保全に対する高い意識を有した県民の増加を目指す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・年100人増を目指す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・年50人増を目指す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・年200人程度の増を目指す。
カワゲラウオッチング調査	参加団体 参加延べ人数 調査延べ地点数	90 4,965 121	95 5,500 135	100 6,000 150	(趣旨) ・県内の水環境学習の広がりや県民の水環境に関する意識の高まり度合いを示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・これまでの実績を踏まえて設定。
地球温暖化防止活動推進員出前講座派遣回数	回	58	100	120	(趣旨) ・環境教育・普及啓発の機会の充実度を示す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・これまでの実績を踏まえて設定。
森林文化アカデミーでの生涯学習参加人数	人	5,583	7,500	8,500	(趣旨) ・環境保全に対する高い意識を有した県民の増加を目指す。 (最終目標値の考え方(根拠)) ・年500人の参加を目指す。

資料編



鏡池（高山市）

環境に関する県民等意識調査の結果

調査の概要

本計画の策定に当たって、より多くの県民・事業者等の方からの声を聴取し、計画内容に反映させるため、環境に関する意識調査（アンケート調査）を実施しました。

アンケート調査は、県民と事業者・NPO等を対象として行いました。

《県民》

- (1) 調査地域 岐阜県
- (2) 調査対象 20歳以上の男女（選挙人名簿より層化2段無作為抽出）
- (3) 標本数 2,000人
- (4) 調査期間 平成22年1月～2月
- (5) アンケート有効回答数 1,116件（回収率55.8%）

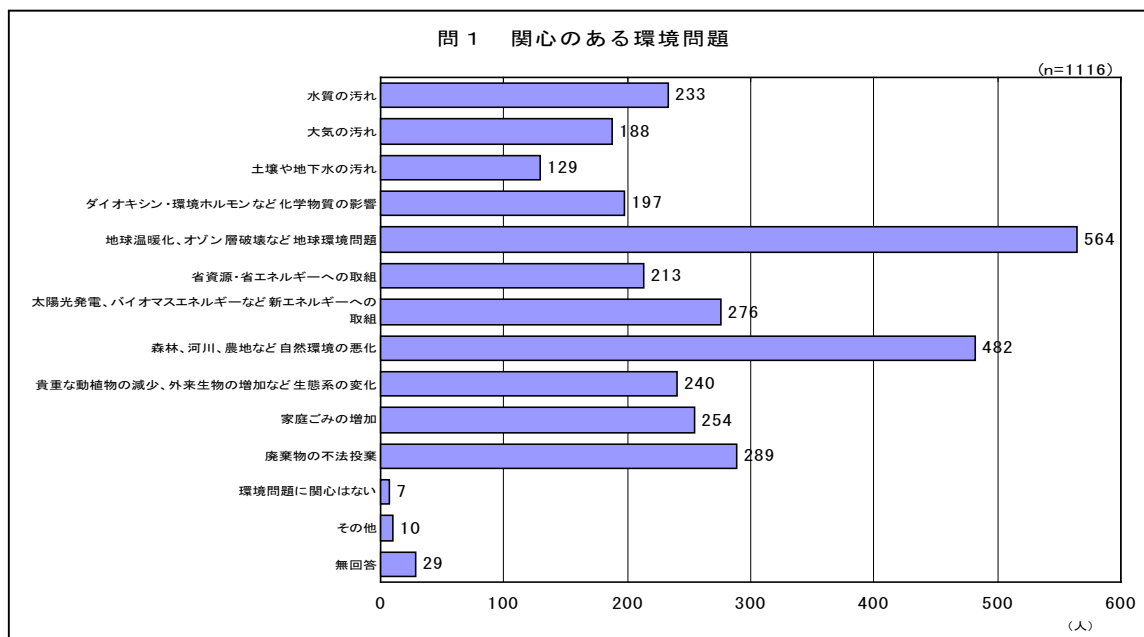
《事業者・NPO等》

- (1) 調査地域 岐阜県
- (2) 調査対象 事業者・NPO等（環境づくり県民会議メンバー、環境系NPO法人等）
- (3) 標本数 218団体
- (4) 調査期間 平成22年1月～2月
- (5) アンケート有効回答団体数 151件（回収率69.3%）

県民

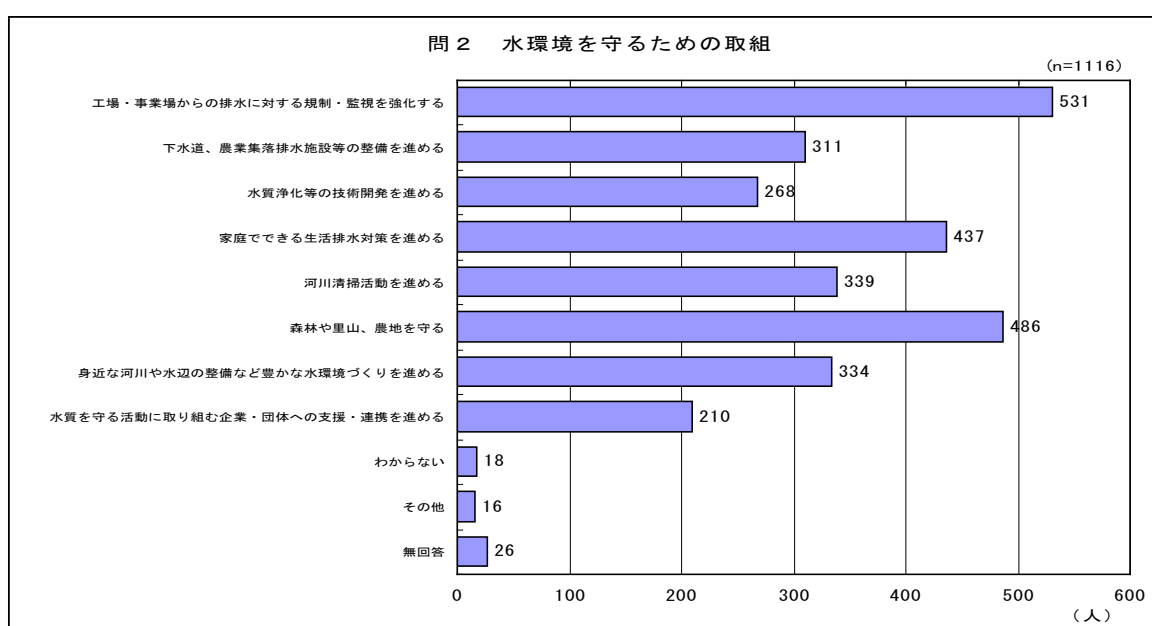
(1) 関心のある環境問題

さまざまな環境問題を11項目設定し、関心のある環境問題を調査しました(3項目までの複数選択)。その結果、「地球温暖化、オゾン層破壊など地球環境問題」が最も多く、次いで「森林、河川、農地など自然環境の悪化」、「廃棄物の不法投棄」が挙げられました。



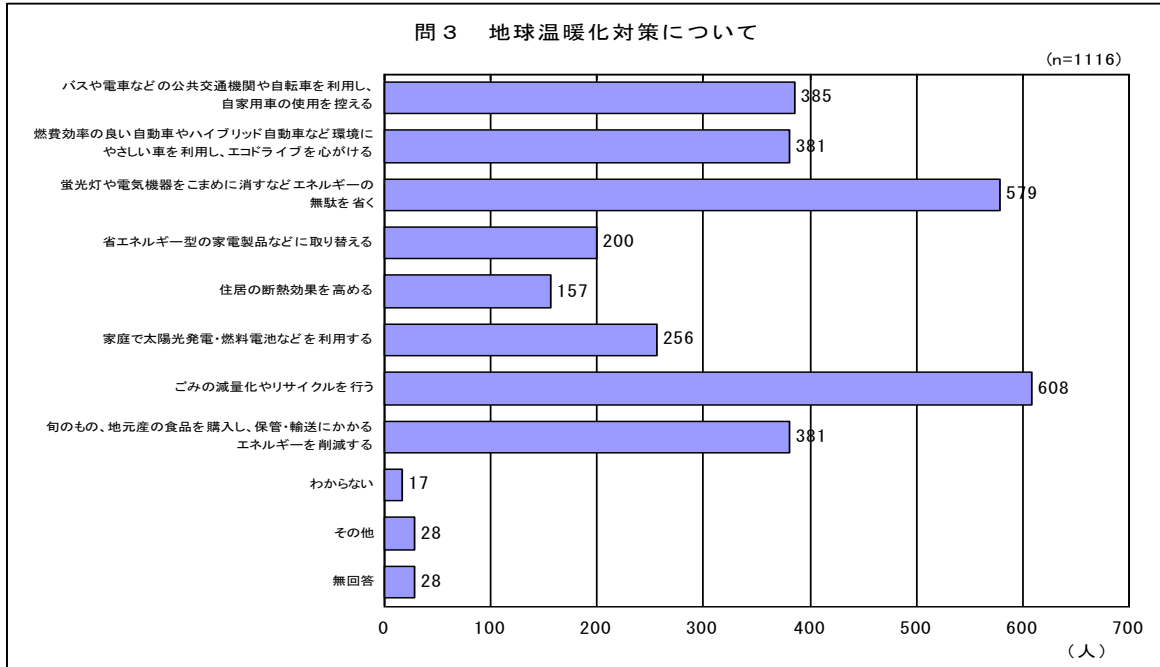
(2) 水環境の保全

水環境を守るための取組みとして行政に望むことを8項目設定し、調査しました(3項目までの複数選択)。その結果、「工場・事業場からの排水に対する規制・監視を強化する」が最も多く、次いで「森林や里山、農地を守る」、「家庭でできる生活排水対策を進める」が挙げられました。

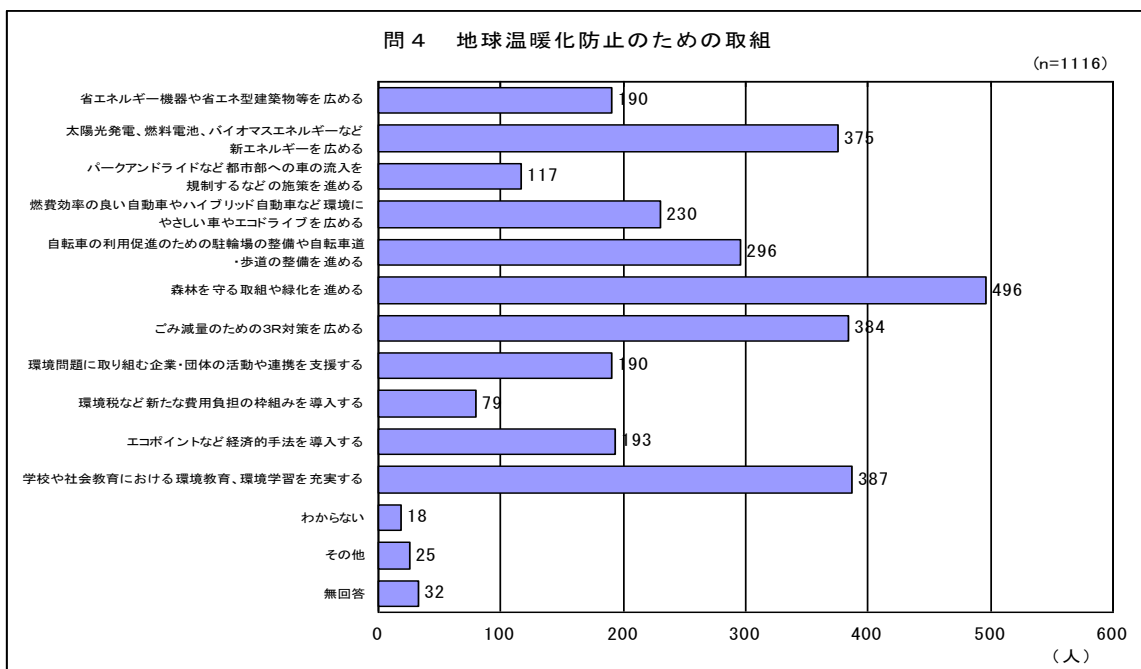


(3) 地球温暖化対策

地球温暖化防止のために一人ひとりが取組むべき事柄を8項目設定し、調査しました（3項目までの複数選択）。その結果、「ごみの減量化やリサイクルを行う」が最も多く、次いで「蛍光灯や電気機器をこまめに消すなどエネルギーの無駄を省く」、「バスや電車などの公共交通機関や自転車を利用し、自家用車の使用を控える」が挙げられました。

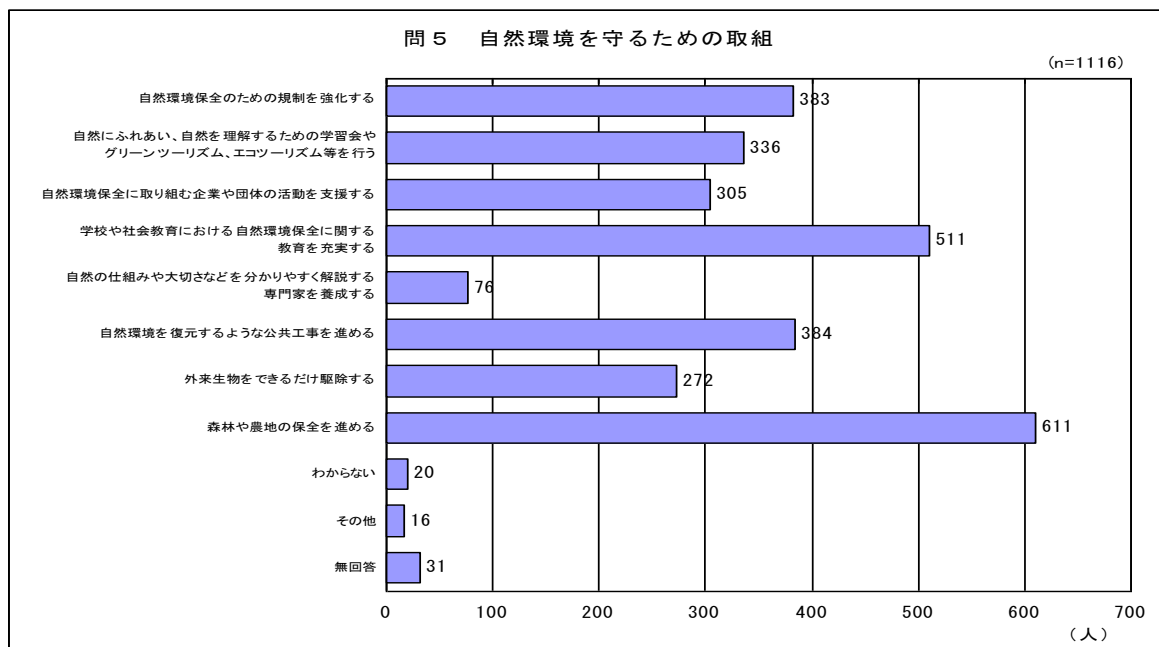


また、地球温暖化防止のための取組みとして行政に望むことを11項目設定し、調査しました（3項目までの複数選択）。その結果、「森林を守る取組や緑化を進める」が最も多く、次いで「学校や社会教育における環境教育、環境学習を充実する」、「ごみ減量のための3R対策を広める」が挙げられました。



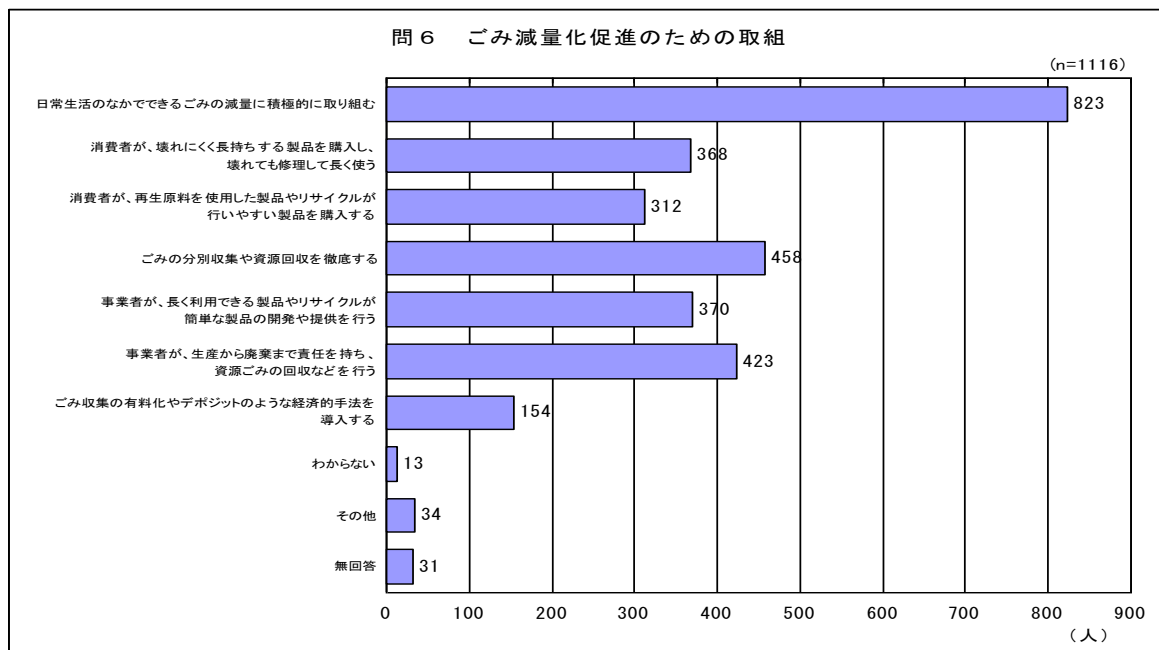
(4) 自然環境

自然環境保全のための取組みとして行政に望むことを8項目設定し、調査しました（3項目までの複数選択）。その結果、「森林や農地の保全を進める」が最も多く、次いで「学校や社会教育における自然環境保全に関する教育を充実する」、「自然環境を復元するような公共工事を進める」が挙げられました。



(5) ごみ問題

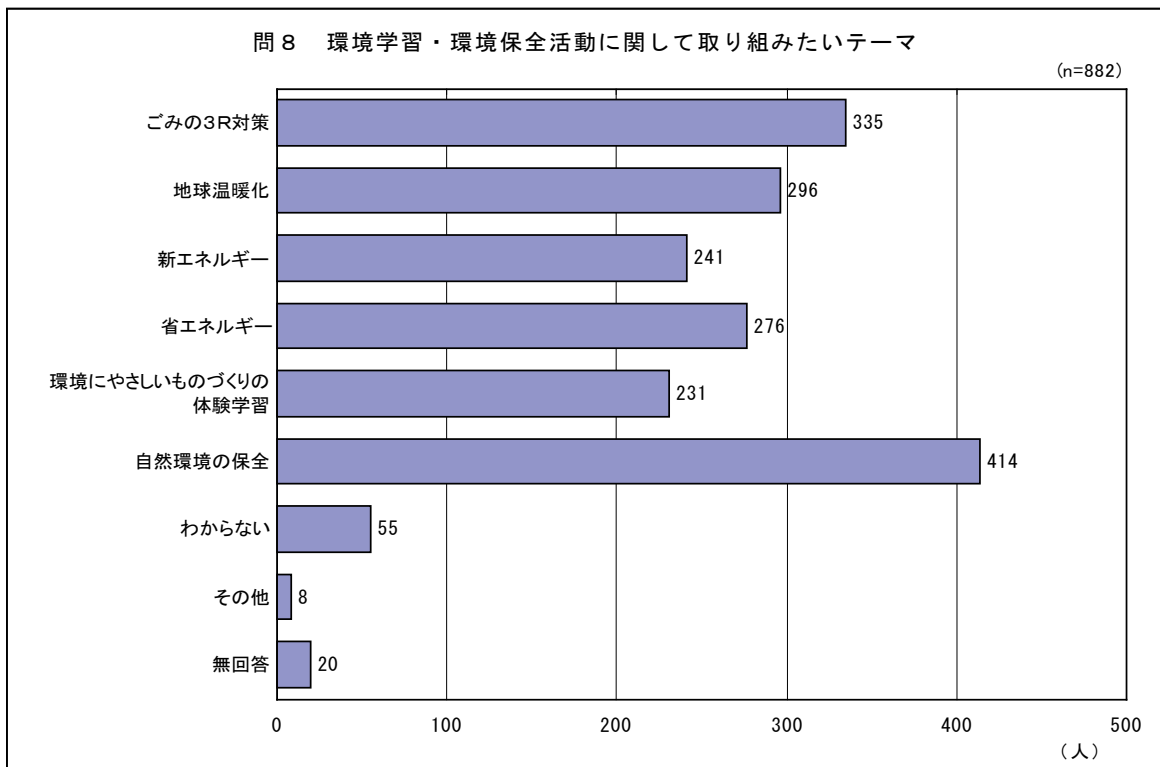
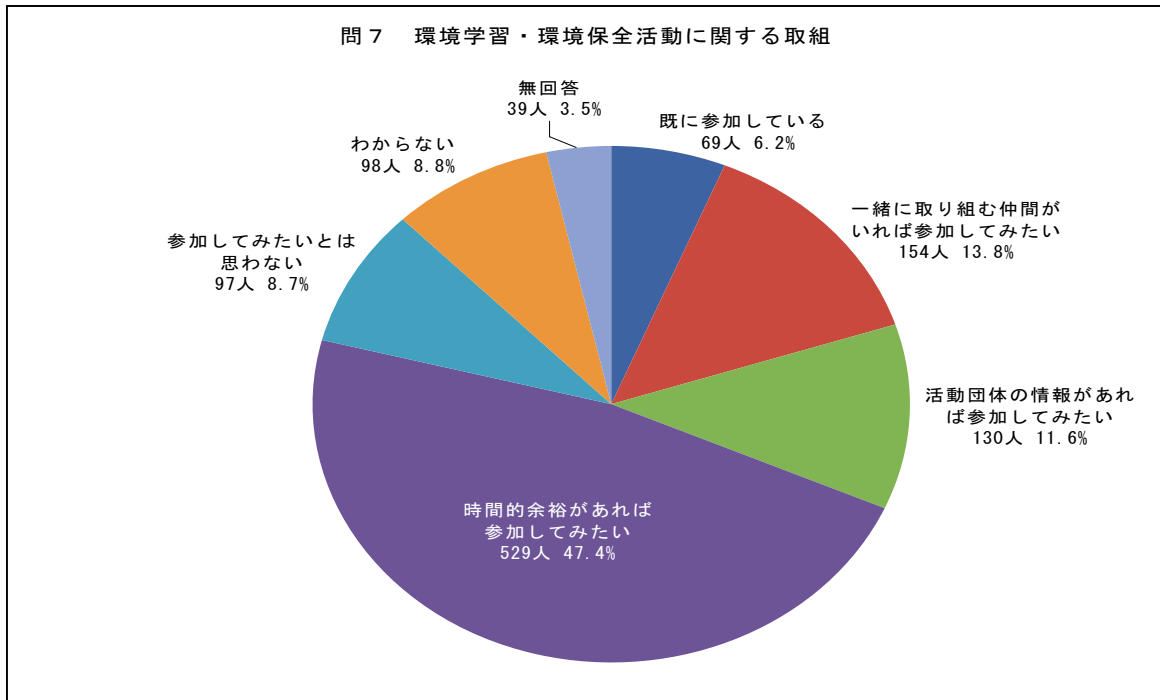
ごみ減量化を促進するための効果的な取組みを7項目設定し、調査しました（3項目までの複数選択）。その結果、「日常生活の中でできるごみの減量に積極的に取り組む」が最も多く、次いで「ごみの分別収集や資源回収を徹底する」、「事業者が、生産から廃棄まで責任を持ち、資源ごみの回収などを行う」が挙げられました。



(6) 環境学習・環境保全活動

環境問題に関する学習会や環境保全活動への参加状況を調査したところ、既に参加している人が6%程度にとどまった半面、70%以上の人々が、「時間的な余裕」や「活動団体に関する情報」、「一緒に取り組む仲間」があれば参加したいとの意向があることが分かりました（問7）。

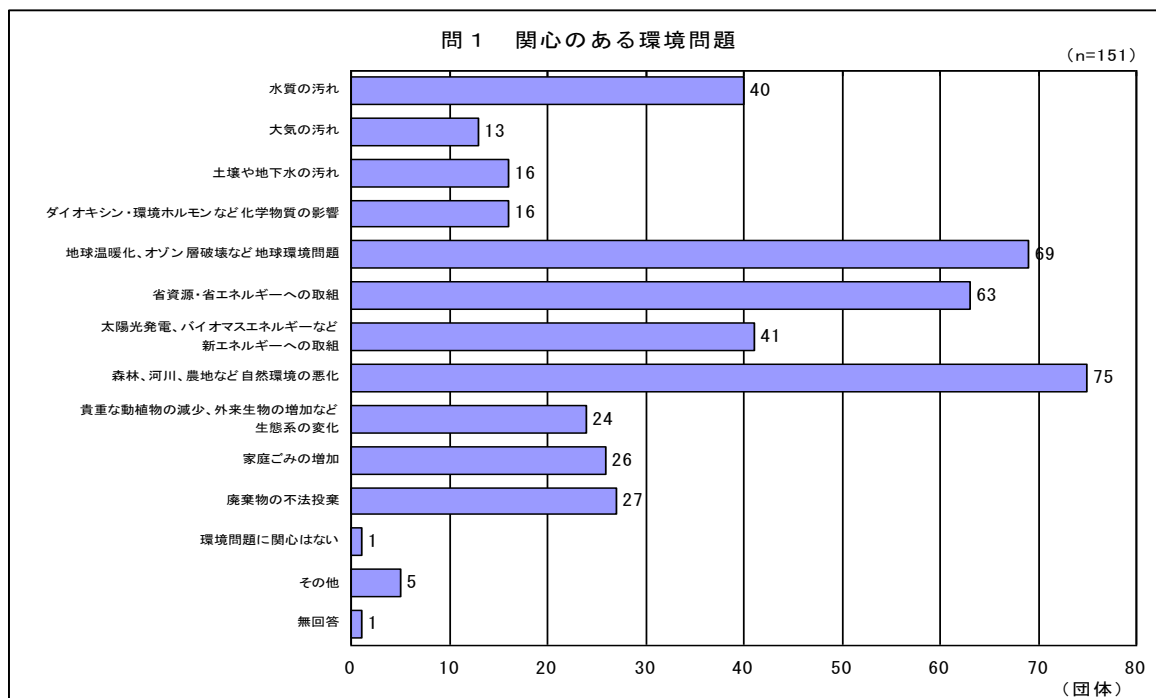
また、取り組みたいテーマについては、「自然環境の保全」が最も多く、次いで「ごみの3R対策」、「地球温暖化」が挙げられました（問8）。



事業者・NPO等

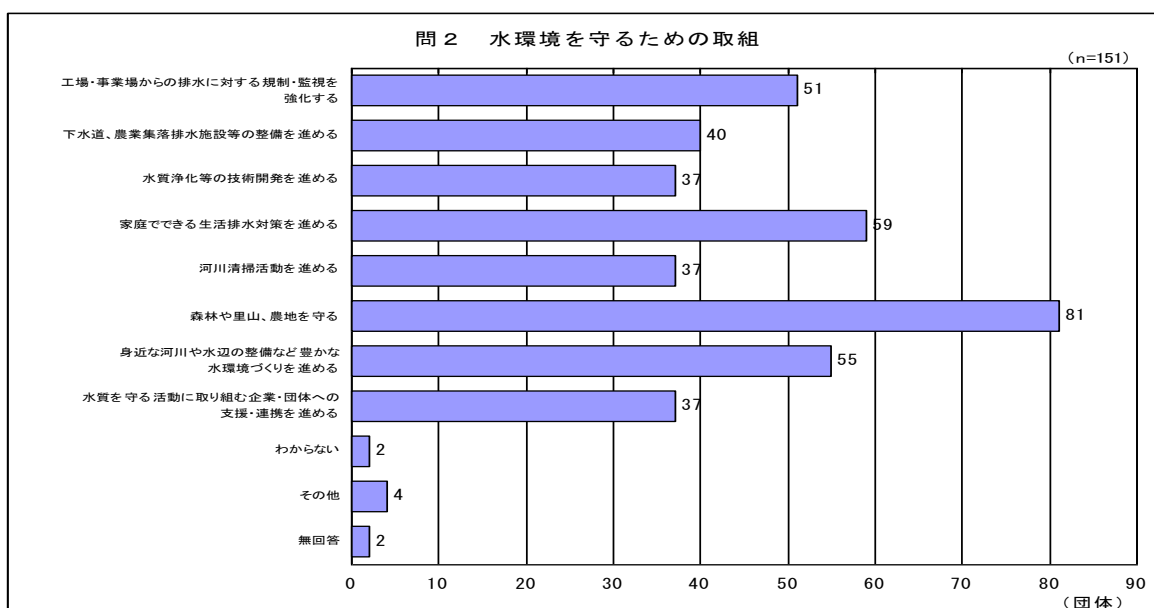
(1) 関心のある環境問題

さまざまな環境問題を11項目設定し、関心のある環境問題を調査しました(3項目までの複数選択)。
その結果、「森林、河川、農地など自然環境の悪化」が最も多く、次いで「地球温暖化、オゾン層破壊など地球環境問題」、「省資源・省エネルギーへの取組」が挙げられました。



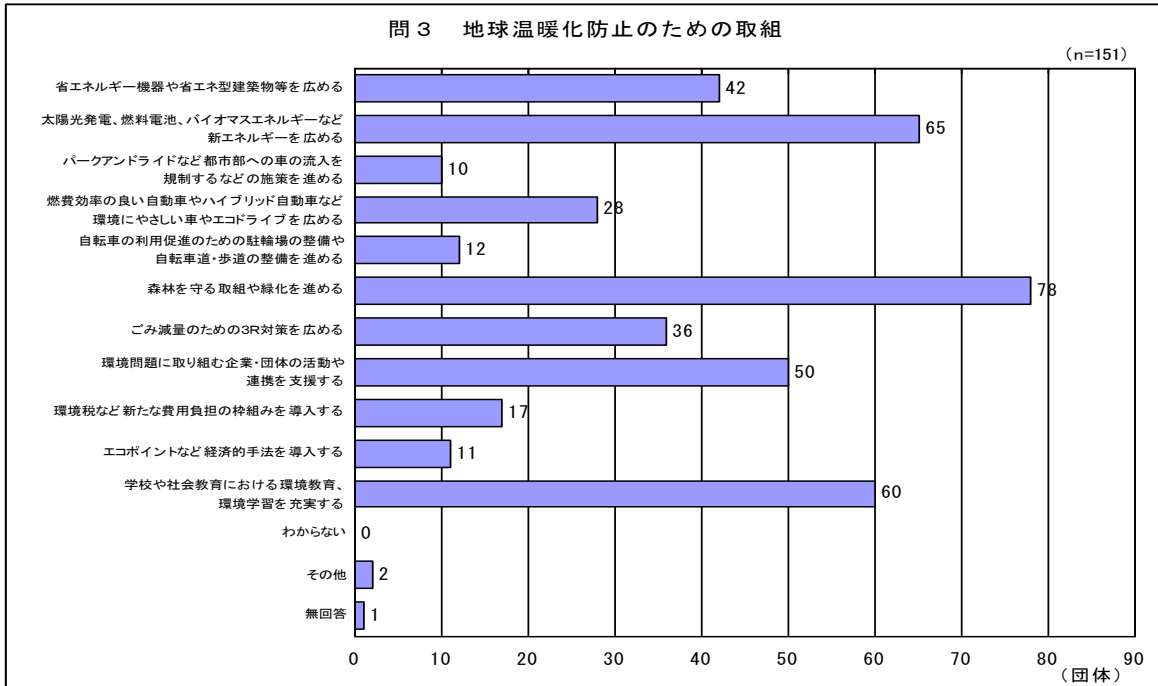
(2) 水環境の保全

水環境を守るための取組みとして行政に望むことを8項目設定し、調査しました(3項目までの複数選択)。その結果、「森林や里山、農地を守る」が最も多く、次いで「家庭でできる生活排水対策を進める」、「身近な河川や水辺の整備など豊かな水環境づくりを進める」が挙げられました。



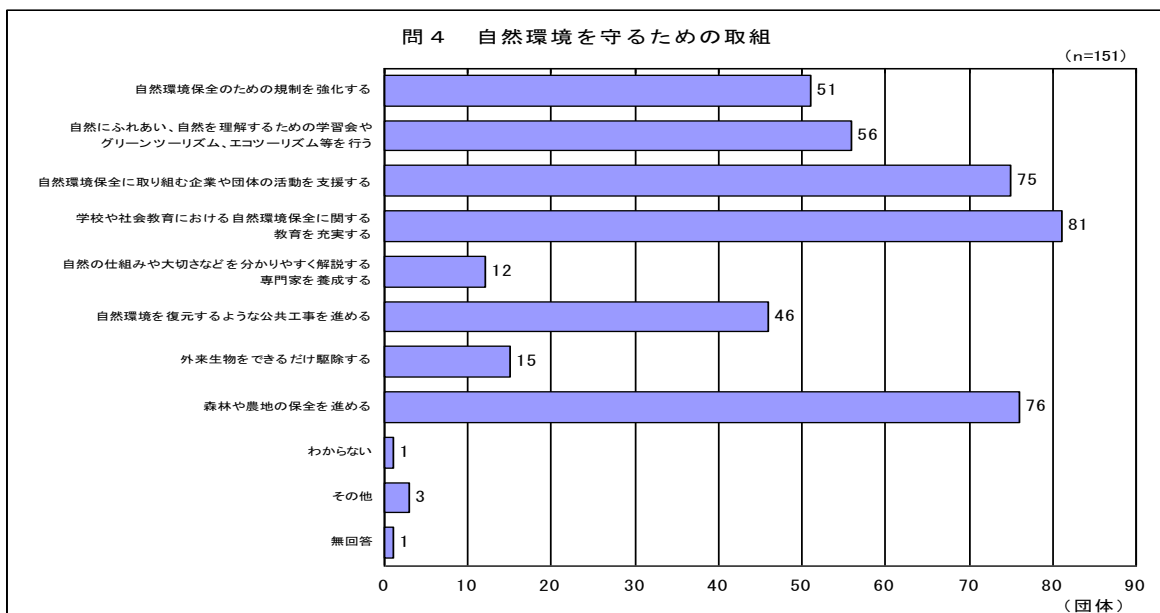
(3) 地球温暖化対策

地球温暖化防止のための取組みとして行政に望むことを11項目設定し、調査しました（3項目までの複数選択）。その結果、「森林を守る取組や緑化を進める」が最も多く、次いで「太陽光発電、燃料電池、バイオマスエネルギーなど新エネルギーを広める」、「学校や社会教育における環境教育、環境学習を充実する」が挙げられました。



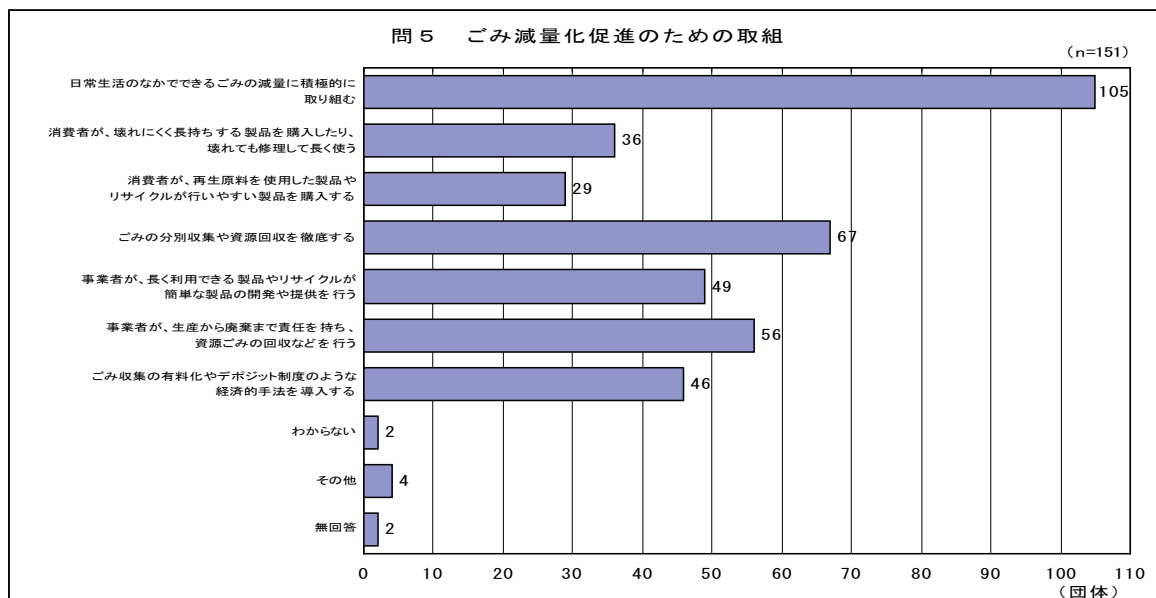
(4) 自然環境

自然環境保全のための取組みとして行政に望むことを8項目設定し、調査しました（3項目までの複数選択）。その結果、「学校や社会教育における自然環境保全に関する教育を充実する」が最も多く、次いで「森林や農地の保全を進める」、「自然環境保全に取り組む企業や団体の活動を支援する」が挙げられました。



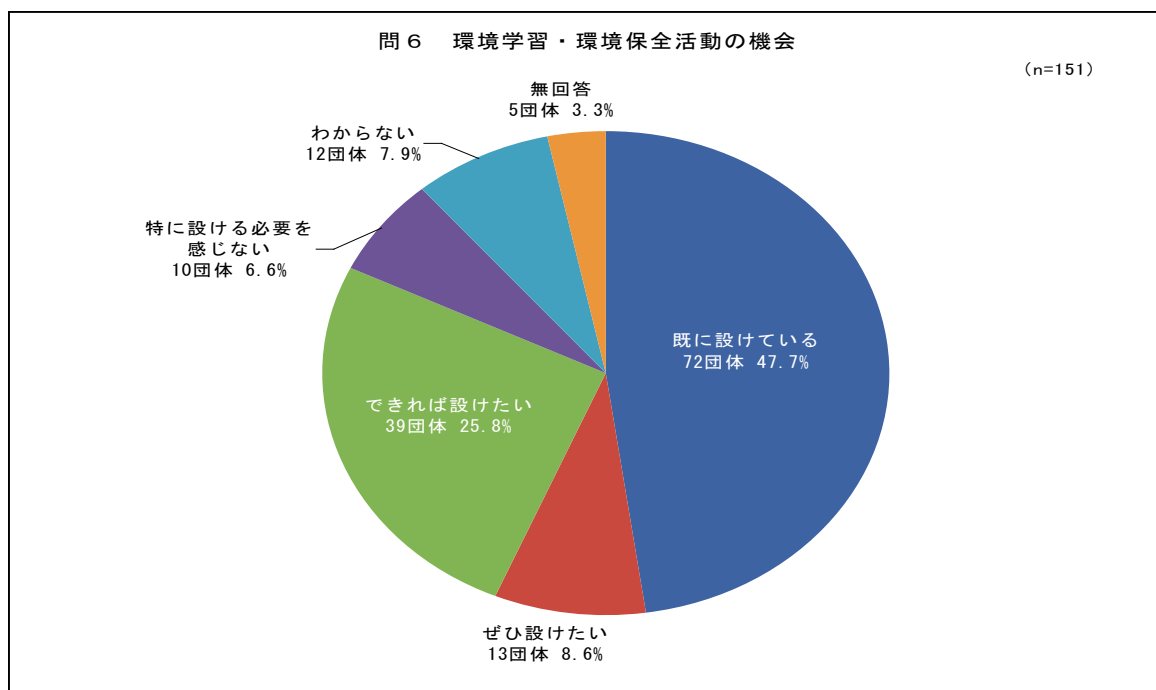
(5) ごみ問題

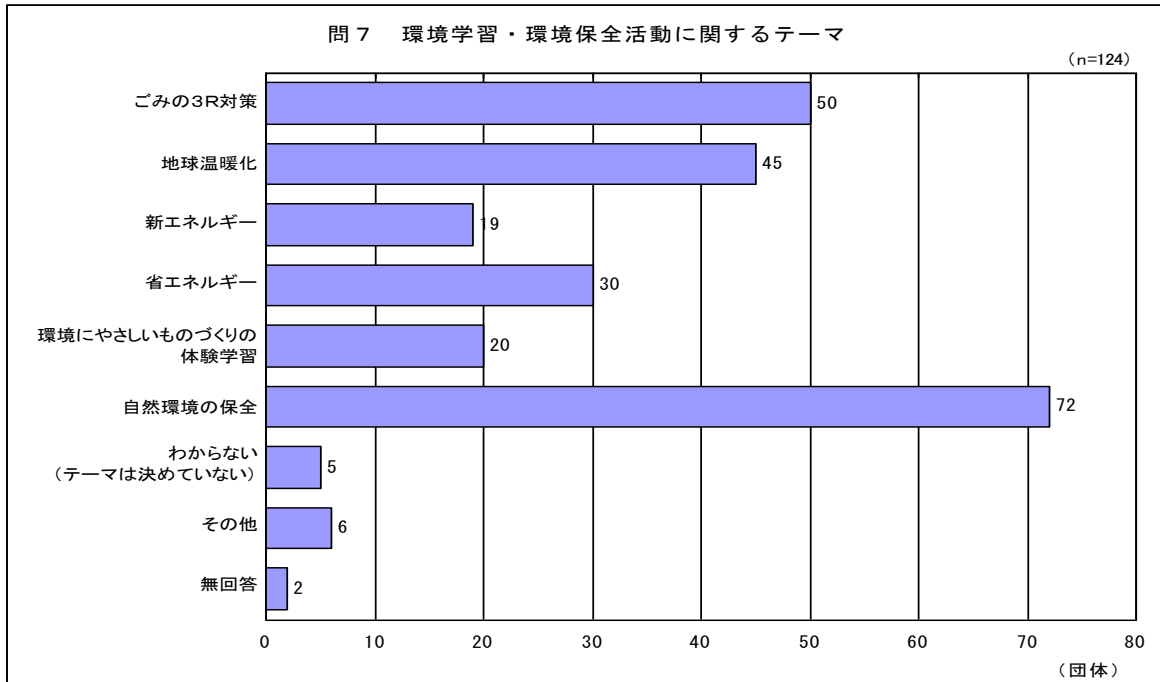
ごみ減量化を促進するための効果的な取組みを7項目設定し、調査しました(3項目までの複数選択)。
その結果、「日常生活の中でできるごみの減量に積極的に取り組む」が最も多く、次いで「ごみの分別収集や資源回収を徹底する」、「事業者が、生産から廃棄まで責任を持ち、資源ごみの回収などを行う」が挙げられました。



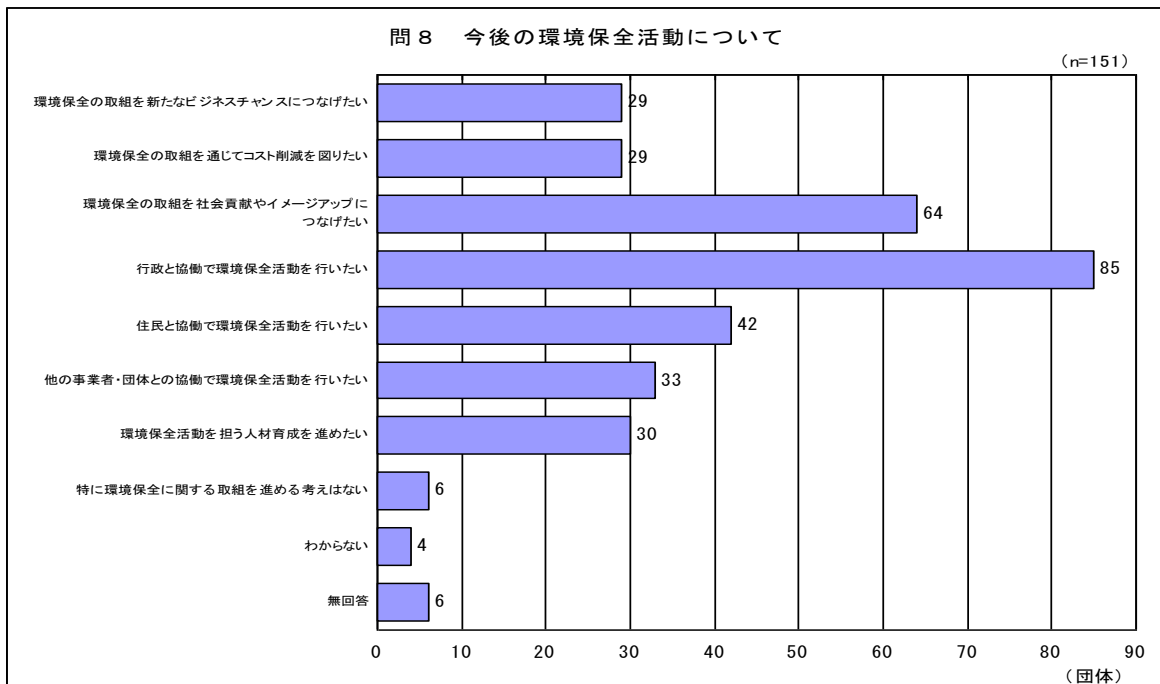
(6) 環境学習・環境保全活動

環境問題に関する学習会や環境保全活動の機会の提供について調査したところ、約半数の団体が既にそうした機会を設けており(問6)、また、「既に設けている」あるいは、「今後設けたい」と考えている事業所・団体のテーマについては、「自然環境の保全」が最も多く、次いで「ごみの3R対策」、「地球温暖化」が挙げられました(問7)。



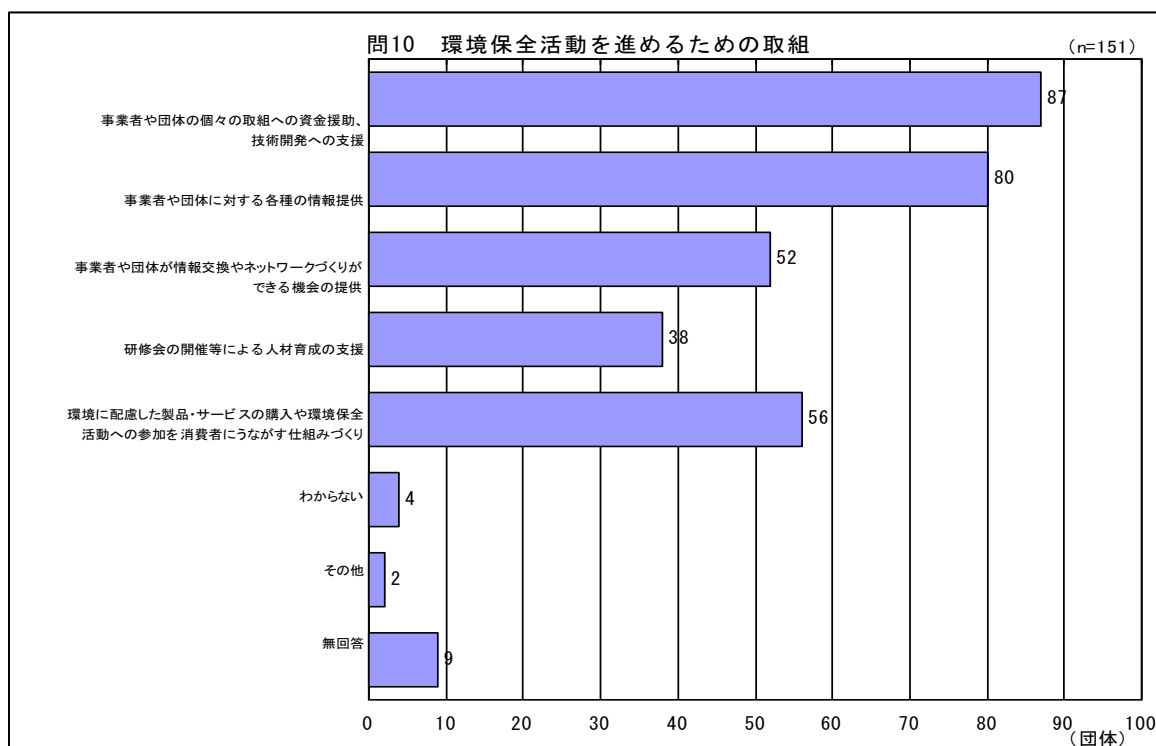
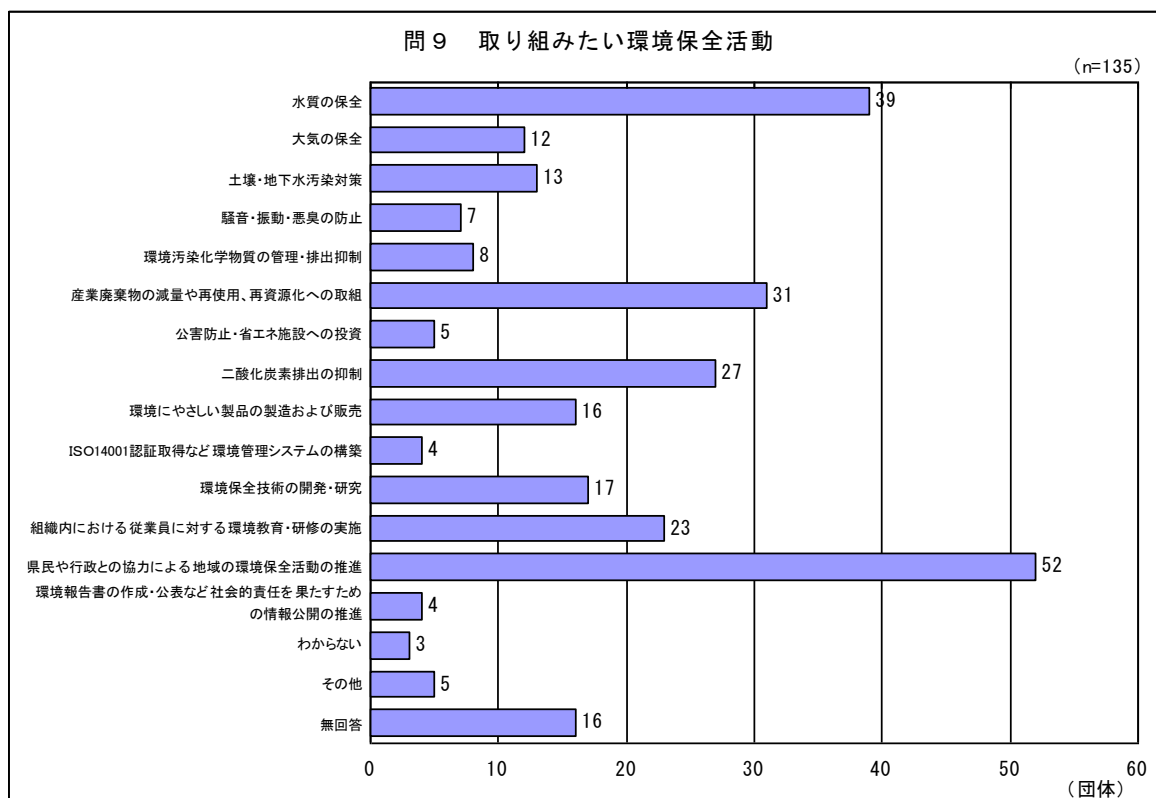


さらに、今後の環境保全活動についての考えを8項目設定し、調査しました(3項目までの複数選択)。その結果、「行政と協働で環境保全活動を行いたい」が最も多く、次いで「環境保全の取組を社会貢献やイメージアップにつなげたい」、「住民と協働で環境保全活動を行いたい」が挙げられました。



加えて、今後、環境保全の取組みとして努力したいものを調査したところ、「県民や行政との協力による地域の環境保全活動の推進」が最も多く、次いで「水質の保全」、「産業廃棄物の減量や再使用、再資源化への取組」が挙げられました(問9)。

その際、行政に対しては、「事業者等の取組への資金援助、技術開発への支援」及び「各種情報提供」を望む意見が多く挙げられました(問10)。



岐阜県環境基本条例 (平成7年岐阜県条例第9号)

[沿革] 平成12年岐阜県条例第2号改正
平成23年岐阜県条例第13号改正

目次

- 前文
- 第1章 総則 (第1条—第9条)
- 第2章 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的施策 (第10条—第29条)
- 第3章 地球環境の保全の推進等 (第30条・第31条)
- 附則

私たち岐阜県民は、美しく豊かな環境に恵まれ、過去から現在へ永い年月の間、自然と共生しながら、生活の歴史を刻み、個性ある文化をつくり出してきた。

しかし、今日、物質的な豊かさを求める人間生活や、エネルギー及び資源を大量に消費する社会経済活動は、自然の生態系に影響を及ぼし、地球環境をも大きく変化させようとしている。そして人類の生命活動にも危害をもたらしつつある。

地球全体も私たちのふるさと岐阜県も、将来の世代まで、豊かで、快適で、健康に良い環境を保持しなければならない。

このため、私たちは、あらためて自然のもたらす恵みに深く思いをめぐらすとともに、環境が、大気、水、土壌など自然系の均衡と循環で成り立っていることを認識し、従来以上に環境の保全に努力するのみならず、さらに豊かで快適な環境を積極的につくり出すという新たな決意の下に、県民、事業者及び行政が一体となって、優れた自然環境を誇る岐阜県らしい人間と自然の共生を実現できる社会を築いていかなければならない。

ここに、すべての県民の参加と協働により、健康に良い豊かで快適な環境を保全し、さらに創出し、将来の世代まで継承するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、豊かで快適な環境の保全及び創出について基本理念を定め、並びに県

民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 豊かで快適な環境の保全及び創出は、大気、水、土壌等からなる環境を良好な状態に保持することにより、県民の健康を確保することを目的として行われなければならない。

2 豊かで快適な環境の保全及び創出は、人と自然が共生する社会において県民が良好な環境の恵みを受るとともに、これを将来

の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 3 豊かで快適な環境の保全及び創出は、環境への負荷を低減することその他の行動に、すべての者が自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(県民の責務)

- 第4条** 県民は、その日常生活において、豊かで快適な環境の保全及び創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、県民は、市町村又は県が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条** 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。
 - 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、豊かで快適な環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市町村又は県が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(県の責務)

- 第6条** 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため、次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 一 公害の防止に関する事項
 - 二 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、県民の健康を保護し、及び増進するための環境の確保に関する事項
 - 三 野生生物の保護その他の生物の多様性の確保に関する事項
 - 四 森林、河川等における多様な自然環境の保全及び創出に関する事項
 - 五 個性豊かで良好な景観の保全及び創出並びに歴史的文化的資産の保全に関する事項
 - 六 環境の美化その他良好な生活環境の確保に関する事項
 - 七 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に関する事項
 - 八 廃棄物の適正処理並びに廃棄物の減量化及び再利用に関する事項
 - 九 地球環境の保全に関する事項
 - 十 前各号に掲げるもののほか、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する事項

(市町村との連携等)

- 第7条** 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行うその区域における自然的社会的条件に応じた豊かで快適な環境の保全及び創出のための施策の策定を支援するよう努めるとともに、この条例の施行に関し市町村と密接な連携を図るものとする。

(県民環境の日)

- 第8条** 県民及び事業者の間に、豊かで快適な環境の保全及び創出についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、県民環境の日を設ける。
- 2 県民環境の日は、毎月第二土曜日とする。

(清流月間)

第8条の2 豊かで快適な環境の保全及び創出を図る上で森林から生み出される清流が果たす役割の重要性に鑑み、清流についての関心と理解を深めるとともに、清流の保全に関する活動への参加意欲を高めるため、清流月間を設ける。

- 2 清流月間は、毎年七月とする。
- 3 県は、清流の保全についての関心と理解を深めるための啓発活動その他清流月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(年次報告等)

第9条 知事は、毎年、県議会に環境の状況並びに県が豊かで快適な環境の保全及び創出に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告を、毎年、公表しなければならない。

第2章 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的施策

(環境基本計画)

第10条 知事は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する目標
 - 二 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の方向
 - 三 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する配慮の方針
 - 四 前3号に掲げるもののほか、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する重要事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ岐阜県環境審議会及び市町村長の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(県民の意見の反映)

第11条 県は、環境基本計画の策定及び変更並びに豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策について、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(県の施策と環境基本計画との整合等)

第12条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

- 2 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 県は、土地の形状の変更、工作物の建設その他これらに類する事業を行う事業者（以下「開発事業者」という。）が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創出について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への配慮の促進)

第14条 県は、開発事業者が、その事業の実施に当たり、環境への配慮が必要と認められる事業について開発事業者が配慮すべきものとして県が定める事項に即し、自ら積極的に環境を保全し、及び創出することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第15条 県は、豊かで快適な環境を保全するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第16条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することに努めるものとする。この場合において、特に必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

(環境総括責任者の設置の促進)

第17条 知事は、事業者が、事業活動を行うことに伴う環境への負荷を低減すること並びに事業活動を豊かで快適な環境の保全及び創出に資するものとするに関する業務を総括管理する責任者を設置することを促進するよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

第18条 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するものとする。

(良好な景観の保全等)

第19条 県は、地域の特性を活かした良好な景観、水と緑に親しむことができる生活空間、歴史的文化的環境その他の快適な環境の保全及び創出を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第20条 県は、環境への負荷の低減を図るため、県民、事業者及び市町村による資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

る。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物処理対策の促進)

第21条 県は、生活環境の保全を図るため、県民、事業者及び市町村と協働して、廃棄物の排出の抑制、廃棄物の安全な処理、廃棄物の再利用その他の廃棄物の適正な処理が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育、学習の推進等)

第22条 県は、県民及び事業者が豊かで快適な環境の保全及び創出についての理解を深めるとともに、これらの者の豊かで快適な環境の保全及び創出に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第23条 県は、県民、事業者又はこれらの者で構成する団体（以下「県民等」という。）による県土を魅力あるものとするための活動その他豊かで快適な環境の保全及び創出のための自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出のための活動に関し、顕著な功績があった県民等を顕彰するものとする。

(環境に関する情報の提供)

第24条 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進並びに自発的な活動の促進に資するため、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第25条 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全及び創出、地球環境の保全その他環境の保全及び創出に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第26条 県は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第27条 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等との協力)

第28条 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力して、その推進に努めるものとする。

2 県は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(豊かで快適な環境の保全及び創出のための推進体制の整備)

第29条 県は、県民、事業者、市町村及び県が協働し、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

第3章 地球環境の保全の推進等

(地球環境の保全の推進)

第30条 県は、地球環境の保全が県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境

の保全に関する施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、国際機関、国等及びその他の関係機関と協力し、地球環境の保全に関する調査及び研究、環境の状況の監視、観測及び測定、海外の地域等への環境の保全に関する技術の提供等により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する行動計画の策定等)

第31条 県は、県民、事業者、市町村及び県がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2から4まで 略

附 則 (平成12年岐阜県条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年岐阜県条例第13号)

この条例は、公布の日（平成23年3月23日）から施行する。

岐阜県環境基本計画の策定経過

平成21年度

平成22年	1月～2月	環境に関する県民等意識調査
	2月23日	岐阜県環境審議会〔諮問・企画政策部会に付託〕

平成22年度

平成22年	4月30日	庁内に岐阜県環境基本計画策定協議会を設置
	7月16日	岐阜県環境審議会企画政策部会 〔現行計画に基づく取組みの検証及び計画骨子案の審議〕
	9月6日	岐阜県環境審議会 〔計画骨子案の審議〕
	9月24日	岐阜県議会循環社会・防災対策特別委員会〔計画骨子案を説明〕 岐阜県議会が開催する説明会〔計画骨子案を説明〕
	10月12日	岐阜県議会厚生環境委員会〔計画骨子案を説明〕
	10月19日	市町村との意見交換会（岐阜圏域・西濃圏域）
	10月20日	市町村との意見交換会（中濃圏域）
	10月21日	市町村との意見交換会（東濃圏域）
	10月22日	市町村との意見交換会（飛騨圏域）
	10月29日	岐阜県環境審議会企画政策部会〔計画案の審議〕
	11月19日	岐阜県環境審議会企画政策部会〔計画案の審議〕
	12月7日	計画案に対する市町村長への意見照会（12月24日まで）
	12月8日	計画案に対するパブリックコメント（平成23年1月12日まで）
	12月13日	岐阜県議会厚生環境委員会〔計画案を説明〕
平成23年	1月31日	岐阜県環境審議会企画政策部会〔計画案の審議・部会報告の決定〕 岐阜県環境審議会〔部会報告を受けて審議・答申〕
	2月23日	平成23年第1回定例県議会開会〔議案の提出〕
	2月25日	岐阜県議会が開催する説明会〔計画案を説明〕
	3月14日	岐阜県議会厚生環境委員会〔議案の審議〕
	3月17日	平成23年第1回定例県議会閉会〔議決〕
	3月24日	知事決定

環境基本計画の策定にあたってご意見をいただいた機会

岐阜県環境基本計画の策定にあたっては、下記の機会を利用して、県民等の皆様からご意見をいただきました。

- 環境に関する県民等意識調査（平成 22 年 1 月～2 月）
 - ・ 県民 2,000 人及び事業者・NPO 等 218 団体を対象に実施

- 各種会合の場等を活用した意見聴取（平成 22 年 5 月～7 月）
 - ・ 延べ 1,076 人を対象に実施

- 岐阜県議会
 - ・ 厚生環境委員会（平成 22 年 10 月、12 月、平成 23 年 3 月）
 - ・ 循環社会・防災対策特別委員会（平成 22 年 9 月）
 - ・ 議会が開催する説明会（平成 22 年 9 月、平成 23 年 2 月）

- 岐阜県環境審議会
 - ・ 審議会（平成 22 年 2 月、9 月、平成 23 年 1 月）
 - ・ 企画政策部会（平成 22 年 7 月、10 月、11 月、平成 23 年 1 月）

- 県内市町村との意見交換会（平成 22 年 10 月）

- 市町村長に対する意見照会（平成 22 年 12 月）
 - ・ 13 市町から 63 件の意見が提出

- パブリックコメント（平成 22 年 12 月～平成 23 年 1 月）
 - ・ 7 名から 15 件の意見が提出

岐阜県環境審議会委員名簿

平成 23 年 1 月 31 日（答申時）現在
（敬称略・区分毎に 50 音順に記載）

区分	氏 名	役 職 等
議会	安 田 謙 三	県議会議長
学 識 経 験 者	阿 部 恵 美	池田町エコライフを進める会事務局長
	池 永 輝 之	岐阜経済大学経済学部教授
	伊 藤 圭 子	獣医師
	大 野 信 彦	県市長会（土岐市長）
	岡 崎 和 夫	県町村会副会長（池田町長）
	岡 安 大 助	中日新聞岐阜支社報道部長
	小野木 三 郎	公募委員（無職）
	神 谷 眞弓子	東海学院大学短期大学部学長
	川 合 千代子	水資源・環境学会員
	櫻 井 靖 雄	日本労働組合総連合会岐阜県連合会副会長
	佐治木 弘 尚	岐阜薬科大学教授
	佐 藤 健	岐阜大学工学部教授
	澤 野 都	岐阜新聞社編集局報道本部報道部主任
	芝 英 則	弁護士
	竹 中 昌 子	県地域女性団体協議会会長
	田 中 俊 弘	岐阜薬科大学特命教授
	永 田 知 里	岐阜大学大学院医学系研究科教授
	中 谷 敬 子	県商工会女性部連合会会長
	野 村 昭 子	県生活学校連絡協議会副会長
	原 富美子	県林業グループ連絡協議会副会長
平 田 亨	公募委員（サービス業）	
堀 内 孝 次	岐阜大学名誉教授	
簗 輪 幸 代	弁護士	
村 瀬 典 康	公募委員（建築士）	
行 政 機 関	荒 川 嘉 孝	中部経済産業局資源エネルギー環境部長
	市 原 信 男	中部地方環境事務所長
	辻 村 豊	岐阜地方気象台長
	中 川 一 郎	東海農政局企画調整室長
	野 田 徹	中部地方整備局企画部長

諮問・答申

諮 問

環政第661号
平成22年2月23日

岐阜県環境審議会
会長 池永 輝之 様

岐阜県知事 古 田 肇 印

新たな岐阜県環境基本計画の策定について（諮問）

今後の岐阜県の豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県環境基本条例（平成7年岐阜県条例第9号）第10条第1項に定める環境基本計画を策定するに当たり、同条例第10条第3項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

諮 問 理 由

本県では、平成18年3月に、岐阜県環境基本条例第10条第1項に基づく「岐阜県環境基本計画」（平成8年3月策定、平成13年3月改定）を策定し、環境の保全及び創出に関する取組を推進してきました。この計画は、環境行政に関する政策総点検の結果を反映し、行政の取組だけでなく、県民、地域住民組織、NPO、事業者といった各主体が、協働して環境の保全及び創出に関して取り組むべき方針を定めております。この計画の計画期間は平成18年度から平成22年度までの5年間としており、計画期間が終了する来年度には、これまでの環境行政の進捗状況を検証し、今後の県の環境行政の基本目標と施策の方向を定める新たな計画の策定を行う必要があります。

最近では、地球温暖化問題に対し、気候変動枠組条約に基づいて京都議定書に代わる新たな国際的な枠組みづくりについて活発な議論がなされており、我が国においても中長期目標の設定や対策の強化が進められつつあります。また、生物多様性の危機が叫ばれる中、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の開催も契機として、生物多様性保全の取組を強化していく必要があります。さらに、世界の人口増加や途上国の経済発展等に伴い資源制約が懸念さ

れる中で、3Rの推進等により循環型社会づくりを進め、持続可能な社会を構築していくことが求められています。

このような背景から、今般、環境の時代といわれる中で、本県における豊かで快適な環境の実現を目指し、取り組むべき環境行政の基本方針とするため、新たな岐阜県環境基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めるものであります。

答 申

環審第1号

平成23年1月31日

岐阜県知事 古 田 肇 様

岐阜県環境審議会

会長 池永 輝之 印

新たな岐阜県環境基本計画の策定について（答申）

平成22年2月23日付け環政第661号で諮問のありました標記について、別添のとおり答申します。

当審議会は、諮問を受けて以降、審議を企画政策部会に付託し、現行計画に基づく取組みの成果を検証し、それにより明らかとなった課題や、県民や事業所・団体に対するアンケート調査や意見聴取、さらには、市町村長への意見照会やパブリックコメントの中で提出された意見を踏まえて真摯な議論を重ね、別添のとおり「岐阜県環境基本計画（案）」として答申を取りまとめました。

この計画は、「第30回全国豊かな海づくり大会～ぎふ長良川大会～」の開催を契機に高まりを見せた、森・川・海が一体となった自然環境保全に対する意識の高まりを受け、今後、「清流」を本県のアイデンティティとして守り、活かし、伝えていくため、『県民総参加による緑豊かな「清流の国ぎふ」づくり』を基本理念としています。

「自然共生社会ぎふづくり」をはじめとする5つの基本施策は、基本理念である「清流の国ぎふ」を実現するための今後の県環境行政の基本的な方向を明らかにするものです。

知事におかれましては、この答申に基づき、速やかに「岐阜県環境基本計画」を定め、施策を着実に推進されますことを望みます。

[別添（計画書）略]

環境用語集

【あ行】

アイドリングストップ

自動車排ガスによる大気汚染の防止とともに、二酸化炭素の排出量削減による地球温暖化防止を図るため、駐停車時に自動車のエンジンを停止すること。アイドリングストップ装置やそれを搭載した車両も開発・販売されている。

悪臭物質

不快な臭いの原因となって生活環境を損なうおそれのある物質を指し、化学的にみると、窒素や硫黄を含む化合物が主で、その他に低級脂肪酸などがあげられる。「悪臭防止法(昭和46年第91号)」では、悪臭の代表的な構成成分であるアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル等22の物質を「特定悪臭物質」に指定している。

臭いは、人間の主観的判断によるものであるため、個人によっては法に定められたもの以外についても悪臭と感ずる場合がある。

アスベスト

絶縁、断熱性に優れているため、建築物の柱などへの吹きつけやタイル、ボードなどの建築資材や電気製品、自動車部品等、用途が広い。これが粉じんとなって大気中に飛散し、長期間大量に吸引することにより、中皮腫や肺ガンなどを発症する可能性があり、現在日本では使用が禁止されている。

1 工事 1 配慮運動

農業農村整備事業の工事を行う際に、コスト縮減に取り組みつつ、少しの工夫で環境との調和に配慮した整備を行い、地域の生態系(魚やカエルなど)や棚田に代表される景観などの農村資源を守っていく運動。

一般環境大気測定局

大気汚染状況の常時監視を行うために設置されている測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を常時監視するものをいう。

一般廃棄物

廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物のことをい

い、人の日常生活から排出されるゴミやし尿がその主なものである。

市町村は、一般廃棄物の処理に関する総合的な責任を有しており、市町村の定める一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の処理等を行うこととされている。

EV・PHVタウン

電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHV)の本格普及に向けた実証実験に関する経済産業省のモデル事業。選定したモデル地域において、自治体、地域企業等が連携し、EV・PHVの導入、環境整備(充電インフラや普及啓発)を集中的に行い、普及モデルの確立を図る。

魚つき保安林

水生昆虫類の餌となる落ち葉の供給、樹木や下草が地表を覆うことによる水質の濁り防止、水面へ木陰をつくることによる水温上昇抑制等の機能の発揮を目的として、森林法に基づいて一定の伐採制限や開発行為の制限等を課した森林。

エコツーリズム

従来型の観光とは異なり、自然環境や歴史文化を対象とし、住民の伝統的な生活様式を含めた地域生態系を破壊することなく観察・体験することを目的とする新しい旅行形態をいう。

エコマーク商品

環境保全型商品とも呼ばれ、使用・廃棄時に環境への負担が少なく、資源・エネルギー・水を節約する、リサイクルしやすい・したもの、製造・流通過程で環境に負荷のかかる物質を使わないなど、環境の保全に役立つ性格を有する商品をいう。(財)日本環境協会が環境の保全に寄与していると認定した商品について「エコマーク」を使用・表示できる。

汚水処理人口

公共下水道、農業集落排水施設及びコミュニティプラントによる処理可能区域内の人口及び前記処理可能区域外の合併処理浄化槽による処理人口の合計。

オゾン層

成層圏下層（上空約 10～50km の層）には、大気中のオゾン（ O_3 ）の約 90%が集まって高濃度の層を形成しており、これをオゾン層という。オゾン層は太陽から降り注ぐ紫外線のうち、特に生物に有害な波長を吸収している。

オゾン層の破壊

ある種のフロンガス（例えばフロン 11、12、113）が大気中に放出されると、これらの物質は非常に分解されにくいいため、成層圏にまで達し、そこで強い紫外線により分解され、種々の化学反応を経てオゾンが分解される。成層圏のオゾンが減少すると、地表に達する紫外線の量が増大し、皮膚ガンや、白内障等の眼疾患の増加や免疫機能の低下、農作物の品質低下、水生生物への悪影響をもたらす恐れがあるといわれている。

汚濁負荷量

①汚濁物質の全発生量、又は汚濁水全量に含まれる汚濁物質の総量で日排出量で表される。

汚濁負荷量(kg/日)

=濃度(mg/l)×総水量(m^3 /日)× 10^{-3}

②「水質汚濁防止法」では、「汚濁負荷量」を「指定項目で測定される汚濁の総量（絶対量）」と定義（第 4 条の 2）している。閉鎖性水域の水質改善のための総量規制の項目として、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びびりん含有量が指定されている。

汚泥

工場排水などの処理後に残る泥状のものや各種製造業の製造工程で出る泥状のものなどをいい、排水処理施設からの汚泥、パルプ廃液汚泥などがある。

農業集落排水から発生する汚泥は汚水中に浮遊する物質や微生物の死骸が沈殿したものである。

オフセット・クレジット（J-VER（Japan Verified Emission Reduction））制度

国内で実施される温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトにより実現された排出削減・吸収量をカーボン・オフセット（「カーボン・オフセット」参照）に用いられる信頼性の高いクレジット（J-VER）として認証する制度。環境省が平成 20 年 1 月に創設。

温室効果ガス

気候変動枠組条約の京都議定書では、二酸化炭素、

メタンなど 6 種類の温室効果ガスが定められている。

地表から宇宙へ放出される赤外線を吸収することにより、地表を暖める働きがあるガスのこと。

【か行】

化学物質リスクコミュニケーション

事業者による「化学物質の管理」に関する情報や、「化学物質のリスク」に関する情報を、事業者と地域住民との間で共有化し、その情報についてお互いに意見交換を行うこと。

これにより、事業者と地域住民との間に信頼関係ができるだけでなく、事業者の取組に対して地域住民の意見が反映されることから、従来の規制とは異なった化学物質の管理の改善が図られるものと期待されている。

下層植生

植栽の時期や樹種構成の関係により樹冠が 2 層以上の構造を有している森林において、下位の層にある樹冠を構成する木及び草本類からなる植物集団。

カドミウム

延性、展性に富み、電気メッキや顔料、合成樹脂安定剤、蓄電池極板、合金等に用いられているが、有毒であり「イタイタイ病」の原因物質といわれている。大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、機能低下を伴う肺障害（気腫）、胃腸障害、腎臓障害、肝臓障害、血液変化（白血球・赤血球の減少）等の症状が起こることもある。

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについてその排出量を見積り、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという取組み。

カワゲラウオッチング

水に親しみながら、川に棲むカワゲラなどの水生昆虫の調査を行い、河川の水質を判定するとともに、調査を通じて水質保全の必要性を認識する取組み。

感覚による川の評価方法

特別な知識や機材を用いずに「感覚」を使って水

辺の様子を評価する岐阜県独自の川の評価方法。視覚や嗅覚を利用して川の状態を調べ、川底の見え方、水のおいしさ、ゴミの量など6項目を4段階で評価する。

環境影響評価

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、その環境への影響について事前に調査、予測及び評価を行うこと。

環境影響評価に係る事後調査

工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査のこと。以下の場合に、環境への影響の重大性に依りて環境保全措置の一つとして検討し、調査を実施するもの。

- ・予測の不確実性が大きい場合
- ・効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等

環境基準（※）

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、大気汚染、水質汚濁（公共用水域、地下水）、土壌汚染及び騒音について「環境基本法（平成5年法律第91号）」に定められている。

上記の他、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）」において、大気、水質、土壌及び河川底質について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として定められている。環境保全施策を総合的に実施していく上での行政上の到達、維持の目標値として位置づけられている。

環境教育、環境学習

環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育・学習活動のこと。

環境創出協定

地域的な公害防止対策に地球環境保全・化学物質対策を加え、自主管理・自主目標を設定するとともに、環境負荷に関する情報を全面的に公開することを内容とした三者（企業、市町村、県）による協定。

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律

持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定め、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする法律。平成15年制定。

ぎふクリーン農業

化学肥料・化学合成農薬の適正で効率的な使用とそれらに代わる各種代替技術の利用により、化学肥料（窒素成分）及び化学合成農薬の使用量を従来の栽培と比べていずれも30%以上削減した栽培のこと。

岐阜県埋立て等の規制に関する条例

土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止し、もって県民の生活環境を保全するとともに、県民生活の安全を確保することを目的とする条例。平成18年制定。

岐阜県環境配慮事業所（E工場）

化学物質の適正管理をはじめ、地球環境保全対策、緑化への取組及び地域の環境保全活動に積極的に取り組む事業所をE工場として登録し、広く公表することで企業の環境保全意識を高め、社会的に評価を高める制度。

岐阜県希少野生生物保護条例

絶滅のおそれのある希少な野生生物を守り、岐阜県の貴重な財産を次代に継承することを目的に制定された条例。希少野生生物のうち、特に保護を図ることが必要なものを「指定希少野生生物」として指定し、全県で捕獲、採取を禁止するとともに、必要があるときは生息地、生育地を保護区に指定し、開発行為を規制することとしている。平成15年制定。

岐阜県公害審査会

公害に係る民事上の紛争について、公正・中立な立場で、あっせん、調停、仲裁を行う組織。13名の委員で組織され、委員は議会の同意を得て知事が任命し、弁護士のほか、公害防止に関する専門家や社会経験豊かな有識者で構成されている。

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例

産業廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化と透明性の確保を図り、もって産業廃棄物処理施設等の設置等に係る合意の形成及び生活環境の保全

に寄与することを目的とする条例。平成 21 年制定。

岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱

市町村との協働により、地下水の常時監視等を通じ地下水汚染の早期発見に努めるとともに、地下水の汚染事故が発生した場合に迅速かつ適切に対応するために必要な手続きについて定めている要綱。

岐阜県地球温暖化防止基本条例

地球温暖化の防止について、県、事業者、県民及び観光旅行者等の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出抑制等を促進するための条例。平成 21 年制定。

岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例

森林が有する二酸化炭素の吸収作用を維持し、又は向上させ、もって地球温暖化の防止に寄与するために、岐阜県が事業者（森林整備を主たる業とする者を除く。）による森林づくり活動を推進することを目的とする条例。平成 20 年制定。

岐阜県リサイクル認定製品

リサイクル製品の利用促進を図るとともに、リサイクル産業の育成を図るため、平成 9 年 6 月に岐阜県が全国で初めて認定制度を創設した。主に県内で発生する循環資源を原材料に用い、県内で製造された再生品で、この制度に基づいて、廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認められた製品をいう。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において、自然、文化、農林漁業とのふれあいや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

溪畔林（けいはんりん）

河川周辺の森林のうち、上流の狭い谷底や斜面にあるもの。

健康項目

環境基準が定められた項目のうち、人の健康の保

護に関する項目のこと。カドミウムなどの重金属、トリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物等が該当する。

これに対して pH や大腸菌群数など生活環境の保全に関する項目は、生活環境項目と略される。

建設リサイクル法

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」。コンクリートや木材など特定の建設資材について、その分別解体や再資源化等を通じて、資源の有効利用及び廃棄物の減量等を促進することで、生活環境の保全等に寄与することを目的とした法律。この法律により、一定規模の工事を行う場合は、発注者による工事の事前届出や受注者から発注者への再資源化等の実施報告などが義務づけられている。平成 12 年制定。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素類が、紫外線により光化学反応を起こして二次的に生成される酸性物質で、光化学スモッグの原因物質となる。

光化学スモッグ

光化学オキシダント（光化学オキシダント参照）や視程の低下を招く粒子状物質（エアロゾル）を生成する現象、あるいはこれらの物質からできたスモッグ状態のことをいう。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって終末処理施設を設置しているものは除かれる。

コロニー

鳥類などの集団繁殖地のこと。カワウのコロニーは、本県では 1 箇所確認されている。コロニーは繁殖期以外は「ねぐら」（休憩地で夜間眠る場所のこと）として使用されている。

コンポスト（※）

生ごみや下水汚泥、浄化槽汚泥、家畜の糞尿、農作物廃棄物などの有機物を、微生物の働きによって醗酵分解させ堆肥にしたものをいう。

【さ行】

再生可能エネルギー（クリーンエネルギー）

非化石エネルギーにおいて、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるもの。後述する新エネルギーの他、大規模水力、海洋エネルギー等が含まれる。

里山（林）

集落の近くにあつて、地域住民が日常生活の中で、生活用燃料や堆肥を作るための落ち葉の採取等に利用している、あるいは、利用していた森林。近年では周辺の水辺や農地を含めて里山として扱う場合もあり、生物の生息空間としての重要性が見直されている。

産業廃棄物

工場、事業場における事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、製紙業等から出る紙くず、木製品製造業等から出る木くず、ゴムくず、金属くず、がれき類、畜産業に係る動物の糞尿等をいう。

産業廃棄物は、排出事業者が自らの責任で、これによる環境汚染を生じさせないよう適正に処理する責務がある。

酸性雨

工場・事業場から排出されるばい煙、自動車の排出ガス中に含まれている硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中で酸化され、硫酸、硝酸等となって取り込まれた酸性の強い雨のこと。

一般に清浄な雨でも大気中の炭酸ガスによって飽和されて pH5.6 程度となっているので、それ以下の pH の雨水を酸性雨という。近年日本各地で pH4.0 以下を記録することもまれではなく、北ヨーロッパやアメリカ北東部では、強酸性の雨により森林、湖沼等の生態系に重大な影響を及ぼしている。

シアン

メッキ工場などで使用されたり、化学反応により合成されて生成する極めて毒性の強いシアン化合物をいう。摂取すると、通常では数秒ないし数分で中毒症状が現れ、頭痛、めまい、意識障害、けいれん及び体温降下をおこし、数分で死亡することもある。

CSR（Corporate Social Responsibility）

企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合

理性を追求するだけでなく、利害関係者全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方。

COD（Chemical Oxygen Demand：化学的酸素要求量）

水中の有機物による汚濁の程度を示すもので、水中に含まれている有機物が過マンガン酸カリウム等の酸化剤によって酸化されるときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算した値をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

ジクロロメタン（※）

発がん性の疑われている有機塩素系溶剤の一種で、無色透明の液体、不燃性、水に難溶である。金属・機械等の脱脂洗浄剤、塗料剥離剤等に使用されるなど、洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても分解されにくく、地下水汚染の原因物質の一つとなっている。

次世代エネルギーインフラ

太陽光発電や燃料電池、電気自動車など、複数のエネルギー資源や新たな技術を最適に組み合わせたクリーンで高効率な「次世代のエネルギー供給システム」。県営都市公園「花フェスタ記念公園」、民間複合施設「クックラひるがの」等、県内5箇所を整備。

自然環境保全協定

「岐阜県自然環境保全条例（昭和47年条例第17号）」第36条に基づき、一定規模以上の開発行為に対し、自然環境の保全のために必要な事項等を内容とする協定書を事業者と知事との間で締結する制度。

自然環境保全地域

「自然環境保全法（昭和47年法律第85号）」第12条には、(1)原生自然環境保全地域、(2)自然環境保全地域、(3)都道府県自然環境保全地域の3種の保全地域が規定されている。(1)(2)は岐阜県にはない。(3)については「岐阜県自然環境保全条例（昭和47年条例第17号）」第14条に基づき、優れた自然環境を有し、保全していくことが特に必要な地域を知事が指定し、地域内での行為を規制し、すぐれた自然環境を保全している。この条例に基づいて指定されるのは、自然環境保全地域と緑地環境保全地域の2種類である。

自然共生工法

河川全体の自然の営みを視野に入れ、時に猛威をふるう自然の力から生命、財産を守り、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全創出することに効果のある工法の総称。

自然公園

国内の優れた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図るために、「自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）」第 5 条及び「岐阜県立自然公園条例」第 4 条に基づき指定する区域をいう。自然公園には、国が指定する国立公園、国定公園のほか、県が指定する県立自然公園の 3 種類がある。

自然保護員

県内の自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区等において、自然環境を保全するために巡視する県の非常勤職員。

地盤沈下面積

沈下を示す水準点が 3 点以上隣接している地域の面積のこと。

循環型社会

廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

循環資源

循環型社会形成推進基本法で定義されたものであり、廃棄物等（無価物である廃棄物及び使用済み製品等や副産物等）のうち有用なものを指す。

省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）

内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場、建築物及び機械器具についてエネルギー使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために昭和 54 年に制定された。

工場・事業所のエネルギー管理の仕組みや、自動車の燃費基準や電気機器などの省エネ基準におけるトップランナー制度、運輸・建築分野での省エネ対策などを定めており、住宅・建築物分野では、大

規模な建築物の省エネ措置が著しく不十分である場合の是正措置命令や、中小規模の建築物の省エネ処置に関する届出等が規定されている。

浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽を指している。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。「浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）」の改正等によって、単独処理浄化槽（し尿のみを処理し、台所、風呂場などの生活排水の処理を行わない浄化槽）の新設は実質的に禁止されているため、現在では単に浄化槽といえば合併処理浄化槽を意味する。

小水力発電

小水力発電には厳密な定義はなく比較的小さな水力発電の総称であり、中小河川や農業用水路などの高低差を利用した水力発電のこと。

新エネルギー

非化石エネルギーの中で、経済性の面における制約から普及が十分でないが、その促進を図ることが非化石エネルギーの導入を図るため特に必要なもの。具体的には太陽光、風力、中小水力、太陽熱、雪氷熱、バイオマス等がある。

針広混交林（しんこうこんこうりん）

針のような葉を持った「針葉樹」と、平たくて広い葉を持つ「広葉樹」が混ざり合って成立している森林。

親水施設

川や沼、ため池や用水路などの一部を「親水（水とのふれあい）」という機能を持たせるように整備した施設。水遊びの場、散策、レクリエーションや水生生物にふれあう場などとして利用される。

水源かん養（機能）

洪水を緩和させる、流量を安定させるなど、森林のもつ水資源を保全する働き。

水質汚濁防止法

国民の健康を保護し、生活環境を保全するため、公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止することを目的として、工場及び事業場から公共用水域に排出

される水及び水の地下への浸透を規制するとともに、工場及び事業場等から排出された汚水等によって人の健康に被害が生じた場合の事業者の損害賠償責任について定めた法律。昭和 45 年制定。

水質環境基準の類型指定

水質環境基準は、人の健康保護に関する項目と生活環境の保全に関する項目がある。前者は県内の全ての水域について同じ基準であるが、後者は水域の利用目的に応じて、AAからEの6段階に類型化された基準のいずれかを当てはめて指定することとなっている。

水質総量規制

東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の閉鎖性水域の富栄養化が問題になっており、これを改善するために、閉鎖性水域に流入する汚濁負荷量の削減を図る制度。これは、濃度規制とは異なり、事業場から排出される汚濁物質の総量（濃度×水量）を規制するものであるため、各事業場において汚濁物質の絶対量を削減する必要がある。

水準測量

標高を求める測量のこと。

水田魚道

メダカやドジョウなどの生き物が、田んぼで生息できるように、水路間の落差や水田と水路の落差をつなぎ、水のネットワークを再生させるために設置した魚道。

3R（スリーアール）

リデュース（Reduce、発生抑制）、リユース（Reuse、再使用）、リサイクル（Recycle、再生利用）の3R（頭文字）により、循環型社会形成を進めようという考え方。

生活排水

炊事、洗濯、入浴等、人の生活に伴い、公共用水域に排出される水をいう。生活排水は、下水道や合併処理浄化槽に接続している家庭では、し尿とともに処理されるが、そのほかの家庭では未処理のまま流されており、河川等の公共用水域の大きな汚濁原因となっている。

生態系

生物群集（植物群集及び動物群集）及びそれらを取りまく自然界の物理的、化学的環境要因が総合された物質系をいう。生産者、消費者、分解者及び還元者から構成され、無機物と有機物との間に物質代謝系が成立している。

自然環境を基準にして陸地生態系、海洋生態系等に区分され、また生物群集を基準にして森林生態系、鳥類生態系等に区分されている。

生物多様性基本法（※）

「生物多様性条約」の国内実施に関する包括的な法律。「環境基本法（平成5年法律第91号）」の下位法として位置付けられる基本法で、生物多様性に関する個別法に対しては上位法として枠組みを示す役割を果たす。平成20年制定。

戦略的環境アセスメント（SEA（Strategic Environmental Assessment））

個別の事業実施に先立つ「戦略的(Strategic)な意思決定段階」、すなわち、政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program)の「3つのP」を対象とする環境アセスメントであり、早い段階からより広範な環境配慮を行うことができる仕組み。

【た行】

ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）」においては、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)を「ダイオキシン類」と定義している。廃棄物の焼却過程が主な発生源となっており、塩素の結びつきによって、PCDDは75種類、PCDFは135種類、Co-PCBは十数種類の異性体に分けられ、これらのうち29種類について毒性があるとされている。

大気汚染防止法

国民の健康の保護や生活環境の保全を目的として、工場及び事業場から事業活動に伴って発生するばい煙等の規制や自動車排出ガスに係る許容限度のほか、大気汚染に関し、人の健康に被害が生じた場合の事業者の賠償責任等を定めた法律。この法律に基づき、地域の自然・社会的条件により、都道府県が該当地域のばい煙発生施設から発生するばい煙等について、

国の定める許容限度より厳しい排出基準を定めることができる。昭和 43 年制定。

Change マイライフ

岐阜県民が取り組む地球温暖化防止活動のローガン。マイバッグ、マイボトルの使用やマイカー使用の自粛など、県民一人ひとりがライフスタイルを変えることを提案している。

地下水位(※)

井戸の水面を標高で表したもので、被圧地下水の場合は帯水層の水圧をあらわすこととなる。

地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。

大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスが、産業革命以降人類の活動による化石燃料の使用や森林の減少などにより、濃度が急激に増加したことが原因と考えられている。

中間処理

一般的に廃棄物の最終処分に至るまでに行われる様々な無害化、安定化・減容化処理等をいう。具体的な方法としては、焼却、中和、溶融、脱水、破砕、圧縮、コンクリート固化などがある。

鳥獣害対策相談員

県が開催する養成講座を受講し、現地で農作物に対する鳥獣被害対策の指導にあたる者。

鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）」第 28 条に基づき野生鳥獣の保護を図ることを目的に、その捕獲を禁止する区域として指定されるもの。この区域において、特に鳥獣の保護又は生息地の保護を図る必要があるところとして「特別保護地区」に指定されると、野生鳥獣の生息に影響を及ぼす行為が制限される。

低公害車

大気汚染物質の排出が従来の自動車よりも少ないなど、環境への負荷が少ない自動車の総称。天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車などがある。

底質

河川、湖、海などの水底を形成する表層土及び岩盤の一部とその上の堆積物を合わせたものをいう。底質の状態はその上部の水質と相互に関連しており、水質が汚濁すると底質汚染を引き起こし、また汚染された底質から有機物や有害物質などが溶出し水質を汚濁するという事態が生じる。

テトラクロロエチレン

エーテルのような芳香臭のある無色透明の液体である。ドライクリーニング用洗剤、金属の脱脂洗剤、一般溶剤などに使用されている。揮発性有機化合物の一種で、洗剤、溶剤として優れた特性を持つ反面、環境中に排出されても分解されにくく、地下水汚染の原因物質でもある。

天然記念物

動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然現象が生じている土地を含む。）で国や都道府県、市町村にとって学術的価値が高いもののうち、国や都道府県、市町村が文化財として指定したものをいう。

特定外来生物

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）（平成 16 年法律第 78 号）」第 2 条に規定される生物（平成 22 年 2 月 1 日現在 97 種類。）であり、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されるが、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども対象に含まれる。なお、外来生物法では、特定外来生物の飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入等が原則として禁止されているほか、国、地方公共団体等により防除を行うこととなっている。

特定施設

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するために、公害関係法令では、「特定施設」という概念を設けている。

「大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）」では「ばい煙、揮発性有機化合物又は粉じんを排出する」施設、「水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）」では「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する」施設、「騒

音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）」では「著しい騒音を発生する」施設、また「ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）」では「ダイオキシン類を発生し、大気中に排出する施設又はダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設」をいい、政令でその種類、規模、容量等の範囲が定められている。

特定鳥獣保護管理計画

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）」第 7 条に基づき都道府県知事が定める計画で、都道府県の区域内において生息数が著しく増加又は減少している鳥獣がある場合、その鳥獣の生息状況などを勘案して、長期的な観点から、その鳥獣を保護するための管理に関する計画を策定している。岐阜県ではニホンカモシカ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカの 4 種類の鳥獣について策定している。

特別緑地保全地区

都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図ることを目的とする都市緑地法第 12 条に規定された制度。

土壌汚染対策法

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により土壌汚染対策を実施し、国民の健康を保護することを目的とする。平成 14 年制定。

トリクロロエチレン

揮発性を有し、不燃性でクロロホルム臭のある無色透明の液体である。金属、機械部品の洗浄剤、一般溶剤、塗料のシンナーなどに使用される。揮発性有機化合物の一種で、洗浄剤、溶剤として優れた特性を持つ反面、環境中に排出されても分解されにくく、地下水汚染の原因物質でもある。

【な行】

二酸化硫黄（SO₂）

無色、刺激性の強いガスで、匂いを感じ、1～10ppm 程度で、目に刺激を与え、粘膜炎、特に気道に対する刺激作用がある。

二酸化窒素（NO₂）

赤褐色の刺激性の気体であり、水に溶解しにくいので、肺深部に達し肺水腫等の原因となる場合がある。

燃料電池

水素と大気中の酸素とを化学的に反応させることによって直接電気を発生させる装置。窒素酸化物、硫黄酸化物を排出せず、環境特性に優れたクリーンな発電装置である。

農業生産工程管理（GAP（Good Agricultural Practice））

適正な農業生産活動の実践を行うため、環境保全や食品安全などの観点から定められた点検項目に沿って農作業を行い、記録、点検・評価、改善を行うことにより農業生産工程の管理を行うこと。

【は行】

ばい煙

「大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）」では、燃料その他の燃焼、熱源としての電気の使用、合成、分解その他の処理により発生する硫黄酸化物、ばいじん及びカドミウム等の有害物質をいう。

バイオマスエネルギー

バイオマス（生物資源）エネルギーとは、化石資源を除く、動植物に由来する有機物で、エネルギー源として利用可能なものを指す。バイオマスは利用と同時にバイオマスを育成することによって、排出される二酸化炭素のバランスを考慮しながら利用すれば追加的な二酸化炭素は発生しない。

バイオマスプラスチック

石油などの化学資源からではなく、主にトウモロコシや未利用植物資源などの生物由来の有機物から得られたでんぷん・糖類を原料として作られるプラスチックのこと。元来地上にある生物を原料とするため、地上の二酸化炭素の増減に影響を与えない再生可能な資源である。

バイオマスプラスチックは新しい概念のため、未だ世界的に統一された定義は無いが、日本バイオプラスチック協会では、「原料として再生可能な有機資源由来の物質を含み、化学的又は生物学的に合成することにより得られる分子量（Mn）1,000 以上の高分子材料」と定めている。

廃棄物処理施設

廃棄物処理施設には、産業廃棄物を処理する施設と一般廃棄物を処理する施設がある。

産業廃棄物処理施設は、産業廃棄物の中間処理（無害化・減量化など）や、埋め立て処分を行う施設で、廃棄物処理法で定められた産業廃棄物処理施設を設置する場合は、都道府県知事等の許可が必要となる。

一般廃棄物処理施設には、一般廃棄物を処理する施設のうち、一定規模以上の焼却処理施設、選別施設、たい肥化施設、破碎施設、し尿処理施設、最終処分場などがある。

民間業者が一般廃棄物処理施設を設置する場合は、都道府県知事の許可が必要となり、市町村が設置する場合は、都道府県知事に届け出る。

鋼製スリット型えん堤

全面がコンクリートのえん堤とは異なり、中央部分が鋼製のスリット型となっているため、通常時は動物や魚類の行動を遮断しないことや安定した土砂を下流に供給するといった特徴があるえん堤。



P R T R (Pollutant Release and Transfer Register) 制度

化学物質を取り扱う事業者が、化学物質の環境中への排出量や廃棄物として外部へ移動した量を自ら把握してこれを行政に報告し、行政がデータを取りまとめて公表する制度。これによって、行政は、排出源情報を知ることにより、環境リスク対策を進めることができる。事業者は、自己の環境中への排出量を知ることにより、化学物質の適正な管理に役立てることができる。市民は、地域でどんな化学物質が排出されているか知ることにより、環境リスクに対する理解を深めることができる。

BOD (Biochemical Oxygen Demand : 生物化学的酸素要求量)

水中の有機物による汚濁の程度を示すもので、水中に含まれている有機物が一定時間（5日間）、一定温度（20度）の下で、微生物によって酸化分解さ

れるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。一般的に魚の生息できる水質はBODが5mg/L以下である。

ビオトープ

野生生物を意味する Bios と場所を意味する Topos とを合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間」となる。有機的に結びついた生物群、すなわち生物社会（一定の組み合わせの種によって構成される生物群集）の生息空間を意味する。

ヒートアイランド現象

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象をいう。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランドという名称が付けられている。

PCB (Polychlorinated Biphenyls : ポリ塩化ビフェニル)

PCBは、化学的に安定しており、熱安定性にも優れた物質で、その用途は、絶縁油、潤滑油、感圧紙、インク等多範囲に及んだ。

カネミ油症事件の原因物質で、環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、現在、製造は禁止されている。

微小粒子状物質

浮遊粒子状物質のなかで、粒径2.5μm以下の小さなもの。

フードマイレージ (※)

輸入食料の総重量と輸送距離を掛け合わせた値。食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送にかかる燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため、フードマイレージが高いほど、食料の消費が環境に対して大きな負荷を与えていることになる。

浮遊粒子状物質 (SPM (Suspended Particulate Matter))

自重で落下せず、大気中で浮遊する物質をいう。このうち粒径が10μm (マイクロメートル) 以下のものについては、そのほとんどが気道または肺胞に沈

着し、人の健康に影響を与えることから、「浮遊粒子状物質」として環境基準が定められている。

フロン

非常に分解されにくい物質で、冷蔵庫、カーエアコン等の冷媒などに広く使われている。フロンそのものは無毒であるが、オゾン層の破壊によって、紫外線の地上への到達量が増加することにより、皮膚ガンの増加や生態系への悪影響をもたらすといわれている。また、強力な温室効果ガスでもある。

分別収集

ごみを処理するには、ごみの種類ごとに分類されていると処理しやすく、また、資源化、再利用のためにも有効である。このため、通常一般家庭からごみを排出する際に、可燃物、不燃物、粗大ごみなどに分類する分別収集方式がとられている。平成9年から「容器包装リサイクル法」に基づく市町村の分別収集が実施されている。

pH（ペーハー）

溶液中の水素イオン濃度を表わす指数。7を中性とし、7より大きいものをアルカリ性、小さいものを酸性という。

ベンゼン

芳香族炭化水素の一種。特有の臭気を持つ無色の揮発性の液体で、溶剤などに用いられる。

保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。このような森林は、木を伐ることが制限されたり、木を植えることが義務づけられるなど法律による規制を受ける。

包蔵水力

技術的・経済的に開発可能な発電水力資源の量。

【ま行】

水土里（みどり）

「水」は清い流れの農業用水、「土」は緑豊かな農地、「里」は豊かな自然や農村風景を表しており、「水土里」は豊かな自然環境、美しい農村環境、きれいな水、澄んだ空気など清廉なイメージを表現するための造語。

木育

みずみずしい感性の持ち主である幼少期の子どもたちを対象に、森や木とふれあう体験を通じて、人と自然とのつながりを自ら考える豊かな心を育む活動。

木育推進員

木育の活動を進めるために、木育や森林環境教育についての知識と技術を持つ者で、県が委嘱した者。保育園や幼稚園などでの木育の普及啓発の活動を実施。

モンキー ドッグ

ニホンザルによる農作物の被害を防ぐための、サルを追いかける訓練を受けた犬のこと。

【や行】

野生生物保護推進員制度

希少野生生物の保護に熱意と見識を有する者に、知事が委嘱する（任期3年）。希少野生生物の個体や生息地（生育地）調査や、県民が実施する野生生物保護活動に必要な助言・指導などを行う。

【ら行】

利用間伐

植栽したスギやヒノキ等の密度管理を目的とした伐採（間伐）のうち、伐採木を木材等に有効利用するもの。

るる流々プロジェクト

子どもたちが、自分の住んでいる身近な水路から川までの水の経路を実際に歩くことによって、自分たちの生活が川・海とつながっていることを再認識する授業モデルのこと。

レッドデータブック

絶滅の危機に瀕している野生動植物の名前、形態の特徴、分布状況、減少要因などを掲載し、その危機の現状を伝え、個体の生息地などの保護・保全活動に結びつけようという目的で作成された報告書のこと。

【引用】

（※）が付いている用語については、EIC ネット（独立行政法人国立環境研究所が提供し、財団法人環境情報普及センターが運用）の「環境用語集」（<http://www.eic.or.jp/ecoterm/>）から引用しています。

岐阜県環境基本計画

(平成23年度～平成27年度)

岐阜県環境生活部環境生活政策課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
T E L 058-272-1111(代表) 内線2385・2386
F A X 058-278-2605
E-mail c11260@pref.gifu.lg.jp

*県のホームページに岐阜県環境基本計画が掲載されています。
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kankyo/kankyozenpan/kihonkeikaku>

岐阜県環境基本計画

Web検索



チェンジ

CHANGE マイライフ

『ぎふエコ宣言 ～僕に、私にできる10の宣言～』

県では、身近に実践することができる地球温暖化防止に関する10の取組みを「ぎふエコ宣言」として宣言していただいています。

マイカー使用自粛宣言／マイはし使用宣言／マイバッグ使用宣言
マイカップ使用宣言／マイボトル使用宣言／エコドライブ宣言
クールビズ・ウォームビズ宣言／エコ水宣言／省電力宣言／ゴミなし宣言



毎月第2土曜日は
「県民環境の日」です。